阿 見 町 議 会 会 議 録

令和７年第４回定例会

（令和７年12月 ２ 日～12月16日）

阿 見 町 議 会

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・

○散　会・・・

・議案第１１０号から議案第１１１号（委員長報告、討論、採決）……１５２
・議案第１１２号（委員長報告、討論、採決）……１５４
・議案第１１３号から議案第１１８号（委員長報告、討論、採決）……１５５
・議案第１１９号（委員長報告、討論、採決）……１６２
・議案第１２０号（委員長報告、討論、採決）……１６４
・議案第１２１号（委員長報告、討論、採決）……１６５
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査……１６６
○閉　会……１６６

第 4 回 定 例 会

告示第３０４号

令和７年第４回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年１１月１９日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和７年１２月２日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和７年第４回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	12月２日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	12月３日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第３日	12月４日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第４日	12月５日	（金）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第５日	12月６日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	12月７日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	12月８日	（月）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第８日	12月９日	（火）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第９日	12月10日	（水）	休　　会		・議案調査
第10日	12月11日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	12月12日	（金）	休　　会		・議案調査
第12日	12月13日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	12月14日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	12月15日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	12月16日	（火）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　　1　　号

〔 12 月 2 日 〕

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和７年１２月２日（第１日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	高野好央君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩	孝君
町民生活部長	齋藤	明君
保健福祉部長	戸井	厚君
産業建設部長	野口正巳	君
教育委員会教育部長	糸賀昌士	君
政策企画課長	糸賀隆之	君
総務課長	石田栄司	君
財政課長	坂入紀章	君
行政経営課長	山﨑秀之	君
管財課長	渡邉修宏	君
こども未来課長	大塚	淳君
おやこ支援課長	山﨑由紀子	君
都市整備課長	加藤卓也	君
上下水道課長	田﨑和徳	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	糸賀正芳	
書記	押切侑理	

令和７年第４回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和７年１２月２日　午前１０時開会・開議

日程第１　会議録署名議員の指名について
日程第２　会期の決定について
日程第３　諸般の報告
日程第４　常任委員会所管事務調査報告
日程第５　議員派遣報告
日程第６　議案第１１０号　阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第１１１号　あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第７　議案第１１２号　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第１１３号　令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）
議案第１１４号　令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第１１５号　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第１１６号　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
議案第１１７号　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第１１８号　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第９　議案第１１９号　財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）
日程第10　議案第１２０号　土地の取得について
日程第11　議案第１２１号　あみ子育て支援センターの指定管理者の指定について

午前１０時００分開会

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和７年第４回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

13番　　栗　原　宜　行　君

14番　　海　野　　隆　君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る11月25日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君）　おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和７年第４回定例会につきまして、去る11月25日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は６名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月16日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

２日目、12月３日は午前10時から本会議で一般質問、３名。

３日目、12月４日は午前10時から本会議で一般質問、３名。

４日目、12月５日は午前10時から本会議で一般質問、３名。

５日目から６日目までは休会で議案調査。

７日目、12月８日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後２時から民生教育常任委員会。

８日目、12月９日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

９日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月16日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして、御報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第110号から議案第121号まで、以上12件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情の３件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和７年８月分から10月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和７年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、11月26日及び11月28日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第４、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

総務常任委員会では、令和７年10月21日に福島県福島市を、22日に福島県二本松市を訪問し、視察研修をしてまいりました。

委員６名と、執行部からは町民生活部長が出席し、議会事務局から職員１名が随行いたしました。

まず、福島市では、電子町内会推進事業の取り組みについて視察研修をしてまいりました。

福島市の地域共創課より、電子町内会ウェブサイトの運用、電子町内会推進アドバイザーの派遣、町内会活動ハンドブックの説明がありました。

福島市の町内会については、令和７年４月１日現在863の町内会があり、町内会加入率は72.61％で、全町内会のうち最多世帯数は1,586世帯、最小世帯数は１世帯となっており、平均世帯数は約105世帯となっております。最小世帯数の１世帯は、雇用促進住宅にお住まいの方で、最終的に残っている１世帯とのことでした。

事業開始に至った背景には、コロナ禍において、重要かつ緊急の情報を地域へ迅速に伝達することが求められましたが、町内会では紙での伝達が主であり、迅速性に欠けていたことや加入率の低下、役員の担い手不足などの課題から、町内会の継続が難しい状況になったことから、町内会の維持・活性化を図るために事業を開始したとのことでした。

令和２年度に、電子町内会モデル事業として４町内会で開始、電子メール化などに取り組み、さらに令和４年度、電子町内会推進事業として31町内会で開始、その後に、電子町内会ウェブ

サイトの開始により、38町内会まで増加、現在では46町内会が参加しているとのことでした。

まず、市からの通知・回覧文書の電子メール化により、紙での配布は行わず伝達については町内会に一任しているとのことです。

次に、電子ウェブサイトの活用として、町内会の専用サイトを作成し、町内会の紹介、活動実績、お知らせなどを掲載することで、いつでもインターネットで閲覧可能とし、町内会同士の活動も知ることができ、活性化につながることや若い世代の取り込みが期待される。令和４年12月から開始した電子ウェブサイトは市が管理し、申込みがあった町内会のページを市で作成し、そのページに町内会が簡単な編集・投稿を行う仕組みとなっているそうです。さらに、アーカイブ化することにより、過去の記録も検索・閲覧ができるようになるとのことでした。その後、インターネットで実際に作成された町内会ページの説明がありました。

次に、電子メールやＬＩＮＥ、各種ＳＮＳの概要や利用方法など、ＩＣＴの便利さを広める研修会の実施やアドバイスを行うため、電子町内会推進アドバイザーを派遣しているとのことです。

しかし、現状としては、デジタル対応不可な高齢者世帯が町内会活動の中心を担っていることから、デジタル化への移行は時間を要すること、市からの配布物を100％電子化できない状況のデメリットはあるものの、役員の負担軽減・効率化が図られることや、町内会活動の認知度が向上されるといったメリットもあるとのことで、今後、阿見町でもますます行政区への加入率の低下が懸念されるものと思われ、非常に参考となりました。

次に、二本松市では結婚推進支援事業の取り組みについて視察研修してまいりました。

二本松市の子育て支援課より、出会いの場の提供事業、結婚お世話役事業、ふくしま結婚マッチングシステムはぴ福なびの説明がありました。

二本松市の人口は、令和７年10月１日現在で４万6,490人となっておりますが、二本松市総合計画において、結婚推進支援事業は出会いと交流の促進という施策に位置づけられており、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを掲げ、人口減少に歯止めをかけるものとして、結婚推進支援事業を実施し、少子化対策に向けた結婚支援を行っているとのことでした。

まず、出会いの場創出事業は、平成19年度にスタートした結婚推進員設置事業の登録者を中心とした婚活イベントの試行的実施から、平成22年度に開始したとのことでした。

イベントの実績としては、令和６年度は市単独で５回実施、令和７年度は市単独にて１回実施済みで、11月以降、３回コースでのイベントを実施予定で、令和７年度の予算額は250万円を計上、婚活イベントの開催が主な取り組みで、近年は委託事業として市内の実績のある事業者へ発注して開催しているとのことです。

次に、平成19年度から平成27年７月まで結婚推進員設置事業として実施していたものを、平

成27年８月から結婚お世話役事業として実施しているとのことです。

結婚を希望する独身者（市内在住または市に実家がある方）を対象に、引き合わせ役11名で結婚お世話による登録者のマッチングを活動し、年間活動報酬１人5,000円分の地域商品券を、成婚した場合のお世話役への謝礼としては10万円、成婚したカップルへの記念品として5,000円分の商品券をお渡しているとのことでした。

結婚に対する価値観の多様化や結婚希望者の高齢化などの理由から成婚実績が上がらない状況にあるため、事業内容の見直しが必要であるとの課題はあるものの、将来的な事業展開の方向性として、結婚新生活支援事業を行うとともに、令和７年度からライフデザイン事業も実施し、若者のライフプランニングの支援活動を通して、結婚や育児へのポジティブな選択を持ってほしいと考えていることや、「結婚＝出産、育児」という価値観の押し付けにならないような支援が必要だと考えているとのことでした。

当町で行っている婚活力支援事業でも成婚率は非常に低いことから、今後、相談窓口も含め見直しを図ることが必要であり、非常に参考となりました。

今回の視察研修で学んだことを、今後の委員会活動に活かしたいと思っております。

最後に、今回の研修を快く引き受けてくださいました福島市議会、福島市の地域共創課の職員の方々、二本松市議会、二本松市の子育て支援課の職員の方々には大変お世話になりました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、総務常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会では、令和７年10月８日に滋賀県野洲市を、翌９日に岐阜県養老町を訪問し、視察研修をしてまいりました。

委員会からは委員５名が出席し、執行部からは産業建設部長が出席、議会事務局からは職員１名が随行しました。なお、委員１名が体調不良により欠席いたしました。

まず、野洲市では、ふるさと納税について視察研修を行いました。

野洲市は、2020年までふるさと納税を返礼品なしで行っていましたが、市長が交代した2021年から地元工場で生産している化粧品ブランドＳＫ－Ⅱを返礼品として取り扱うふるさと納税に変えたことで寄附額が急増し、令和６年度の寄附額は約14億円で、その寄附額の内訳は、ＳＫ－Ⅱが96.4％、２位のお米で1.3％と、そのほとんどがＳＫ－Ⅱで占められているとのことでした。

野洲市ふるさと納税の実績の特徴としては、ＳＫ－Ⅱという小さくて常温で輸送が可能、しかも単価が高いという商品を扱っているため、寄附額に対する送料の経費率が1.2％とほとんどかからないため、寄附額から経費を差し引いた実質利用可能額が53.6％と５割を超えているとのことでした。

また、経費削減の対策として、各寄附サイトの手数料や中間業者への経費を削減できないか検討しており、宣伝はしないものの手数料が格安な寄附サイトを利用したり、中間業者についてはプロポーザルを実施したりと、様々な試みをしているという印象を受けました。

特に印象深かったのは、今の野洲市のふるさと納税はＳＫ－Ⅱのふるさと納税になっていると認識し、危機感を持っていることでした。そのため、野洲市をよりアピールし、野洲市のファンづくりを増やすため、体験型の返礼品の開発や、野洲市に寄附をしたいと思っていただけるような寄附の受入先の発掘をしているところです。

ふるさと納税の経費を削減することや、１つの返礼品に依存せず、野洲市をアピールし、ファンを増やすような返礼品の開発は、阿見町においても大いに参考になると思いました。

次に、岐阜県養老町では、養老町の地域通貨「養老Ｐａｙ」について視察研修を行いました。

養老Ｐａｙは、コロナ禍による地域経済が少し落ち込む中、プレミアム商品券を発行する際、紙でのやり取りはコロナ禍において妥当なのかとの検討から、商品券を電子化したことで地域通貨を導入したのがきっかけでした。その後、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しながら、当初の電子商品券の活用だけでなく、高齢者の見守り機能やオンデマンドバスとの連携、スタンプラリー機能、マイナンバーとの連携、養老町独自の健康アプリ「ＹＯＲＯ健康通帳」との連携など、様々な機能を持ち合わせた総合アプリに進化させていったとのことでした。

特に印象深かったのは、ＹＯＲＯ健康通帳との連携で、健康増進のために毎日歩くことで、地域電子商品券と交換可能なポイントが付与され、地域通貨とヘルスケアを結ぶ事業が行われていました。これらのアイデアは各担当課から独自に出てきたとのことでした。

これらの取り組みの結果、地域経済への効果について、総務省の簡易計算ツールで経済波及効果を算出したところ、令和６年度は経済波及効果試算額が約１億6,000万円とのことでした。

課題としては、運営については、養老Ｐａｙの利用料は養老町が負担しており、今後発生するランニングコストの負担が高額となっていることから、持続可能な事業に向けた仕組みづくりが必要とのことでした。

地理的な環境をはじめとし、様々な環境の厳しさがある中、養老町が一丸となって取り組んでいることが分かりました。ちなみに令和６年度の養老町のふるさと納税寄附額は約６億3,000万円で、実質収支額は約３億3,000万円です。今後の阿見町における市制施行を支える都

市開発・まちづくりを考えるに当たって、大いに参考になると思いました。

最後に、今回の研修を快く受け入れていただきました野洲市や養老町の議会および執行部の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第５、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第１項の規定により、議会の議決で決定した議員派遣報告を行います。

副議長高野好央君、登壇願います。

〔副議長高野好央君登壇〕

○副議長（高野好央君）　それでは、命により、議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月７日、利根町文化センター多目的ホールにおいて、令和７年度県南町村議会議員大会が開催されました。これは、県南地区の町村議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものであります。

阿見町からは議長をはじめ16名、議会事務局から３名の出席がありました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

一つ、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化を期する。

一つ、豪雨災害からの復旧・復興と防災・減災対策の強化を期する。

一つ、地方創生とデジタル社会の実現に向けた施策の推進を期する。

一つ、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する。

一つ、町村財政の強化を期する。

一つ、脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進を期する。

一つ、農林水産業振興対策の強化を期する。

一つ、地域商工業等振興対策の強化を期する。

一つ、地域保健医療の向上及び医療・介護保険制度の改善を期する。

一つ、少子化対策及びこども・子育て施策の推進を期する。

一つ、高齢者福祉、障がい者福祉施策の強化を期する。

一つ、教育・文化の振興を期する。

一つ、交通体系及び生活環境施設の整備促進を期する。

一つ、消防体制の強化を期する。

一つ、監査機能の強化を期する。

以上、15項目の決議が採択されました。

続きまして、講演会があり、「食と農の未来を切り拓く農業ＤＸ～農業をデジタル技術でかっこよく稼げて感動があるものに～」をテーマに、スマートアグリコンサルタンツ合同会社代表／ＣＥＯ、一般社団法人日本農業情報システム協会理事、特定非営利活動法人ブロードバンド・アソシエーション事務局次長、渡邊智之様の講演がありました。

講演は大きく７項目に分かれ、最初に富士通社員であった御自身が農業に出会ったきっかけを、２番目のスマート農業では、スマート農業の偏見とどんな人がスマート農業に向いているかについて、３番目のスマート農業の現在位置と利活用状況では、スマート農業の実例について、４番目のなぜ情報武装が必要なのかでは、農業に係る様々なリスクへのデータ蓄積による対策の重要性について、５番目の匠の知識の形式知化に向けた動きでは、農家の経験をデータ蓄積することで次世代農業生産者を育成し儲かるようにすることについて、６番目のフードバリューチェーンにおけるＩＣＴ、ＩｏＴ、ＡＩの利活用では、蓄積したビックデータを利活用したサービスについて、７番目の次世代食・農情報流通基盤では、次世代の食・農の情報の流れについて、様々なエピソードを交えながらお話をいただきました。

農業とデジタル技術に関する具体的な資料と、穏やかで分かりやすいお話による講演は、参加者の理解を大いに深めるもので、大盛況のうちに閉会いたしました。

以上、議員派遣報告を終了いたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で議員派遣報告を終わります。

議案第１１０号　阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第１１１号　あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第６、議案第110号、阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第111号、あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、以上２件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。

本日は、令和７年第４回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第110号及び議案第111号の条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案第110号の阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、令和８年４月から全国の自治体で実施される乳児等通園支援事業に関する規定が新設されたことに伴い、当該事業の設備及び運営の基準について国が定める基準を踏まえ、新たに条例を制定するものであります。

議案第111号のあみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、法律または法律に基づく政令に特別の定めのない公の施設である（仮称）子育て支援総合センターについて、地方自治法第244条の２の規定に基づき、その設置及び管理に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案２件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第111号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第１１２号　　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第７、議案第112号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第112号の阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、当該政令の規定に準じ、選挙運動用ビラ作成の公費負担基準額の引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第１１３号　　令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）

議案第１１４号　　令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第１１５号　　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第１１６号　　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
議案第１１７号　　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第１１８号　　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第８、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）、議案第114号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第115号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第116号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、議案第117号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）、議案第118号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）、以上６件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第113号から議案第118号までの令和７年度一般会計ほか５件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第113号、一般会計補正予算は、既定の予算額から6,032万7,000円を減額し、224億9,333万8,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、交付決定により、社会資本整備総合交付金を減額。

第23款町債で、対象事業費の減により、道路舗装修繕事業債を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第２款総務費の地域安全対策費で、Ｊアラート受信機及び自動起動装置更新のため、防災行政無線放送施設設備工事を増額。

第３款民生費の障害者福祉費で、サービス利用量の増により、障害者訓練等給付費を増額。

第４款衛生費の保健衛生総務費で、利用者の増により、産後ケア事業委託料を増額。

第７款土木費の道路維持費で、工事量の減により、道路工事を減額。道路新設改良費で、国庫補助金の減により、道路工事を減額。

第11款公債費で、償還額の確定により、元利償還金を減額するものであります。

議案第114号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に31万1,000円を追加し、49億9,254万9,000円とするものであります。

その内容は、職員給与関係経費を増額するものであります。

議案第115号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に2,194万6,000円を追加し、42億9,289万円とするものであります。

その主な内容は、サービス利用の増により、地域支援事業費の通所型サービス事業に係る経費を増額するものであります。

議案第116号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から307万2,000円を減額し、13億2,677万6,000円とするものであります。

その主な内容は、納付金額決定により、広域連合納付金の保険基盤安定納付金を減額するものであります。

議案第117号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出について10万6,000円を減額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を減額するものであります。

議案第118号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収支について160万8,000円を減額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費の減額及びそれに伴う他会計補助金を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案６件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　一般会計補正予算の14ページですね、財産管理費、1113公用車維持管理費196万5,000円。これ、ＮＨＫの放送受信料を請求書が来たのでそのまま支払うと、こういうことだと思いますけども、先日、岐阜県の知事が公用車のカーナビの受信料について発言をしていますね。視聴目的でもないものに受信料を支払わせると、これ、いかがなものかと、ＮＨＫに直談判しているというんですけれども。ＮＨＫから請求書が来たと思うんですよね。この請求書に対して、阿見町としてはどういう交渉をして、どういうことを言ってきたのか、このことについて伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

私どものほうでＮＨＫと交渉を進めているわけですけれども、交渉している中で、支払いを行わなきゃならないという部分については判例等が出てございますので、その辺については、岐阜県知事さんのように異論があるところはあるかとは思うんですけども、支払いを進めていきたいと考えております。

ただ、今、受信機を搭載している中で確実に取り外したものについては、以後支払わなくていいような内容がございますので、そういうようなところについて、今、ＮＨＫと調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　そうすると、補正予算には計上したけれども、確定したものではないというふうに理解していいですか。

○議長（野口雅弘君）　総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　一応、今年度までの最大値を計上してございますので、この予算を議決いただきました後、精査をさせていただきまして、その範囲内で支払いをしていくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　先日、稲敷地方広域市町村圏事務組合の議会でも同じようなことがあって、確認をしたところ、ＮＨＫ放送を受信したことは一度もないと。それから業務上、ＮＨＫの放送が必要になったことも一度もないと。しかし、払わないと。こういうことで、比較的早く消防の全国、消防はこれも全国ネットなので、情報をやり取りしながら支払わざるを得ないということで支払ったということなんですけども。

この岐阜県の知事の発言というのは正当な発言であって、交渉する上で、やっぱり物を言っておかないと駄目だと思いますので、ぜひ、町長も含めて、対外的に発信すべきだと私は思います。そういう発信するようなあれはありますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　今のところ、町が主体的にそういうようなことをやるという状況にはございませんが、担当レベルの者にはお話をぜひさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第113号から議案第118号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第１１９号　財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第９、議案第119号、財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第119号、財産の取得（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）子育て支援総合センターの整備に伴い一般什器備品を購入するものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第119号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第１２０号　　土地の取得について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第10、議案第120号、土地の取得についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第120号の土地の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、都市計画道路本郷・中根線の事業用地を取得するものであり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第120号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第１２１号　　あみ子育て支援センターの指定管理者の指定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第11、議案第121号、あみ子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第121号のあみ子育て支援センターの指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。

具体的には、あみ子育て支援センターにおいて、子育てを一元的に支援するとともに、子育て世帯の交流の場を設けることに伴い、民間事業者等が有する専門的知識や経営能力を活用し、サービスの向上を図るため、指定管理者の指定を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第121号については、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件の審査の上、来る12月16日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１０時４９分散会

第　　2　　号

〔 12 月 3 日 〕

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和７年１２月３日（第２日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	高野好央君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩　孝君
町民生活部長	齋藤　明君
保健福祉部長	戸井　厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	飯野賢司君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	堀越多美男君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
こども未来課長	大塚　淳君
おやこ支援課長	山﨑由紀子君
都市計画課長	鶴田広秋君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	田﨑和徳君
学校給食センター所長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹　久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和７年第４回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和７年１２月３日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和７年第４回定例会

一般質問１日目（令和７年１２月３日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．武井　　浩	１．物価高対策について	町長・教育長
	２．結婚支援・子育て支援について	町　　長
	３．南海トラフなどの大地震対策について	町　　長
２．武藤　次男	１．公共交通に対する取り組みについて	町　　長
	２．防犯カメラ設置促進について	町　　長
	３．福祉政策における就労支援に対する工賃について	町　　長
３．佐々木　芳江	１．阿見町自主防災状況と対策について	町　　長
	２．阿見町の災害弱者への避難計画について	町　　長
	３．阿見町の空き家の現状と対策について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第１項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、６番武井浩君の一般質問を行います。

６番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔６番武井浩君登壇〕

○６番（武井浩君）　おはようございます。

ちょっと今日も喉の調子がおかしいんですけれども、一生懸命質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、物価高対策についてお伺いをいたします。

このところ、日常の買物や飲食店の支払いなど、様々な場面で物の値段がちょっと高くなったなと感じる機会がとても増えました。物価高の原因として、為替の円安と原油などのエネルギー価格の高騰、人件費の上昇などが言われております。今まさに物価高が町民の暮らしを直

撃していると思います。お米の価格は高騰し、物価の優等生と言われた卵の価格や、光熱費などエネルギー価格も高止まりしております。

帝国データバンクの調査によりますと、私たちの生活に影響の大きい食品分野での値上げは、2022年に２万5,768品目、2023年に３万2,396品目、2024年に１万2,520品目がございました。今年は２万品目を超える値上げと言われております。また、総務省が５月23日に発表した本年４月の消費者物価指数、これは生鮮食品を除くものでございますが、昨年の４月より3.5％上昇し、このうち高値が続く米類は98％を超える上昇で、上昇率は過去最高となっております。

町では、これまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、第２子以降の給食費無償化などを実施してまいりました。子育て世代の負担軽減策として、とても好評であると思います。また、国においては10月に新しい内閣が発足し、重点支援地方交付金を拡充する方針であることが報道されております。国会において交付金の補正予算が成立した暁には、町でも直ちに物価高対策を実施し、町民の暮らしを守る取り組みをしていただきたいと思います。

また、交付金の活用だけに限らず、町で対応できる高齢者への支援、子育て世代への支援につながる物価高対策についても併せてお伺いをいたします。

１点目、町で予定する物価高対策のメニューとスケジュールについて教えてください。

２点目、子育て支援としても、給食費無償化のさらなる拡充はいかがでしょうか。また、高齢者世帯への直接的な支援策としてどのようなものがありますか。

３点目、プレミアム商品券、お米券について、どう考えますか。

４点目、県内では境町が水道料金の基本料金を７月と８月の２か月間無償化しましたが、阿見町でも実施できないでしょうか。

以上であります。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

武井議員の物価高対策についての質問にお答えいたします。

１点目の、町で予定する物価高騰対策のメニューとスケジュールについてであります。

国では、経済対策として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充し、物価高の影響を受ける生活者の支援や、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備などの推奨事業メニューを設けるなど、制度設計がなされたところです。つきましては、政府の経済対策の趣旨を踏まえながら、当町の実情に即した活用策を検討してまいります。

なお、今後のスケジュールといたしましては、国において経済対策の閣議決定後、令和７年

度補正予算案が編成され、国会において審議される見込みとなります。その後、市町村に対して交付金の規模が示される見込みでありますので、当町といたしましては、配分される額を踏まえ具体的な事業内容を検討し対応してまいります。

２点目の、給食費無償化のさらなる拡充と高齢者世帯への直接的な支援策についてであります。給食費につきましては、教育長から答弁いたします。

高齢者世帯への直接的な物価高対策につきましては、現在、当町では実施しておりません。しかし、既存の事業といたしましては家族等介護用品支給事業があり、住民税非課税の要介護３以上の方を在宅で介護する御家族を対象に、紙おむつや尿取りパッドの現物支給を行っております。

また、エアコン購入費助成事業では、自宅に使用可能なエアコンが１台もない満65歳以上のみで居住する住民税非課税世帯を対象に、一世帯当たり５万円を上限として助成を行っております。なお、ほかにもシルバーカー購入費助成、要介護認定者福祉タクシー利用料金助成、高齢者等ごみ出し支援事業、福祉電話貸与なども実施しております。引き続き、高齢者の生活を支える事業を継続して実施してまいります。

３点目の、プレミアム商品券、お米券について、どう考えるかについてであります。

プレミアム商品券、お米券につきましては、国から食料品の物価高騰に対する特別加算として、プレミアム商品券、お米券が示されております。近隣自治体の動向等を注視し、当町の実情に即した活用策を検討してまいります。

４点目の、水道料金の基本料金無償化についてであります。

水道料金の基本料金無償化については、他市町村でも事例があり、当町においても令和４年度に実施いたしました。今回の経済対策でも推奨事業として例示されております。どのような事業を実施するかにつきましては、当町に対する具体的な交付金の規模を踏まえ、有効な活用策を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

私から物価高対策についての質問にお答えいたします。

２点目の、給食費無償化のさらなる拡充についてであります。

給食費の無料化につきましては、平成26年度から実施している第３子以降の給食費無料化を、今年度より第２子以降にまで拡充したところです。また、今年度の給食食材の購入につきましては、昨今の物価高への対応として、その一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を

充当することにより、給食費の値上げを回避し、保護者負担の軽減を図っております。

現在、国においては、公立小学校の給食費無料化に向けた制度設計が進められております。これが実現した場合、保護者による給食費の負担範囲は中学生に限定されることとなるため、当町が現在実施している第２子以降の給食費無料化についても、より効果的な支援策となるよう見直す必要があると認識しております。保護者負担のさらなる軽減に向け、引き続き国の動向を注視しつつ、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　再質問します。

高齢者への直接的な支援として、例えば東京都中央区では、おとしより介護応援手当として、月額２万円を支給しております。これは、ちょっと要件が細かいのですけれども、年齢65歳以上、区内に６か月以上居住、要介護３以上、３か月以上の寝たきりまたは認知症の状態にある、そして在宅で介護を受けていらっしゃる、という全ての要件を満たされた方を対象としているものでございます。

これは国の交付金に関係なく、もともと実施されているものと思いますが、このような高齢者に対する直接的な支援をすることはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

武井議員おっしゃるとおり、手当を支給している自治体はあるようです。茨城県内においては、同じ趣旨で土浦市や下妻市が、ねたきり老人等福祉手当を実施しております。

当町では、令和５年度まで介護の労苦に報いる趣旨で、家族に阿見町在宅寝たきり高齢者等介護医療金支給事業を実施しておりましたが、令和元年度から令和５年度まで実績がなかったため、事業を廃止しております。今後、高齢者への直接的支援としましては、他自治体の先進事例を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。以前、町で取り組んでいたのは、介護している家族に対する給付ということだったかと思うんですが、今回私が申し上げているのは、高齢者に対する直接的な支援、それを要望させていただきたいと思います。

次に、プレミアム商品券についてですが、先ほど御答弁ありましたが、近隣市町村の実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

令和６年度、令和７年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム商品券の実施状況ですが、県南14市町村では、土浦市、龍ケ崎市、牛久市、利根町、河内町の５市町で実施をしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。かなり県南地区、多くの市町村で実施されているということが分かりましたので、ぜひこれも要望したいと思います。

次に、お米券についてお伺いしたいんですが、これも実施されるかどうか今の段階で分かりませんけれども、もし実施されると決まった場合、ぜひ町内産のお米を活用していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

お米券につきましては、全国米穀販売事業協同組合や全国農業事業協同組合連合会が発行しております、お米を購入する際に使用できるギフト券でございます。現在のところ、ほかの自治体において、地元産のお米に限定した券の配布を実施している事例等は確認できておりません。

このような状況ですので、今後、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

次に、水道事業の収支状況について、簡単に御説明をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

水道事業の直近３年間の収支状況としましては、経営の健全性を示す経常収支比率、こちらにつきましては、令和４年度が118.93％、令和５年度が113.1％、令和６年度が115.12％であり、毎年100％を上回っており、健全な経営状況となっております。

また、純利益につきましては、令和４年度が8,007万1,541円、令和５年度が2,059万5,928円、令和６年度が3,528万4,317円となっており、こちらを減債積立金及び建設改良積立金に積み立てております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。水道事業、極めて健全に運営されていることがよく分かりましたので、ありがとうございます。これからもよろしくお願いしたいと思います。

それを踏まえた上で、水道料金については今回の交付金の推奨事業ともされておりますので、ぜひ今後の検討の中では最優先で検討していただきたいと思います。

次に、小学生の給食費については、国庫負担化の見通しということがございました。そうなりますと、先ほども御答弁ありましたけれども、中学生の給食費無償化の拡充策について、やはり一歩踏み出して実施するべきではないかと考えますが、改めて御答弁お願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

仮に中学生の給食費を全額無償化した場合には、令和７年度の予算で申し上げますと約5,800万円の財源が必要となってまいります。現在、町が実施しております第２子以降の無料化に充てている財源が約7,600万円となりますので、小学校給食費の全額国庫負担化が実現した場合には、その範囲内で、中学生の給食費無償化の実施も可能であると試算することができます。

教育委員会といたしましては、保護者負担の軽減に向けた施策の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、今回のような国の政策によって確保された財源の活用につきましては、町全体の財政運営や施策の優先順位を踏まえまして、慎重に判断する必要があるものと認識してございます。このため、今後も町部局と十分に協議をしながら、中学生給食費の無料化への拡充も選択肢の１つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。今回の国からの交付金の金額が幾らになるのか、まだ分からない状況での質問とさせていただきました。丁重な御答弁、執行部のほうから頂戴しまして、本当に感謝いたします。

最後に申し上げたいのは、今この物価高の中、年金生活者の方、ひとり親家庭の方など、本当に苦しい生活を送っている町民がとても多いということであります。例えば、本日はこの後、武藤議員が福祉政策における就労支援に対する工賃について御質問されます。皆さん御承知かと思いますけど、うちの長男が重度の知的障害者で、就労Ｂの作業所に通っております。１か月毎日休まず働いても、工賃は月額3,000円から4,000円でございます。そういう暮らしをしている人もいるということであります。

国からの交付金が分かり次第、速やかに町としての方針を決めていただきたい。そして決まったことを早く町民に周知をして、可能な限り速やかに実施していただきたい。そのことを要

望して、この質問を終わります。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　次に、結婚支援・子育て支援についてお伺いをいたします。
近年の家族の在り方というのは、あえて結婚しないことを選択する非婚、法律上の婚姻をしていない事実婚、またひとり親家庭、同性カップルなど、これまでの枠にとらわれない形があり、個人の尊厳として、様々な在り方は最大限尊重されなければならないと思います。
その上で質問をさせていただきます。
婚姻統計によりますと、2024年の婚姻件数は48万5,000組で、前年度より約１万組増加しましたが、平均初婚年齢は上昇傾向にございます。また、こども家庭庁の資料「結婚に関する現状と課題について」では、いずれ結婚するつもりと回答した未婚者――これは18歳から34歳までででございますけれども、の割合は男女とも８割を超えております。
しかしながら、結婚しない理由の最多は、適当な相手に巡り会わないという回答が男女とも４割を超えている状況でございます。結婚したいと思っていても相手が見つからないということはとても残念なことであります。
県などが結婚を支援する、いばらき出会いサポートセンターの成婚数が3,000組を超えたとの報道がありました。政府では人口減少を日本の最大の問題と位置づけ、子ども・子育て政策を含む対策を検討していく体制を構築すると表明されております。
そこで、次の点についてお伺いをいたします。
１点目、町ではどのような結婚支援に取り組んでいるのでしょうか。
２点目、出会いの機会はとても大切なことだと思いますが、どのように行われていますか。
３点目、結婚から子育てまでの支援については、トータルで考える必要があると思います。妊娠から出産までの経済的負担軽減や子育てに向けた支援策について、お尋ねいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　結婚支援・子育て支援についての質問にお答えいたします。
１点目の、町ではどのような結婚支援に取り組んでいるかについてであります。
当町ではＮＰＯ法人マリッジクラブと連携し、結婚を希望する独身者本人や親族などを対象とした相談窓口をマイアミショッピングセンター内に設置し、毎週水曜日、金曜日、日曜日の３日間、相談に応じております。相談窓口では、結婚につながる助言や情報提供などを行っているほか、お見合いのあっせんにも取り組んでおります。
また、県の公的な婚活支援センターである、いばらき出会いサポートセンターと連携し出張相談会を行い、より広域的で専門的な結婚相談の場を提供するとともに、同センターへの入会登録料の全額を助成する入会登録料助成事業を実施しております。

２点目の、出会いの機会は大切なことだが、どのように行っているかについてであります。

当町では、新たな出会いの場を創出するため、ＮＰＯ法人マリッジクラブと連携して、町内外の独身者を対象とした婚活イベントを実施しております。今年度は11月15日に町内のバーベキュー施設でフルーツピザ作りの体験イベントなどを行ったところ、参加した15名の中から１組のカップルが成立いたしました。さらに、今年度はこれまでの年１回の婚活イベントに加え、新たにマナー講座やメイクアップ講座など、セミナー形式でのイベントを予定しております。

また、いばらき出会いサポートセンターとの連携を強化し、より広域での出会いが実現できるよう、県内で実施される様々な婚活イベントの周知を図るとともに、周辺市町村と合同での婚活イベントの実施も検討してまいります。

３点目の、妊娠から出産までの経済的負担軽減や子育てに向けた支援策についてであります。

当町では、妊娠から出産までの経済的負担軽減として、妊産婦健診や出産時のタクシー利用に係る費用を助成する妊産婦タクシー利用費助成事業、安心して出産・育児に臨めるよう妊婦に支給する妊婦のための支援給付金、所得が基準以下の妊産婦に対し医療費の一部を助成する妊産婦医療福祉費助成事業、さらには第３子以降の子を出産した世帯に支給する第３子以降出産祝金などの事業を実施しております。

妊娠から出産までの子育て支援につきましては、妊娠届出時に保健師・助産師が面談し、妊娠初期から継続的に状況を把握することで、必要な時期に必要な支援が行えるよう取り組んでおります。妊娠後期においては支援レターによる情報提供や、妊娠８か月には出産に向けて不安や心配事を軽減するための電話による相談支援を行っております。

また、妊娠時期に限らず、支援を必要とする御家庭には訪問や面談を行い、サービスの紹介や利用に向けた支援を実施しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　再質問いたします。

婚姻統計の全国平均というのがあるんですが、それと比較して、阿見町はどのような状況なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

全国平均と比較するため、統計データといたしましては、15歳以上の未婚率でお答えをいたします。

令和２年の国勢調査によりますと、全国の未婚率は、男性が31.9％、女性が23.4％に対しまして、当町では男性が33.1％、女性が22.8％と、ほぼ全国と同等の状況にございます。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。いわゆる標準的な平均的な町であるということかと思います。
そういった状況の中で、例えば海外の方との結婚を希望される方に対する支援策には何があるのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
当町におきましては、海外の方との結婚を希望される方に特化した直接的な支援策は現在ございませんが、そういった御相談があった場合は、国際結婚に関する生活全般や法的手続に関する、そういった相談につきましては、県の国際交流協会の外国人相談センター、こちらを窓口として御案内をしております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　分かりました。
次に、いばらき出会いサポートセンターと連携を強化し、婚活イベントの実施について検討していくという御答弁がございました。結婚、結婚と前面に銘打つだけではなくて、例えば街コンなどのように、若い人たちが気軽に参加して、そしてその中で出会えるような場を提供していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。
○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。
県では令和５年度から、市町村や企業等と連携をした、イベントの企画立案などを担う結婚支援コンシェルジュを配置しておりまして、結婚や婚活を前面に出さずに出会い、それから恋活をメインに若い人たちが気軽に参加できるイベントを実施してきております。当町を会場にした連携イベントの実施に向けて、検討してまいりたいと考えてございます。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。
○６番（武井浩君）　そういった、今御答弁いただいたような形で様々なイベントを実施できたらいいなと思います。
それを考えると、このイベントとかも考えると、この結婚支援を担当している部署というのは今のままでいいのでしょうか。ちょっとその辺をお尋ねいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

担当部署についてですけれども、国におきましては、地域の少子化対策として、結婚に対する取り組み及び妊娠・子育てに対する取り組みにつきましては、こども家庭庁において一体的に支援を行っております。また、県におきましても、少子化対策課を設置いたしまして、結婚支援及び子育て支援に関して一体的に取り組みを進めている状況でございます。

当町では、結婚支援と子育て支援の所管が異なっておりますので、他自治体の動向なども踏まえまして、一体的な支援について調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。結婚支援と子育て支援ですかね、別々な部署でやっていらっしゃるんだけど、国や県のほうでは一体的だよというお答えがございました。私も一体的なほうがいいのではないかと痛感するわけでございますので、ぜひ検討していただいて、そのような方向になるように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、妊娠から出産までの経済的負担軽減や子育てに向けた支援策について、先ほど丁重な御答弁をいただきました。その中で、産後の支援についてですけれども、例えば産後鬱というのがあるんですが、それに関する対策というのはどうなっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

出産後は急激なホルモンの変化や慣れない育児への不安、睡眠不足や疲労の蓄積など、様々な要因が重なり、産後鬱を発症する危険が高まります。産後鬱の多くは、適切なサポートと治療で回復できますが、なるべく早期の対応が必要となっております。そのため、妊娠中もしくは出産後に特別な配慮を必要とする方の場合には、医療機関と連携しながら支援を行っております。

出産後に行う家庭訪問では、保健師、助産師が産後鬱スクリーニングのためのアンケートなども取り入れながら、ゆっくりとお話を伺い、早期発見、早期対応に努めております。

回復のためには休憩が不可欠であるため、家族のサポートの調整や利用できるサービスとして、産後ケアやファミリーサポート等の紹介も行っておりますが、必要な方には専門機関への受診をお勧めし、治療につなげております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。産後、非常にナイーブな状態にある方もいらっしゃると

思いますので、ケアのほうよろしくお願いしたいと思います。

この家族というものの在り方自体も、本当に今多様化しております。その中でも結婚を希望される方々への支援、それからお子さんを持ちたいと希望される方々の御負担が少しでも軽減されるような支援、そういったものは人口減少社会を迎えた今だからこそ、とても大切なことであると私は思います。

引き続き、積極的な取組に期待しまして、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　次に、南海トラフなどの大地震対策についてお伺いをいたします。

日本列島はユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートの４つのプレートが重なり合い、2,000を超える活断層がありますので、まさに我が国日本は、地震大国であると思います。世界レベルで見ましても、マグニチュード６以上の地震の約20％が日本で発生しているそうであります。東日本大震災から早くも14年が過ぎたわけでございますが、残念ながら南海トラフ地震というのが、次に、いつ起きてもおかしくないというふうに言われております。

私は７月に、稲敷地方広域市町村圏事務組合の視察研修で、能登半島地震が発生した石川県と富山県の広域消防や消防学校を視察させていただきました。その際に分かったことは、巨大地震による被害ももちろん大きなものでありますが、地震に伴って火災が発生したときの被害の大きさを痛感したわけでございます。

そこで、視察研修で学んだことを基に、次のことについてお伺いをいたします。

１点目、南海トラフ地震が発生した場合、阿見町の被害想定はどのくらいでしょうか。また、南海トラフに限らず、大地震にはどのような対策を想定されていますか。

２点目、万一火災が発生したときの消防水利の１つとして防火水槽があると思いますが、町内にはどのくらいの防火水槽があり、そのうち耐震性の防火水槽は幾つありますか。また、今後の増設計画はどのようになっているのでしょうか。

３点目、地震による停電後、電気が復旧した際、暖房器具やアイロンの周辺、あるいは破損した電源ケーブルが火元となり発生するものが通電火災と呼ばれております。これを防ぐ方法の１つとして感震ブレーカーというのがあります。県内でも高齢者世帯を中心に支援策を取っている自治体があるようでございますので、阿見町でも高齢者世帯などへの何らかの設置支援が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　南海トラフなどの大地震対策についての質問にお答えいたします。

１点目の、南海トラフ地震が発生した場合の阿見町の被害想定及び南海トラフに限らない大

地震への対策についてであります。

南海トラフ地震とは、静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域、及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震とされております。

地震調査委員会では、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は60％から90％程度以上と発表しております。

令和７年３月に公表された内閣府の有識者で構成される、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会の報告書によれば、県内では震度４から震度５弱相当の揺れが見込まれ、その中で当町を含む県南西部24市町村においては震度５弱が想定されております。また、この地震での県内市町村における家屋やインフラ等の具体的な被害想定は公表されておりません。

一方で、南海トラフ地震以外で想定される県内での大きな地震については、平成30年に県が公表した茨城県地震被害想定調査報告書の中では太平洋プレート北部地震があり、この地震では町内で震度５強相当を想定されており、家屋の半壊10件、建物火災10件、電気・上下水道・固定電話の７割が断絶するといった具体的な被害想定が示されております。

このほか、同報告書の首都直下地震に関連した茨城県南部の地震では、震度６弱相当が想定されており、当町ではこの地震で想定される避難者数を基に、食料等非常物資を備蓄しております。

大地震が発生した場合、当町では災害対策本部の設置、被害状況の確認、避難所の開設等の初動対応はもとより、あらかじめ定めております各班の職員編成に基づき、受援体制の確保、罹災証明書発行のための建物被害調査、食料等の物資の確保、道路の点検等の対応を実施いたします。

２点目の、町内の防火水槽と耐震性防火水槽の数及び今後の増設計画についてであります。

防火水槽の基数については、令和７年11月現在、40立方メートル以上の防火水槽が440基設置されており、その内訳は、公設が286基、私設が154基となっております。また、地震発生時における消防水利の確保を図る上で重要である耐震性防火水槽は現在83基であります。

加えて、消防水利として活用が可能であるプールが13基、20立方メートル以上40立方メートル未満の防火水槽が25基あり、これらも地域防災における重要な水利として位置づけております。

次に、今後の増設計画についてであります。防火水槽を新たに設置するためには、用地の確保が必要となりますが、必要とされる場所に必ずしも公共用地があるとは限らず、民間用地を使用する場合は用地を買収する必要があるという課題があります。このため、民間事業者が行う開発行為に合わせて防火水槽の設置を依頼し、耐震性防火水槽の増加を図っていく方針であ

ります。

今後も引き続き、消防水利の確保と強化に努め、大規模災害等に備えた地域防災力の向上に取り組んでまいります。

３点目の、高齢者世帯などに対する地震による停電後の通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置支援についてであります。

現在、当町では、在宅の住民税非課税世帯の一人暮らし高齢者等に対して、火災の発生を未然に防ぐために電磁調理器及び自動消火器の給付を行っておりますが、感震ブレーカーの設置支援は行っておりません。

感震ブレーカーの設置支援につきましては、県内では土浦市、那珂市及び高萩市が行っております。その内容は、高齢者などが保有する住宅用火災警報器または感震ブレーカーの取付けを消防職員が無償で行うものです。

感震ブレーカーの設置につきましては、町民のニーズや国・県等の助成制度の動向、さらには他市町村の動向を注視し、検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　再質問いたします。

南海トラフ検討会の報告書の話が御答弁の中にございました。震度５弱が想定されている一方で、被害想定は公表されていないということでございます。公表されていない理由は、どうしてなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

これにつきましては、県の担当部署へ確認はいたしましたが、具体的な市町村の被害状況は、町長答弁にありましたとおり公表されておりません。なお、公表されていない理由についての詳細は分かりかねますが、この地震により、当町においても相当の揺れが想定されるものの、県内では、太平洋沿岸の津波リスクが高い地域にのみ地震防災対策計画等の作成が義務づけられており、当町を含むそれ以外の地域については具体的な対応は指示されていないような状況であります。

また、県及び当町はその震源域から少し距離があるため、直下型地震のような大きな揺れではないと捉えられているものと推測しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

首都直下地震というのがありますが、それに関連して、茨城県南部の地震というのが、震度６弱相当が想定されるということでございますが、想定される被害規模と避難者数についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

茨城県南部地震の被害予測量ですが、建物の被害が最大で全壊80棟、半壊760棟。人的被害につきましては、死者10名、負傷者110名となっております。ライフラインにつきまして、地震直後で停電率・下水道支障率・固定電話不通率が90％、また断水率が95％、都市ガス供給停止率が100％となっております。避難者数につきましては、被災直後で2,300人を想定しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。

避難者数がかなり多いということでございまして、本日この後、佐々木議員が、災害弱者への避難計画についてお尋ねでございます。大いに期待したいと思います。

ただいまの御答弁のように、大地震が発生した場合、古い木造住宅を中心に家屋の倒壊が相次ぐことになろうかと思います。大阪では建物の下敷きになった人たちを地域の住民の手で救出するという訓練が行われたというニュースがございました。阿見町でもそのような訓練はできるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

昨今の防災訓練で、自販機の倒壊やブロック塀の倒壊を想定した救助訓練を実施している自治体がありました。阪神・淡路大震災における死者の主な原因は、家屋や家具の倒壊による圧迫死や窒息死が多く占められていたと聞いております。

議員おっしゃるとおり、共助による救出訓練は大変重要であると認識しておりますので、今後は、二次災害防止の安全確保の対策を含めた建物倒壊への救出方法として、ジャッキやバール、角材等を取り入れた訓練方法を阿見消防署と調査研究を行い、現在実施しております訓練内容と併せまして、各区長さんや自主防災組織及び消防団の皆様へ普及していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　６番武井浩君。

○６番（武井浩君）　分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけど、先ほど、民間事業者の開発行為に合わせて耐震性防火水槽の増加を図っていくとの答弁がありました。本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大地震では、耐震ではない防火水槽は水を蓄える機能が低下してしまうことがありますので、よろしくお願いいたします。これは、能登半島地震のところに視察行ったときに、現地の方から教えていただいたことでございます。

また、感震ブレーカーにつきましても、視察のときに、これは必要なんだよということも教えていただきました。これにつきましても、先ほど御答弁いただきましたが、町のほうでも近隣の状況とかしっかり調査研究していただきまして、よりよい対策が取られるようお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで６番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時ちょうどといたします。

午前１０時４９分休憩

午前１１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番武藤次男君の一般質問を行います。

７番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

〔７番武藤次男君登壇〕

○７番（武藤次男君）　皆さん、おはようございます。毎度のことながら、この瞬間本当にどきどきします。

それでは、早速始めさせていただきます。

まず、公共交通に対する取り組みについてであります。

昨年当選後、初めての一般質問は、この公共交通に関する内容でした。その際は、まず公共交通の最優先はあみまるくんとの位置づけにおいて、あみまるくんの有効性を高める手段として、オペレーター拡充による回線のつながりやすさの向上、そして乗り合い率向上に努めるとの答弁をいただきました。

そして１年後、令和７年第２回定例会では、広く東部地区に関する質問でも取り上げさせていただきました。その際には、あみまるくんの休日運行の実証実験開始、乗り合い率向上の新手段を開発中との答弁でした。

そこで今、当町の全ての基本になっているのが阿見町第７次総合計画、こちらのほう2024年

から2028年、テーマとしては、地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち。全てがこちらの中に載っておりまして、このテーマにのっとって全てが進行していると、そのような形になっております。

そこにおきまして、今回、この中にあります阿見町第７次総合計画、第５章、快適でうるおいのあるまちづくり、第１節、持続可能な都市づくりの３、交通体系・公共交通の充実において、171ページに記載されている３つの課題に対しまして、今回質問を、そして、さらにもう１点足しまして質問のほうをさせていただきます。

質問の明細でございますが、１番目、あみまるくんのさらなる利用促進の為、土曜運行実証実験を実施したがその結果と現実への反映はどのようにするのか。

２番目、免許を返納しても安心して暮らせる環境をつくるためにどうするのか。

３番目、自動車に依存せずとも、目的地にアクセスするための手段の拡充をどうするのか。

これが171ページに書かれています課題でございます。阿見町として挙げている課題ですね。そこにプラスしまして、今回４番目、自動運転バス等、新しい公共交通機関の導入計画はあるのか。

こちらのこの４点をまずはお伺いしたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　武藤議員の、公共交通に対する取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の、土曜運行実証実験の結果と現実への反映についてであります。

当町では、路線バス等の公共交通機関を利用することが難しい公共交通空白地域を解消し、地区内の短距離移動を支援すること等を目的として、阿見町地域公共交通活性化協議会においてデマンドタクシーあみまるくんを運行しております。あみまるくんについては、町民アンケート等による地域の皆様のニーズを踏まえ運行を行ってまいりましたが、このたび、さらなる利用促進等を目的として土曜運行の実証実験を、令和７年６月から８月の３か月間実施いたしました。

実証実験の結果につきましては、12日間で計152名、平均して１台当たり12.7名の利用があり、台風の接近やお盆等の特異な事情の日を除けば、平均して１台当たり14名程度の利用がありました。令和６年度の平日運行の平均利用数が１台当たり15.3名であることから、平日運行と同程度のニーズがあると考えております。

このようなことから、今後、阿見町公共交通活性化協議会において、令和８年度の通年での

土曜運行実現に向けて協議を行ってまいります。

２点目の、免許を返納しても安心して暮らせる環境、３点目の、自動車に依存せず目的地にアクセスする手段の拡充につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

当町の公共交通につきましては、阿見町地域公共交通活性化協議会において、阿見町地域公共交通計画を策定し、施策の推進を図っております。主な施策としましては、デマンドタクシーあみまるくんの運行継続や利用促進、路線バスの運行継続や利便性向上に対する支援を掲げております。

あみまるくんにつきましては、予約の取りやすさの改善など、利便性の向上に継続的に取り組んできました。令和７年度は、１点目の質問でお答えしましたように土曜運行の拡充を検討しているほか、茨城大学と連携して実施した調査研究結果を踏まえて、相乗り率を高めるための実証実験を実施しております。

路線バスにつきましては、荒川沖駅と吉原地区を結ぶあみプレミアム・アウトレット線の停留所の増設等について、私自らバス運行事業者に重ねて要望してまいりましたが、都市計画道路寺子・飯倉線の開通をきっかけとして、本年10月１日から６か所の停留所の増設が実現し、計11か所での乗降が可能になりました。

また、路線バスについては高齢化等により運転手不足が深刻化しており、路線や便数が減少傾向にあることから、県と連携して赤字路線等の運行に対する補助を継続するとともに、利用促進のために小学生を対象としたバスの乗り方教室を実施しております。

４点目の、自動運転バス等の新しい公共交通機関の導入計画についてであります。

自動運転バスは、将来の移動手段として大きな可能性を有していると考えておりますが、令和５年２月に策定した現在の阿見町地域公共交通計画には、自動運転バス等の新しい公共交通機関の導入は盛り込まれておりません。

今後は、自動運転バス等の導入に向けた県内の実験的な取組について調査研究を行い、阿見町地域公共交通計画の改定等のタイミングで、社会状況や町民の意向を踏まえ、阿見町地域公共交通活性化協議会において検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　大変将来において夢のあるお話をいただきありがとうございます。

続きまして、再質問をさせていただきたいと、そのように思います。

土曜運行実証実験の後の阿見町公共交通活性化協議会における協議のスケジュールはどうなっているのか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

令和８年度から土曜運行を開始することについて、今後、阿見町公共交通活性化協議会において協議を行い、承認を得た上で、来年２月もしくは３月の同協議会において、令和８年度の事業計画及び予算として決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ということは、令和８年度においてそれが実行されると。そのようなことで考えてよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　こちらといたしましても、令和８年度からの運行に向けて関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ぜひ実現のほう、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、２番目の再質問ですけれども、相乗り率を高めるための実証実験とはどのようなものなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

今回の実証実験は、移動方向が同じ利用者の乗車日時をまとめることで、相乗り率の向上を図ろうとするものでございます。具体的には、これまでのあみまるくんの運行実績を基に、町中心部までの乗車件数の多さや、まとまった地域であることを踏まえて、南平台エリアから東京医科大学茨城医療センター等、町中心部の施設に向けた特別便を運行しております。

この特別便は、週１回１便でございますが、利用者の集約を図ることを目的に、通常は２日前からの利用予約としているところを１週間前から受け入れており、先月11月末から令和８年１月末までの２か月間実施をいたしまして、集約効果を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　前回の町からの配布物、こちらのほうに今回の案内、これが配布されておりました。とても地域の方たちが期待している、そういうふうな実証実験でございますので、ぜひいい結果で終われるよう地域の方々にもお願いをしたところでございます。ありがとうございます。

続きまして、路線バスの停留所を増やすために取った手順はどのようなものか、ぜひお聞か

せください。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
　今回の停留所の増設に当たりましては、荒川沖・あみプレミアム・アウトレット間のシャトルバスであった同路線を沿線の町民が利用できるように、町長のトップセールスを含めまして、長年要望を行ってきたものでございます。
　今回の停留所の増設につきましては、こうした要望を踏まえて、都市計画道路寺子・飯倉線の開通により、目的地である、あみプレミアム・アウトレットまでの速達性が確保されること。また、停留所付近で商業施設の立地や住宅の整備が進んでいることから、実現したものと考えております。
　なお、この停留所増設の実現に至るまでには、運行事業者である関東鉄道株式会社との継続的な協議や、要望書の提出等を行っております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　ということは、こういった手順を通常のバスのルートですとか、ほかの部分に応用するということは難しいということでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
　通常のバスの路線につきましても、路線の維持等につきましては継続して要望を行っているという状況でございます。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　その継続して要望を行っている内容というのは、どういう内容でしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。
○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。
　先ほどもありましたが、運行事業者である関東鉄道株式会社等に実際足を運んで要望しているという状況でございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　すいません、要望している内容をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。
○都市計画課長（鶴田広秋君）　お答えいたします。
　バス路線の維持確保について要望しているということでございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　維持確保ということで、赤字である以上、やはりそれはなかなか難しいというのが本音の部分かと思います。ありがとうございます。
　それでは、次の質問でございます。
　交通難民地域の実態把握、こういったものはできているのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　阿見町地域公共交通計画において、町内の公共交通の状況を整理しており、路線バスの停留所から300メートルを超えて離れている地域を、公共交通ではカバーできていない公共交通空白地域としております。
　計画を策定しました令和４年度では、町内全域のうち約77.7%が公共交通空白地域となっており、この解消を目指して計画に位置づけました路線バスの維持確保や、デマンドタクシーあみまるくんの運行等の施策を推進しております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　77%もその地域があると、カバーされていない地域があるということで、そこに対してはやはり採算性が認められない、我々町民が乗らない、そういうふうなことから、そのような結果になっているのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　そうですね。やはり路線バスの利用状況等を踏まえまして、運行事業者のほうで停留所の設置等を行うことになるかと思いますが、その利用実績等を勘案してこういった状況になっているかと推察いたします。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　分かりました。
　結局そういった路線が維持できなくなるということは、利用する側においても、やはり公共交通をもっともっと利用していかなければならない。そういうふうな自覚がやっぱり必要だということでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
公共交通を維持、充実させていくためには、やはり地域住民の皆様に多く御利用いただくということが重要であると認識しております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　承知いたしました。我々、町民サイドのほうにつきましても、やはりそういったことを意識して、そういう公共交通のほうを利用していくような、そんな形を考えていきたいと、そのように思います。
続きまして、阿見町地域公共交通計画の改定はどのような方針でいくのでしょうか。路線バスへの自動運転技術の導入なども想定しているのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
現在の阿見町地域公共交通計画の計画期間は、令和５年度から令和９年度となっており、このため令和９年度には計画の改定を行うことを予定しております。改定に向けて、近隣や県内市町村の公共交通に関する施策や、国土交通省の「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム等を通じて調査研究を行い、自動運転や新交通導入についても、改定に当たっての検討課題とさせていただきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　当町に関する要望事項のアンケートの中でも、公共交通の拡充というのがやはりポイントが高く、上位に上がっておりますので、このような部分を基本に置きながら、私たち町民が動きやすい、免許を返上して自家用車がなくても動きやすいような、そういう施策を進めていただければ幸いでございます。
以上でこの質問を終わります。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　続きまして、やはり第７次総合計画、そちらのほうにおきまして、第４章、人と自然を守るまちづくり、第１節、命を守るまちづくり、５犯罪のないまちづくり、こちらの部分なんですけれども、そこの部分を目指すというふうなことで、防犯カメラ設置促進についてお伺いをさせていただきます。
目指すまちの姿「地域の防犯活動、防犯設備、各種相談体制が充実し、犯罪のない誰もが安全に安心して暮らせるまちが実現しています」。これを実現すべく、この第７次総合計画の

146ページ、147ページ、148ページ、149ページにて触れられている防犯カメラについてお伺いをいたします。

その防犯カメラの内容につきまして、①防犯カメラ設置の促進及びその設置計画については、どうなっているのでしょうか。

②行政区のみならず、個人向けの防犯カメラ設置がビジネスとして普及してきたが、その助成はどう考えるか。ほかの自治体が助成するケース、県内で約９市町村も増えたが、当町においてはどうなのか。

こちらのほう、お伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　防犯カメラ設置促進についての質問にお答えいたします。

１点目の、防犯カメラ設置の促進及びその設置計画についてであります。

防犯カメラは、犯罪の抑止や交通事故の発生防止など、安全・安心な地域づくりに有効な手段の１つであります。当町における防犯カメラの設置方針としましては、町が主体となり主要交差点に設置する防犯カメラと、地域予算制度及び行政区防犯カメラ設置事業補助金の活用により、地域が必要とする箇所に設置する防犯カメラの２種類に分類して設置しております。

主要交差点の防犯カメラにつきましては、牛久警察署との協議により町内28か所に設置する計画としており、これまでに20か所の交差点に防犯カメラの設置が完了しております。残り８か所については、設置費用の財源である警察等から補助金の交付を受けられていないことから、設置に至っていない状況でありますので、引き続き警察に要望してまいります。

また、地域予算制度等による防犯カメラにつきましては、これまで12か所に設置しており、今後も地域の要望に応じて設置していきたいと考えております。

２点目の、個人向けの防犯カメラ設置に対する助成についてであります。

近年、強盗などの凶悪な犯罪が増加する中、住宅に設置する防犯カメラは犯罪の抑止に高い効果があるとされております。議員御提案の個人向け防犯カメラの助成につきましては、県内12市町村で補助金制度を導入しており、行政と地域住民の連携による防犯対策の強化を推進しております。

当町におきましても、安心して暮らせる地域と犯罪のないまちづくりを目指す上で、個人向け防犯カメラの促進は重要な取組であると考えられますので、補助金制度の必要性について検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。

それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、１点目の防犯カメラ設置の促進及びその設置計画についてであります。防犯カメラについては、設置方針として２種類に分類しているとのことは分かりました。さらに一口に防犯カメラといっても、防犯カメラには目的に応じて様々な形態があると思いますが、町が管理する防犯カメラの種類と担当課について教えていただけますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

町が管理する防犯カメラには、犯罪や交通事故の防止を目的に、主要な交差点に設置している街頭防犯カメラと、公共施設の防犯対策と安全維持を目的に設置している施設防犯カメラ、これとは別に、不法投棄を監視するための静止画の監視カメラを加えれば、３種類あります。

防犯カメラの担当課といたしましては、街頭防犯カメラにつきましては生活環境課が担当しております。施設防犯カメラにつきましては、役場の庁舎であれば管財課、学校であれば学校教育課、公園であれば都市整備課が担当しております。また、監視カメラにつきましては廃棄物対策課が担当しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。

それでは続きまして、防犯上、人や車の往来が多い交差点などでは公益性が高いため、主要交差点として防犯カメラの設置を最優先としているのだと思いますが、地域としてや個人として必要としている防犯カメラの設置については、地域づくり会議からの要望待ちであったり、個人の設置に任せるというスタンスでよいのかと。そういったところに私としては疑問があります。

阿見地区交番では、犯罪の多い地域・場所を把握しておりますので、その中で犯罪の多い地域や場所については、町として設置案、こういったものは持ち合わせているのでしょうか。そのことについて伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

現在は公益性や効果の高い主要交差点への設置をまず優先に進めておりますが、防犯カメラの設置につきましては、犯罪の抑止に関して効果的な方法でありますので、犯罪の多い地域などにも設置していくことは望ましいと考えております。

そのような地域や場所への設置につきましては、町で設置していくのか、地域予算を利用して地域で設置していくのか、また個人が設置する防犯カメラに補助を行っていくのかなど、財

政的な課題も含めまして、今後どのような方法がよいのか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。

それでは、次の質問に参ります。

２点目の、個人向けの防犯カメラ設置に対する助成についてですけれども、財政的な問題もあると思いますが、例えば町では、自動車などの盗難防止装置購入補助制度を今現在実施されていると思います。その申請件数は、年度中におきましては何件あったのでしょうか。防犯カメラの補助制度を導入する際の申請件数の参考になるのではないかと、そのように思います。

また、既に個人向けの防犯カメラの補助を実施している市町村の状況なども分かれば、お答え願います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

まず初めに、自動車等盗難防止装置購入補助制度の実績についてですが、本制度は、補助率が２分の１、補助上限額5,000円とし、令和３年度から開始しております。実績としましては、令和３年度が78件、令和４年度が56件、令和５年度が41件、令和６年度も41件でありました。

次に、個人向けの防犯カメラの補助を実施している市町村の状況についてですが、こちらで把握している範囲といたしまして、令和６年度の実績をお答えさせていただきます。稲敷市では52台、かすみがうら市が77台、境町が50台、大洗町が42台となっております。補助率につきましては２分の１、補助上限は１万5,000円としているところが多いようです。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ということは、補助上限が１万5,000円。例えば、このような形で考えてみますと、ざっくり年間で40台というふうに考えれば60万円程度と。そのような部分で、金額の予算の額が見えてくるかと思いますので、ぜひ実践的にこういったことを考えていただければと、そのように思います。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　今もちょっとお話しさせていただきましたが、ただいまお答えいただいた件数からすると、個人向けの防犯カメラに補助を実施しても年間100件はないのではないかと推測できるのではないかと思います。例えば補助上限を１万5,000円とした場合、予算は多くても150万円くらいまでなのではないかと推測できますので、財政的な課題がクリアできたときは、個人向け防犯カメラへの補助も実施していただきたいと要望いたします。

実施している市町村の方とお話ししたときに聞いたことがありますが、これは先日の県南の議員大会、そちらのほうで確認させていただいたんですが、やはり自分ところの自治体の中で凶悪犯罪、こういったものが発生すると、急に防犯カメラの補助が始まったということでありました。阿見町でも何か起きないと補助事業などは始まらないということなのでしょうか。

昨年、実は私、第４回定例会で同じ質問をさせていただきましたが、検討するとのことでした。この１年間でどのような話の流れ、そういった内容が話されたのでしょうか。教えていただきたいと、そのように思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

町としましては、これまで他市町村の個人向けの補助の導入状況等を調査研究してまいりました。県内の防犯カメラ設置への補助を行っているのは、現在、当町を含めまして21市町村であり、そのうち個人向けの補助を行っているのが12市町村となっており、増加傾向となっております。導入のきっかけとしましては、議員が申されましたように、当該市町村内で凶悪犯罪が起きたことが契機となっていることもあるようです。

防犯カメラに関しましては、プライバシー保護やデータの管理という個人情報の保護も重要な課題であります。個人向けとなりますと、そこが組織ではなく個人の管理となりますので、行政としてはその点について慎重になっているところでもあります。

ただ、社会意識の変化や地域社会の課題の変化というのもございますので、町長からの答弁でも申し上げましたとおり、個人向け防犯カメラの促進は重要な取り組みであると考えておりますので、補助金制度の必要性について引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　ぜひ前向きに検討をお願いします。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　続きまして、福祉政策における就労支援に対する工賃についてであります。

私が民生教育常任委員会委員となって、就労支援という現実的な現場を複数訪問し、そこで伺う話題の中で、どの作業所の責任者の方からも工賃の話題が必ず上がります。ですが、特に作業所の収入が工賃に直結する就労支援Ｂ型においては、日本国内の全国平均工賃は２万3,053円です。特に茨城県平均ではさらに低く、１万9,882円となっております。

基本的に、平成25年、障害者優先調達推進法が施行されました。新法律では、平成25年４月１日から国などによる障害者就労施設などからの物品などの調達の推進などに関し、障害者就

労施設などの受注の機会を確保するために必要な事項などを定めることにより、障害者就労施設などが供給する物品に対する事業の推進を図るとあります。

この法律に関連しまして、当町の議会におきましても、令和４年第４回定例会におきまして、当時の川畑議員が、本法律の進捗状況という質問をされており、それに対しての答弁としては、全課を対象に協力依頼をし、併せて、当時、阿見町工業に関する座談会で、町内企業への実施、町内障害者就労支援施設などの情報を当町ホームページへ掲載、窓口でも事業所一覧を配布し周知を図ると、そのような形になっております。

そこで伺います。

就労継続支援Ｂ型事業所の工賃は、先ほど申し上げたように全国平均で２万3,053円、茨城県は平均月額１万9,882円と低い値にありますが、①当町における就労継続支援Ｂ型事業所への平均月額工賃、こういったものは幾らでしょうか。

②当町からの就労継続支援Ｂ型事業所に対する優先調達の実態は。

③今後の方針をどのように考えているか。

お聞かせください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　福祉政策における就労支援に対する工賃についての質問にお答えいたします。

１点目の、当町における就労継続支援Ｂ型事業所の平均月額工賃は幾らかについてであります。

当町における就労継続支援Ｂ型事業所の平均月額工賃につきましては、令和５年度は９事業所で１万4,105円、令和６年度は10事業所で１万6,948円となっており、前年度と比較して2,843円増加しております。

２点目の、当町からの就労継続支援Ｂ型事業所に対する優先調達の実態についてであります。

当町からの就労継続支援Ｂ型事業所への優先調達は、令和５年度は５事業所に合計約360万2,000円の発注をしており、県内における発注額としては７番目となっております。また、令和６年度は５事業所に合計約439万円の発注をしており、前年度と比較して21.9％の増となり、県内における発注額としては６番目となっております。

今後も就労継続支援Ｂ型事業所が受注できる業務を確認し、発注を行ってまいります。

３点目の、今後の方針をどう考えるかについてであります。

当町では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を毎年定めております。

方針には、適用範囲・調達の目標額・障害者就労施設等からの物品等の調達方法を規定し、

調達実績についてホームページで公表しております。

今後も、役場内だけでなく町内企業等にも法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行い、円滑に発注できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　分かりました。

それでは、今いただいたお話を基に再質問のほうさせていただきます。

まず、この金額の上昇、こちらについては仕組みとして意図して上昇させたものなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

町内の就労継続支援Ｂ型事業所における平均月額工賃につきましては、各事業所において、目標値とした工賃平均月額を記載した事業所工賃向上計画、こちら３年に１回なんですけれども、これを県に提出していただいております。

町内の各就労継続支援Ｂ型事業所に受注している額や利用者数、利用日数、各事業者が異なることから、意図して上昇させられるものではございません。各事業者が努力していただいた結果、上昇したものとなっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。

○７番（武藤次男君）　それぞれの事業所の努力による向上と、そういうふうな部分は分かりました。

続きまして、優先調達の基本的な手順、これはどういうふうな形になっているものなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

優先順位の基本的な手順としましては、各課において物品等の購入及び役務費等を確認していただき、事業所の受注可能な物品及び役務費を検討していただいております。事業者の受注可能な物品及び役務費等がある場合は、各事業者へ連絡し、単価、納期等の確認を行い、支障がなければ契約をいただいております。

また、発注等を行うに当たり、手続及び事業者との調整が不明な場合には、社会福祉課が仲介をしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　分かりました。
　そこで、最後の部分で、社会福祉課が仲介を行いますと、このようにありますけれども、実際にこれを行っているケースというのは年間でどの程度あるものなのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
　今のところ社会福祉課のほうではやってはいませんので、各課のほうで対応しているという現状となっております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　分かりました。
　それでは、各課のほうの対応でスムーズに契約がなされていると、そのように考えてよいということでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
　各課のほうの対応でスムーズな契約となっております。不明な点がある場合には社会福祉課のほうが仲介ということになっております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　分かりました。
　では次ですけれども、阿見町ホームページにおいて、調達方針と同時に目標額の明記もありますが、この額の算定基準、こちらのほうはどのようになっているのでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
　目標値の算定基準ですけれども、各事業所の受注可能な業務等の確認を行いまして、役場の各課の前年度の発注状況を参考に調達方針を検討しております。その後、目標値を掲げております。
　各課の受注額は事業内容によって変動いたしましたけれども、できる限り前年度の目標値を下回ることがないよう、目標値を今後も設定していきたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　ここの部分で、例えば参考の目標額、こういったものが分かるようで

あれば教えてください。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
令和５年度が300万円以上、令和６年度が360万円以上、令和７年度が400万円以上となっております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　７番武藤次男君。
○７番（武藤次男君）　まずもって、目標額自体が、このように順調にと言ったらいいんでしょうか、こうやって上昇している部分、その結果が、通所されている方々に対する工賃、こういったところに反映されることを望みながら、この質問を終わりにしたいと思います。
私の質問は以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　これで７番武藤次男君の質問を終わります。
次に、８番佐々木芳江君の一般質問を行います。
８番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。
〔８番佐々木芳江君登壇〕
○８番（佐々木芳江君）　皆様、おはようございます。私は幸福実現党の佐々木でございます。本日も一般質問をさせていただきたいと思います。
初めに、阿見町自主防災状況と対策についてでございます。
近年、全国では住民主体となり、地域防災マップや避難計画を作成するなどの動きが増加傾向であります。そこで、阿見町の地域自主防災の現状と今後の対策について質問いたします。
１点目、阿見町の地域防災マップの現状と今後について。
２点目、地域防災マップの周知方法についてであります。
それでは、よろしくお願いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。
〔町長千葉繁君登壇〕
○町長（千葉繁君）　佐々木議員の、阿見町自主防災状況と対策についての質問にお答えいたします。
１点目の、阿見町の地域防災マップの現状と今後についてであります。
災害発生時においては、地形や道路状況など地域の特性を理解し、どのように避難するかを町民一人ひとりがあらかじめ考えることが重要となります。このような認識のもと、当町では、災害リスクや防災まち歩き等で把握した情報を統合した地区防災マップを作成し、町民にホー

ムページ等で周知していく予定であります。

また、日頃から防災面で心がけることや、災害発生時にどのように安否確認を行うべきかといった内容を行政区ごとにまとめた、地区防災計画を町内全行政区で策定することを目標として取り組んでおります。地区防災計画については、令和６年度末で町内67行政区のうち45行政区で策定済みであり、今年度も地域住民による防災まち歩きを経て、11月末時点で６行政区が新たに策定見込みとなっております。

この計画の策定に当たっては、防災士の資格を持つ町内有志で組織する、阿見町防災アドバイザー連絡会が計画策定に関する指導、助言を行い、地域の実情に即した内容を盛り込むことができる体制を整えております。

今後も引き続き、町内全行政区で計画が策定されるよう取り組んでまいります。また、既に策定済みの行政区についても随時見直しを行うよう指導し、地域防災力の向上に努めてまいります。

２点目の、地域防災マップの周知方法についてであります。

地区防災マップを包括した地区防災計画は、当該行政区全世帯へ配布するほか、行政区によっては作成したマップを拡大して公会堂等に掲示するなど、日常的に確認できるよう周知を図っております。

また、公会堂や指定避難所等へ避難するルートは各自状況が異なりますので、地区防災マップを基に町民一人ひとりが考える機会をつくることも必要であると考えております。そのためには地区防災計画の策定に、地区の一部の人たちだけでなく、こどもや子育て世代、高齢者等の多くの住民の方々が参加するとともに、計画に関心を持っていただくことが大切です。

当町としては、行政区の防災訓練の中にマップを確認しながら避難ルートを考えてもらうことを加えるよう働きかけ、地区防災計画について周知の機会を拡充してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５３分休憩

午後　１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうから、令和６年度末で町内67地区のうち45地区で策定済みとお答えいただ

いたと思うんですけれども、この67地区策定の過程で難しいと感じている点はございますでしょうか、お教えください。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
まず１点目としまして、地区防災計画に対する認知度がまだ十分ではないことが挙げられます。防災の重要性が地域住民に十分に伝わっておらず、また、地区防災計画は本来、住民が主体となって策定していくものであるので、特に区長さんが毎年変わるような地区につきましては、地区防災計画の内容や意義について、なかなか理解していただくことが難しいと感じております。
２点目としましては、地区ごとに防災に対する意識や取り組みの温度差が存在しているということが挙げられます。これには災害ハザードエリアの有無であるとか、地域の防災士の活動状況等が影響しているため、一律に進めることが難しいような状況です。
今後も引き続き、地域での防災訓練をお手伝いしたり、また、昨年度から作成して区長さんに送付しておりますあみ防災だより等を活用して、地域防災計画の策定に努めてまいります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。
○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。
それでは、地域防災力向上のために随時見直しとのことでございますが、具体的にはどのような見直し、また、見直しのためのチェックリスト等は用意されていますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
地域防災計画は策定で終わるものではなくて、地域の防災力向上に向けたスタート地点であると考えております。そのため、計画の随時見直しが重要であります。
具体的には、地区主体で行う防災訓練を行う際、計画の実効性や課題を併せて検証し、住民間での意見交換を経て、改善点を洗い出していくということが効果的だと考えております。現在、見直しのためのチェックリストというのは作成していませんが、ほかの地区の事例等を横展開して紹介しているような状況です。
地域防災計画は地域の特性に応じてつくるものとされておりますが、他市町村の事例を調査研究し、見直しをする上で必要な事項を検討していきたいと考えております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。
○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

今お答えいただいた、他地区の事例等を横展開している状況というふうにおっしゃってありましたけれども、１点目の答弁でも、区長さんが毎年変わる地区もあるとありました。そんな中で、防災計画に毎年同じ人が関わるとは限らないと私は思います。そのために、見直しや引継ぎ等のときのツールとしてチェックリストは絶対私は必要かと提案させていただきたいと思いますが、こちらのお考えはございますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

そういったチェックリストにつきましても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、阿見町の地区防災計画策定の中で、阿見町も大変人が増えてきたということで、新住民の方々への周知も課題となるかと思いますが、今後の対策等をお教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

地区防災計画は、地域防災力における共助の育成に強く結びついているものと考えられており、ふだんの地域での支え合いが防災力の向上につながるものであります。地域防災計画を策定または更新する際には当該地区の世帯へ配布して周知をしておりますが、地域住民の方が、防災訓練をはじめとした地域のイベント等に参加していただきまして、住民間の顔の見える関係を構築できるよう、区長さん等と一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

先月、皆様も御存じかと思うんですけれども、大分県の大分市で大規模火災がございました。私もその報道を見ておりましたら、多くの命を救った行動が、実はふだんの地域での支え合いであったということが書かれておりました。本当にあんな大きな火災でありながらも、皆さんスムーズに避難できたということが、日頃の訓練もしくは支え合いだったのかなというふうに思っておりますので、阿見町も、住民間の顔の見える関係から支え合う関係へと構築できますように、私も考え、行動してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　次に、阿見町の災害弱者への避難計画について質問をさせていただ

きます。

阿見町の災害時に支援が必要な高齢者や障害者の避難計画の現状と今後の対応について質問いたします。

１点目、災害弱者の登録内容と登録状況について。

２点目、災害弱者への避難方法の周知についてでございます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　阿見町の災害弱者への避難計画についての質問にお答えいたします。

１点目の、災害弱者の登録内容と登録状況についてであります。

当町では、高齢者や障害者など、災害発生時に一人で避難することが困難な方を対象として、避難行動要支援者名簿を作成しております。

登録内容には、氏名、住所、生年月日、性別、緊急連絡先といった個人情報のほか、要介護度や障害の区分など、避難支援を必要とする理由も含まれており、令和７年４月１日時点の登録者数は、956人となっております。

２点目の、災害弱者への避難方法の周知についてであります。

災害弱者である避難行動要支援者の避難方法につきましては、緊急時における円滑かつ迅速な避難支援が可能となるよう、本人からの同意を得て、避難行動要支援者名簿を、平常時から地域の民生委員や区長、自主防災組織、警察などの避難支援関係者へ提供しております。

また、台風や大雨等の影響により、避難が必要とされる状況が発生した際には、土砂災害及び洪水ハザードマップに示された危険区域内にお住まいの避難行動要支援者に対して、町及び民生委員など関係者が避難支援を実施いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、再質問をさせていただきます。

令和７年４月１日時点で956人となっております。それは答弁で今お聞きしたんですけれども。実は本年の10月24日、茨城新聞に個別避難計画作成30％という記事が掲載されました。内容は、県全体で８市町村が100％に対して10市町は10％未満と大きな差があり、阿見町は10.24％と書かれていました。

とても、私はこの新聞を見て不安に感じてしまったんですけれども、この記事について、もし説明していただけるんであるならば、お願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

茨城新聞の記事について簡単に御説明いたします。

阿見町の令和７年７月１日現在の要支援者数ですけれども、こちらは9,338名となっております。内容としましては、65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方、要介護３以上の認定を受けた方、１級または２級の身体障害者手帳をお持ちの方、丸ＡまたはＡの療育手帳をお持ちの方、１級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等が含まれております。

また、これらの方々のうち、自ら避難することが困難として避難行動支援者名簿に登録申請をし、個別計画を作成した人数は956件となっており、阿見町の個別避難計画の作成率は、新聞どおり10.24％となっております。

しかしながら、他の自治体においては、自ら避難することが困難といった、より絞り込んだ基準を設けているところや、年齢基準が65歳以上ではなく75歳以上としている場合もございます。そのため、各自治体間で一概に比較することは難しい状況にございます。

なお、阿見町の対象要件を自ら避難することが困難な方々に絞った場合の作成率は100％となります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。ということは、これはもう県全体で基準がはっきりしてないということが、よく今の説明で分かりました。ひとまず安心かなと思っております。

それでは、ほかの自治体の状況を教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

水戸市や石岡市は、対象要件を自ら避難することが困難な方からに絞っており、作成率は100％となっております。また、古河市の年齢基準は75歳以上、笠間市は70歳以上となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　これではっきりしたのは、記事の内容だけ見て不安になることはないなということは、今日理解させていただきました。当町としては、対象となる全ての方々への対応を心がけていることも同時に理解し、安心いたしました。

それでは、避難行動要支援者制度の周知方法についてお聞きします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

新たに対象要件のいずれかに該当した方々につきましては、年に一度案内を送付するととも

に、町のホームページや広報紙においても、当該制度に関する情報を掲載し、広く周知を図っています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、申込みから登録までの流れというのはどうなっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

新たに対象になった方についてですけれども、まず各年度において対象となった方々へは、制度の案内を送付しております。また、登録に同意いただけるかどうか確認も併せて行っております。

次に、同意をいただいた方へ、阿見町災害時避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書（個別計画）を送付しております。その後、地区の民生委員さんに対して、対象者の御自宅を訪問していただき、申請書の作成協力及び回収をお願いしております。さらに回収した情報を基に、阿見町避難行動要支援者名簿への登録を行っております。

最後に、登録が完了した方々には、申請書のコピーを含む緊急医療情報キットを地区の民生委員さんが直接お届けしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

そうしますと、今までのお話を聞いていますと、まだ100％には満たないということでありますけれども、この災害弱者への支援について、町の現状をどのように考えておられますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

町では、災害時に支援が必要な方々が安心迅速に避難できるよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進めており、支援体制の整備に取り組んでおります。

今後も、民生委員さんをはじめとした地域関係者の皆様と協力しながら、さらに支援体制を強化推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　防災のときも言いましたけれども、災害時は地域の皆様の協力はも

う本当に欠かせないということで、共助ですよね、共に助け合うまちづくりを目指してほしいと思っております。私もそのように努力してまいります。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、質問いたします。

阿見町の空き家の現状と対策についてでございます。

年々全国的に空き家が増加している中、阿見町における空き家の現状と対策を質問いたします。

１点目、阿見町の空き家の実態把握と実態調査はどうか。

２点目、空き家対策計画の概要と、これまでの成果はどうか。

３点目、特定空き家等への助言、指導、勧告、命令、代執行の概要と実施件数はどうか。

４点目、空き家等の窓口体制一本化の住民サービスの状況はどうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　阿見町の空き家の現状と対策についての質問にお答えいたします。

１点目の、阿見町の空き家の実態把握と実態調査についてであります。

これまでの議員の御質問にお答えしたとおり、直近では、令和５年度に行政区の区長を通じて空き家数を把握するための調査を実施しました。その結果、685戸の空き家と思われる住宅が存在することを確認しており、令和６年度には、この調査結果に基づき、職員による現地調査を実施しました。その結果、685戸の住宅のうち364戸が空き家であることを町として確認しております。

今後は、空き家の戸数や状態をより的確に把握することを目的に、専門業者による実態調査を実施する予定です。

２点目の、空家等対策計画の概要と、これまでの成果についてであります。

阿見町空家等対策計画は平成29年度に策定しておりますが、空家等対策の推進に係る特別措置法の改正や、空き家を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現状に即した実効性のある対策を推進していくため、令和７年５月に改定いたしました。

主な改定内容といたしましては、管理不全空家等の規定を新設し、所有者等に対して適正管理を促すための指導・勧告を行うことができる制度に改定しております。

これまでの成果といたしましては、本計画の基本方針に基づく空き家化の予防や空き家の利活用、適正な維持管理を促進するための取組により、空き家対策を推進しております。具体的には、広報紙等での空き家対策の周知や相談窓口の拡充、空き家バンク活用の促進、適正な維持管理を促すための所有者に対する通知書の送付や自宅訪問など、それぞれの課題に応じた対

策を講じております。

３点目の、特定空き家等への助言、指導、勧告、命令、代執行の概要と実施件数についてであります。

空き家のうち、倒壊の危険がある場合や、近隣住宅に著しい被害を及ぼす可能性が高い空き家を、特定空家等に認定しております。この特定空家等に認定した空き家に対して適正な管理が行われない場合、所有者等に対して助言、指導、勧告、命令の行政指導を行うことができます。さらに、行政指導を行ったにもかかわらず改善が図られない場合は、行政代執行により建物の除却等を行う制度であります。また、建物の所有者が不存在の場合は、略式代執行により建物の除却等を行うことになります。

当町では、これまでに４件の空き家を特定空家等に認定しておりますが、代執行等の実施件数としましては、１件の特定空家について、令和５年度に不在者財産管理人制度により建物の除却等を行いました。また、行政指導の実施件数につきましては、これまでに指導を１件行っております。

４点目の、空き家等の窓口体制一本化の住民サービスの状況についてであります。

町としましては、令和７年度から空き家に関する相談窓口を生活環境課に一本化し、空き家対策推進係を新設しました。窓口が一本化されたことで、空き家に関する問合せにも迅速に対応することができるようになり、住民サービスの向上が図られていると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、１点目の、阿見町の空き家の実態把握と実態調査の答弁で、空き家の戸数が区長調査により685戸確認したとありましたが、その後職員が行った調査では364戸確認したとのことであります。

短期間でかなりの空き家の戸数が減少しておりますけれども、どのような理由で364戸に減少したのでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

まず、令和５年度に区長さんに依頼した調査につきましては、空き家の実態を確認していく第１弾といたしまして、行政区の区長が把握している空き家の情報を御提供いただいたものであります。

この調査結果を基に、さらに精度を高めるため、職員による現地調査を行った結果、実際は居住実態があるものですとか、また、賃貸住宅や店舗等により空き家の定義に該当しない建物が多数判明しました。これらの空き家に該当しない建物を除いた件数が、364戸となったもの

でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。そうしますと、外観や見た目では判断できないということですね。これはよく分かりました。

それでは、今後専門業者による実態調査を行う予定であるということですけれども、どのような目的で、どのような調査を行う予定でしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

現在町が把握している364戸の空き家のデータは、区長さんの調査及び職員の現地調査に基づくものであり、決して精度が高い内容とは言えない状況であります。今後、適正な空き家対策を推進していくためには、より精度の高いデータにより対策を講じていくことが重要となりますので、専門業者による調査を行う予定であります。

具体的な内容といたしましては、現地確認や各種データ等に基づく空き家の戸数調査、空き家の実態を把握するための危険度判定調査、また、所有者に対する空き家の利活用意向調査などを実施する予定としております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　それでは、今後こういうデータによる空き家の調査ですよね、こちらが精査されて実態が明らかになれば、今後の空き家利活用に活かされるのではないかと、今お話を聞いて思いました。ありがとうございます。

それで、先ほど２点目の空き家等対策計画の概要と、これまでの成果の中で、管理不全空家等の規定が新設されたとありましたけれども、この管理不全空家等とはどのような空き家なんでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

改訂前の阿見町空家等対策計画では、空き家の種類を倒壊の危険性や近隣住宅に著しい被害を及ぼす可能性がある特定空家等と、それ以外の一般空き家の２種類に分類しておりましたが、一般空き家については、適正な管理が行われていない場合であっても、所有者に対する改善依頼程度しかできないような規定でありました。

今年度、阿見町空家等対策計画の改訂を行いまして、空き家の種類に管理不全空家等を追加いたしましたが、この管理不全空家等は、特定空家等の状態には至らないが長期間適正な管理

が行われず、周囲に多大な影響を及ぼしている空き家等が該当いたします。

管理不全空家等に認定した場合、改善依頼を行っても、なお改善が図られない場合には、より厳しい助言、指導、勧告の行政指導を行うことが可能となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。そうしますと、管理不全空家等は、一般空き家から一歩踏み込める行政指導の理解でよろしいでしょうか。これが可能になったということで理解いたしました。ありがとうございます。

適正な維持管理を行っている空き家については、所有者に対する通知書の送付や自宅訪問を行っているということでございましたけれども、どのような内容で行っているのか、また行った件数について、お教えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

適正管理を促すための通知書の内容といたしましては、それぞれの空き家の状況によって異なってまいりますが、生い茂った樹木が隣接地に越境した場合や、雑草が繁茂しているなどの場合に、所有者に対して適正な管理を行うよう依頼するような内容となっております。

また、通知書を送付しても改善が見受けられない場合には、再度通知書の送付や自宅訪問を実施して、適正管理を行うよう依頼しております。

通知書の送付件数としましては、令和６年度が96件、令和７年度、これまでに64件を送付しております。また、自宅訪問につきましては、令和６年度は４件、令和７年度はこれまでに13件実施しており、空き家の状況に応じた依頼や相談、指導を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

それでは、３点目の中で特定空家の説明がありましたけれども、誰もが望んで特定空家にしているわけでは私はないと思っております。所有者の方々が、空き家対策の知識がないことや相談先が分からないなどで、気がついたら手後れになってしまうというケースも多いのではないでしょうか。

このような特定空家などの管理不全な状態となる前に、所有者の方々が空き家化の予防や空き家の利活用などの対策が理解できるよう、町が空き家対策についてのパンフレットなどを作成してはいかがかなと思い、提案させていただいております。

そこで、牛久市建設部空家対策課作成の「牛久市空家ガイドブック」を、ぜひ皆様に見てい

ただきたいと思います。

タブレットの中にあると思うんですけれども、このようなパンフレットなんですけれども、ページ数が多いので、特にページ１、３、５、10、17あたりが見やすくて、私は分かりやすいかなと感じております。

空き家にならないための啓蒙として、阿見町にも寄与していただけたらと思い提案しているところでございます。

これ、まず「知ろう、備えよう、管理しよう、活用しよう、頼ろう」という、明確に順番になっているんですけれども、実は「知ろう」というところが、知らない。まず「何、空き家って」というところだと思うんです。まず「空き家って何」というところが分からない人が……。私もよく質問されるのは、空き家になっちゃったんだけど、どうしましょうかということなんです。なったことへの質問なんですね。でも、空き家になる前にどうしようかという相談も一応受けてはおります。

そのときに、このような明確で分かりやすい、特に高齢者なんかもそうなんですけれども、こういう「知ろう、管理しよう、頼ろう」などの明確なパンフレットがあれば、私はとても啓蒙になるかなと思っておりますので、ぜひその点お聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

議員御提案のパンフレットを見させていただきました。空き家化の防止など、町民の空き家問題への意識醸成にとても有効なものだと感じておりますので、今後そういった先進市町村の事例などを参考にしながら研究していきたいと思います。

そしてまた、次回、令和８年度の固定資産税の納税通知書に、空き家の適正管理や空き家バンク制度を周知するための簡単なチラシを同封することとしております。空き家対策を推進するための取組として実施してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　今パンフレットのほうも見ていただいたと思うんですけれども、固定資産税の通知まで間に合うかどうか分かりませんけれども、ぜひ、できれば全世帯に、このようなパンフレットが手に渡れば、何ていうんですかね……。今、町がやっているのは対応だと思うんですね、空き家バンクとかという、空き家になってしまった対応。そうではなく、空き家になる前の対策として、このようなパンフレット等ができれば、皆さんとても分かりやすいと思います。

それで、最後になりますけれども、一応昨年も私は空き家問題について質問をさせていただ

いたと思うんですけれども、やはりこれから本当に冗談抜いて、これ、増えていくのではないかと私は思います。もう他人事でもないし、今後この対策をしていくに当たって、本当に今は生活環境課だけで頑張っておられますけれども、済むのかなというのは感じておりますので、できれば、阿見町にも空き家対策課なるものが誕生してくれれば、住民の皆様が分かりやすく、また空き家を減らす方向になれるかなと思っております。これは要望として話させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで８番佐々木芳江君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　１時３６分散会

第　3　号

〔 12 月 4 日 〕

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和７年１２月４日（第３日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	高野好央君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩	孝君
町民生活部長	齋藤	明君
保健福祉部長	戸井	厚君
産業建設部長	野口正巳	君
教育委員会教育部長	糸賀昌士	君
政策企画課長	糸賀隆之	君
総務課長	石田栄司	君
財政課長	坂入紀章	君
生活環境課長	堀越多美男	君
社会福祉課長兼 福祉事務所準備室長	湯原将克	君
こども未来課長	大塚	淳君
おやこ支援課長	山﨑由紀子	君
都市整備課長	加藤卓也	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔	君
学校教育課長	飯塚洋一	君
生涯学習課長	大橋雅道	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	糸賀正芳	
書記	押切侑理	

令和７年第４回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和７年１２月４日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和７年第４回定例会

一般質問２日目（令和７年１２月４日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．細田　正幸	１．市制施行を予定するなら文化センターの建設を考えたらどうか。	町長・教育長
２．紙井　和美	１．市制施行を見据えた子育て支援強化と（仮称）阿見町子育て支援総合センターの機能充実について ２．小中学生の安全対策と防犯カメラ設置等の防犯施策強化について	町　　長 町長・教育長
３．海野　　隆	１．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第１項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔１８番細田正幸君登壇〕

○１８番（細田正幸君）　皆さん、おはようございます。

私は１点について質問をいたします。阿見町の市制施行を予定するなら文化センターの建設を考えたらどうかという質問でございます。

人口５万人を超え、令和９年11月に市制施行を予定しているなら、当然1,000人規模を収容できる文化センターが必要になってくると思います。周辺の市を見ても、土浦市、つくば市、牛久市、龍ケ崎市は1,000人規模を収容できる文化センターを持っております。

阿見町でも平成４年度、約三十数年前に、文化センター用地として買収し、現在、社会福祉

会館、それから子育て支援総合センターが建設中であります。役場で調べてみましたら、現在でも文化センター用地として教育委員会生涯学習課が管理しております。面積は現在約２万6,000平米あり、まい・あみ・まつり広場として利用しております。

阿見市として文化センター建設を計画したらどうかというふうに思います。この点についての答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

細田議員の、市制施行を予定するなら文化センターの建設を考えたらどうかについての質問にお答えいたします。

市制施行に関しましては、地方自治法等の市制要件において、新たな施設を建設する必要はないため、市制施行を理由に文化センターを建設する予定はありません。

文化会館建設予定地の活用及び建設の考え方については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、市制施行を予定するなら文化センターの建設を考えたらどうかについての質問にお答えいたします。

文化センターは、文化芸術活動の拠点として、町民の豊かな文化的生活に寄与する重要な施設であり、かつて計画が検討された際の理念が失われたものではございません。

しかしながら、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、当町では、地区公民館やふれあいセンターの整備を進めることで地域ごとの文化交流機能を充実させ、町民ニーズに応えてきたところです。このような取組により、文化センターが想定していた機能をおおむね代替しているものと考えております。

文化センターの建設につきましては、巨額の事業費を要することに加え、阿見町第７次総合計画等に位置づけがなく、現時点で具体的な検討は行っておりません。一方で、文化会館建設予定地につきましては有効活用に努めており、北側部分は、御承知のとおり、まい・あみ・まつりやさわやかフェアなどのイベント会場として継続的に利用しているほか、平成22年には、茨城県ドクターヘリの緊急離着陸場所として登録され、地域の安全安心にも寄与しております。

また、南側部分につきましては、主に駐車場用地として、大規模イベント時や総合保健福祉会館、県立医療大学等の行事の際に行政財産使用許可に基づき利用を認めており、公共的な用途に供しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　今の答弁で、代わりの施設があるから計画には載っていないということですけれども、当然、大きな人数を収容する場合は、阿見町では、隣の茨城県立医療大学ですか、あそこの講堂を借りてこの前の70周年記念式典もやっているわけですよね。

そういう点では、やはり大勢の人が集まる成人式とかそういう町の行事は、いわゆる自前の施設でやるのが私は、先ほどの質問でも、周りの市町村はみんな持っているわけですから、当たり前ではないかというふうに思います。

再質問で、文化センターを建てる場合には、現在どのような補助があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えさせていただきます。

文化センター建設に活用できる国の補助金につきまして、教育委員会では文部科学省所管の国庫補助金を中心に確認してございますが、現時点で、文化センターの建設に活用できる補助金というのは国のほうで設けられていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　前段の質問でも、周辺の市は文化センターを持っているわけですよね。その当時の補助金はあったというふうに私は思っているんですけども、その当時はどのぐらい国の補助があったか、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

文化センター構想当時の事業費ですが、約40億円ということになってございました。財源の内訳を見ますと、国庫補助ではなくて起債を活用するというような内容となってございました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　補助ではなくて起債を活用してやっているということですので、周辺の町村はそういうふうにやっている、今もそうだということならば、その起債の制度というのは変わらないわけですから、阿見町には文化センターがないわけですから、私は、今後造る

ことを検討すべきだと。

第７次総合計画にはそのことが一つも入ってないということですけども、現在でも用地は文化センター用地として確保しております。そして、周辺を調べてみたら、市街化区域かなと思ったら、周辺は全部市街化調整区域なわけですよね。当初、文化センター用地として４ヘクタール、４万平米を買収したというふうに記憶にあるんですけども、その後、総合保健福祉会館、それから、現在建設中の子育て支援総合センターにその一部が利用されて、残りが、聞いてみたら２万6,000平米、残っているということですけれども。面積で２町６反というか、２万6,000平米ですから、それなりの用地が文化センターとして残っているわけですよね。

あと、周辺を調べてみましたら、周りはほとんど農地で建物が建ってないわけですよね。当然、総合保健福祉会館とか子育て支援総合センターで、４万平米のうち削られているわけですから、当初の４万平米を考えるならば、あの周りへ再度用地を確保するということも可能だというふうに思いますので。

そういう点で、私は、阿見町に1,000人規模の集まれる施設がないわけですから、これからでも計画に入れる必要があると考えております。計画に入れるのか、入れないのか、今のところはっきりしていないわけですけれども、私は入れるべきだと考えておりますけれども、この点についてどう考えますか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成９年の第３回定例会においても同様の御質問がございまして、当時は阿見町の第４次総合計画の期間でございました。第４次総合計画では、将来10万人都市を目指すという人口目標が掲げられて、この文化センターの整備という構想が生じた背景がございます。しかしながら、現在の人口ビジョンにおきましては、人口５万人を維持するということが目標となってございまして、当時とはそういった前提条件が大きく異なっているというような状況もございます。

また、今後予定されております公共施設の更新に係る維持管理費、財政負担、そういったことを踏まえますと、市制施行が視野に入っている現状でありましても、文化センター建設の構想については、現時点ではなかなか計画に位置づけることが難しい状況にあるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　現在時点では計画にのせるのは難しい状況だという答弁ですけれども、阿見町で、いわゆるホールを利用して活動している団体が２つあるわけですよね。阿見吹

奏楽団、それからつくばフィルハーモニー合唱団、これは責任者が阿見町に住んでおります。音楽家の佐藤宏之先生が主宰をしているわけですけれども。たまたまホールがないために阿見町でできないんで、公演はつくば市の文化センターを借りて毎年、今やっているわけでございます。

佐藤宏之先生に、ホールを建てる場合にはどういう設備が必要なのかという話を、この前、聞きに行ったんですが、現在周りにあるホール、造ってあるのは、いわゆる客席はきちんと造るけれども、バックヤード、後ろですね、出演する人のための施設がほとんど十分じゃないということをお聞きしました。例えばトイレがないとか、それから、バックヤードで出演する人のためのいわゆる部屋がないとか、そういう点が今、ホール、造られているのは欠点がある。これからホールを造るならば、出演する人のことを考えたバックヤードをきちんと造る必要があるだろうということを話しておりました。

そういうホールはこの周辺にないわけですから、そういうホールが例えば阿見町にできれば、東京の音楽家とか演奏者を招くことは可能だろうということを話しておりました。そういう点で、阿見市になるわけですから、今後の問題として、質の高い文化センター建設を考えたらどうかというふうに私は思っております。第７次総合計画でなければ次の計画で、文化センターのことも計画に入れる必要があるんじゃないかと。

現在、既に文化センター用地として登録されているわけですから、それをないがしろにする必要はないんじゃないかなというふうに思います。その点どう考えますか。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えいたします。

先ほどからいろいろ文化会館の、文化センターの必要性について説いておられましたけれども、必要性については感じておりますけれども、財政がかなり厳しいということが一番の問題点ではないかと思っています。

これから先、どのような形になっていくか分かりませんけれども、先ほど言った二十数年前の話で40億円ということになりますと、今1.5倍から２倍ぐらいにはなっているのではないかなというような思いがございます。そうなってきますと、優先順位とするとやっぱり下がってくるのではないかというふうに私は思っています。今、それだけのお金があるのであれば、この庁舎の建て替えが先ではないかというふうにも思っています。これをどうしようかという状況もありますし、先ほど来、話がありました、公共施設の老朽化対策、これにもかなりお金がかかっていく状況でありまして、今のところ、文化センターを建設するという余裕はないのではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○１８番（細田正幸君）　私は、今のところ余裕がなければ将来、今からもう三十数年前に文化センター用地として確保しているわけですから、恐らくその当時、税制の買収したとき恩典もあったというふうに思うわけですけども。だから、そういうことがあったんで、文化センター用地としては使われてないけれども、登記上は文化センター用地として現在も残っているわけですから、将来の問題として1,000人規模の文化センターを検討をしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、５番紙井和美君の一般質問を行います。

５番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔５番紙井和美君登壇〕

○５番（紙井和美君）　皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、市制施行を見据えた子育て支援強化と（仮称）阿見町子育て支援総合センターの機能充実について質問をいたします。

近年、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期に至るまで、家庭が抱える不安や負担はますます多様化、複雑化しております。特に当町では、市制施行を見据えて、子育て支援の質の向上、保育環境の整備、人材確保、そして、地域全体を巻き込んだ支援体制づくりなど、これまで以上に総合的な視点が求められる局面に来ていると感じております。

その一方で、妊娠期から産後にかけての切れ目のない支援の必要性、保育所・認定こども園の受入れ状況、とりわけ０歳から２歳児の需要増への対応、多様な背景を持つ家庭への配慮、地域等の連携強化など、現場には依然として多くの課題が存在しております。

また、（仮称）阿見町子育て支援総合センターの開設という取組は、当町の子育て支援を大きく前進させる一方で、具体的な内容設計や運営方針が今後の成果を左右する極めて重要なテーマであります。

こうした状況を踏まえ、本日は、妊娠期から学齢期まで一貫した子育て支援体制の構築、市制施行に向けた保育の質向上、また、新たな拠点施設の活用など、多岐にわたる視点から、現状と今後の方向性について伺いたいと思います。

それでは、以下の９点について御質問をいたします。

１、妊娠・出産・産後にかけた伴走型支援及び産後ケア事業の現状と課題について。

２、保育所や認定こども園の受入状況、とりわけ０歳～２歳児の現状と課題について。

３、市制施行に向け、保育の質向上と人材確保にどのように取り組むのか。

４、（仮称）阿見町子育て支援総合センターの開設に向け、具体的なプログラムやイベント等の計画及びその周知方法について。

５、こども家庭センターや町内児童館、保育所の連携で、切れ目のない支援体制をどのように構築するのか。

６、指定管理者の選定にあたり重視する点と、サービス開始後における利用者満足度及びサービスの質の維持・向上のための評価の方法について。

７、令和４年に閉館した学校区児童館の跡地の活用の考え方は。

８、多胎児家庭、外国籍家庭、障がい児家庭など、多様なニーズを持つ家庭への配慮について。

９、民間の子育て支援団体との連携をどのように深め、（仮称）阿見町子育て支援総合センターを地域全体の子育て支援ネットワークのハブとして機能させていく考えはあるのか。

以上、９点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　紙井議員の、市制施行を見据えた子育て支援強化と（仮称）阿見町子育て支援総合センターの機能充実についての質問にお答えいたします。

１点目の、妊娠・出産・産後にかけた伴走型支援及び産後ケア事業の現状と課題についてであります。

当町では、妊娠届出時に保健師、助産師が面談を行うことにより、全ての妊婦家庭を把握し、支援の必要な方には継続して寄り添い支援を行う伴走型支援を実施しております。

令和元年度より開始している産後ケア事業では、出産後も安心して子育てができるよう、助産師等の専門家のアドバイスを受けながら、心身のケアと育児支援を受けることができ、利用者は近年増加しております。

また、宿泊、通所、訪問によるサービスがあり、特に宿泊や通所による産後ケア施設の利用については、心身の休息確保を目的とした利用が急増しており、利用者からも満足度の高い声が届いております。一方、訪問による産後ケアの利用者は例年少ない状況であります。

支援を必要とする御家庭のニーズを引き続きしっかり把握していくとともに、育児不安や負担感の軽減を図りながら、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備してまいります。

２点目の、保育所や認定こども園の受入状況、とりわけ０～２歳児の現状と課題についてで

あります。

町内には15か所の保育施設があり、令和７年11月１日時点の受入れ児童数は1,126人です。そのうち、０から２歳児は449人で、14か所で受入れをしております。また、保育需要の高まりと子育て世帯の転入者の増加により、令和８年４月には新たに２つの民間保育園が開設されるほか、１つの幼稚園が認定こども園へ移行することとなっております。

今後、受入児童数は増えることが予想されますので、引き続き保育士確保の取り組みを進めてまいります。

３点目の、市制施行に向け、保育の質向上と人材確保にどのように取り組むのかについてであります。

保育の質向上については、適切な人材確保による勤務環境の改善が有効であると認識しております。保育の人材確保について、公立保育所では、保育学科のある大学など教育機関と連携し、保育実習生やインターンシップの受入れを積極的に行うことで、保育の仕事の魅力を知ってもらう取り組みを進めております。

また、いばらき保育サポートセンターへの登録や、ホームページ、ポスター、あみメールなどを活用することで、保育士の求人情報の積極的な周知を行っております。

そのほか、現場の生の声を聞くことができる町内保育施設見学ツアーを、町とハローワーク土浦が共同で実施しております。

今後も、引き続き、保育の人材確保を図るための取組を行ってまいります。

４点目の、（仮称）阿見町子育て支援総合センターの開設に向け、具体的なプログラムやイベント等の計画及びその周知方法についてであります。

（仮称）阿見町子育て支援総合センターの管理運営を行うこととなる指定管理者候補者からは、これまで町の地域子育て支援センターで実施してきたプログラムやイベントを引き継ぐことは元より、さらに、学生による読み聞かせや、地元高校吹奏楽部による親子コンサート、地域の高齢者の方々によるむかし遊び、夏休みに実施する星空観測会など、多種多様なイベントを提案いただいております。

こうしたイベントやプログラムにつきましては、ホームページのほか、ＬＩＮＥやインスタグラムなどのＳＮＳを積極的に活用して周知を図ってまいります。

５点目の、こども家庭センターや町内児童館、保育所の連携で、切れ目のない支援体制をどのように構築するかについてであります。

町で導入しております子育てアプリあみＬｉｎｋにも、（仮称）子育て支援総合センターのリンクを掲載し、子育て世代に、一体的に子育てに関する情報提供ができるように努めてまいります。

６点目の、指定管理者の選定にあたり重視する点と、サービス開始後における利用者満足度及びサービスの質の維持・向上のための評価方法についてであります。

指定管理者候補者の選定委員会において、「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。多様な利用者への配慮がなされているか。」、「利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。」、「十分な資格、経験等を有するスタッフが配置されているか、人員配置は適切か。」といった項目について特に重視し、審査をいたしました。

サービス開始後における利用者満足度の評価については、年に１回利用者アンケートを実施し、運営方針や環境整備等の改善に反映してまいります。

そのほかにも、情報交換ボードを設置し、利用者が気軽に意見や要望を書き込んだり、情報交換ができる環境を整えてまいります。

指定管理者のサービスの質の維持、向上のための評価方法については、月次報告書による運営状況の確認や、随時行う立入調査により課題点等を指定管理者と日々共有し、利用者満足度及びサービスの質の維持向上を図ってまいります。その上で、「施設の設置目的の達成に向けた取組み」、「利用者の満足度」、「効率性向上等に関する取組み」、「公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み」といった評価ポイントで指定管理者がセルフモニタリングを行い、町の評価をフィードバックすることで、さらなる質の向上を目指してまいります。

７点目の、令和４年に閉館した学校区児童館の跡地活用の考え方についてであります。

学校区児童館の跡地につきましては、今年度、解体工事を実施し、現在は更地の状態となっております。跡地の活用につきましては、現在、阿見中学校の敷地の一部において進めている温水プールの整備に伴い、将来的には学校区児童館跡地を含めた区域を一体的に防災公園として整備する方針としております。

８点目の、多胎児家庭、外国籍家庭、障がい児家庭など、多様なニーズを持つ家庭への配慮についてであります。

こどもを持つ家庭に対しましては、特別な配慮の有無にかかわらず、こども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境づくりに配慮し、保護者の協力も得ながら、こども達の安全性を確保するとともに、インクルーシブな環境で活動ができるよう、合理的配慮に努めてまいります。

また、同じ境遇や目的、悩みがあるこどもや保護者が交流できるような事業の実施も検討しております。

専門的な相談が必要な場合においては、隣接の総合保健福祉会館内のこども家庭センターや阿見町基幹相談支援センターにつなぎ、支援が途切れないように努めてまいります。

９点目の、民間の子育て支援団体との連携をどのように深め、（仮称）阿見町子育て支援総合センターを地域全体の子育て支援ネットワークのハブとして機能させていく考えはあるかについてであります。

（仮称）子育て支援総合センターの設置目的は、こどもと家庭を地域全体で支え、安心して子育てできる環境を提供することであります。単なる支援拠点にとどまらず、相談、交流、学び、地域連携を一体的に進める総合センターとして、町民の暮らしに根差した存在となることを目指しておりますので、地域全体の子育て支援ネットワークの中心となるよう体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

再質問させていただきます。

先ほど、産後ケアの訪問型支援についてなんですけれども、利用者が少ないということでした。この利用が伸びない背景として、町として必要な方にしっかりと届くように、どのような周知や利用しやすさの工夫をしているのか。また、本年の第１回定例会で質問いたしました産後ドゥーラの導入について、今後の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

産後ケアの申請の際には、必ず御要望や育児状況などの聞き取りをしております。訪問型産後ケアが少ない現状としましては、産後ケアを希望する方のほうが多く、専門的なケアや育児相談のほか、休息確保を希望されているため産後ケア施設に滞在する宿泊型や通所型を選択されております。

訪問を希望される方のニーズとしましては、ごきょうだいがいる中での子育てや家事負担へのサポートを希望されるため、産後ケア事業ではなく、社会福祉協議会で実施しておりますファミリーサポート事業や家事援助を御紹介しております。

産後ドゥーラは、訪問により、産婦に寄り添い、赤ちゃんを迎えた御家族が安心して子育てができるよう家事育児の支援を受けることができるサービスです。育児不安、負担の軽減を図ることで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが期待できます。

ただし、産後ドゥーラは信頼できる人材が少ないため、子育て家庭の家事支援を行う子育て世帯訪問事業と併せて、令和８年度予算計上を検討しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　産後ドゥーラは依頼する人が少ないということでしょうか。信頼する人とさっきはおっしゃったような感じなんですけど。
○議長（野口雅弘君）　保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
　産後ドゥーラは、依頼できるまだ人材が少ないということです。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　ありがとうございます。
　産後ドゥーラは信頼できるシステムなんですけれども、県内に11か所ということで、その中の１人が阿見町にいらっしゃるので、これを予算上取り入れていただけるような方向になるというのは非常にありがたいことだと思っています。
　通常の制度上なんですけれども、家事援助というのは家事のみの業務でありまして、保育は含まれていないんですね。ベビーシッターに関しましては家事代行とは役割が異なるために、家事援助は禁止されているということが通常多くあります。
　産後ドゥーラに関しましては、産後の母親と家族の家事、育児、心のケアまで幅広くサポートする専門家でありまして、産後ドゥーラが専門家として認知されるまでにはすごいハードルが高いんですけれども、令和８年に予算を上げるというお答えをいただいて大変うれしく思っているんですけれども、今、現在あるシステム、制度と併せながら活用できるような利用の支援をお願いしたいと思っています。
　次の質問ですけれども、０歳から２歳児には、年によって需要が違うんですけれども、令和８年度以降、町としてどのような需要の見通しを立てているのか、可能な範囲でお聞かせいただきたいと思います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。
　先ほどの町長からの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、今後も、０歳から２歳児のみならず、全体として保育需要が高まることが想定されております。一定の需要の見通しは、阿見町こども計画の中で想定しており、新たな施設の開設等により受入れ児童数を増やし、その中で対応していければと考えております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　保育士確保のための取り組みを御紹介いただきましたけれども、全国的に厳しい状況の中でありまして、町独自の支援策についても、もし検討されているものがあ

りましたら、例えば処遇の後押しですとか潜在保育士の復帰支援など、ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

現在、町の保育士確保の取り組みとしましては、平成30年度から町独自の保育士処遇改善助成金を支給しております。また、潜在保育士の復帰支援につきましては、町独自の支援等は現在行っておりませんが、県では、県内の保育人材確保のため、保育の現場から離れている方の職場復帰や、保育士資格を持っていない方の保育士資格取得支援、職場あっせんなどを行っていますので、町全体としましても、ホームページ等で周知し、今後も引き続き保育士確保の取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　承知いたしました。ありがとうございます。

子育て支援総合センターのプログラムのイベントについて、多彩な提案が示されて、大変期待しているところでございますけれども、その上で、町民が利用しやすいように、年間の大まかな実施頻度など、現時点での計画があればお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

毎月実施の事業としましては、月齢ごとに分けました親子遊びなどを行う交流講座、クリスマス、お正月、ハロウィンなどの季節に応じたイベント、誕生会、絵本の読み聞かせ、リトミック講座などがあります。

年に三、四回実施予定の事業としましては、手形・足形取りや寝相アートの撮影会、小学生向けの季節や文化をテーマとした工作体験、人材バンクによる体験学習などがあります。

そのほかに、年に一、二回実施予定の事業としましては、先ほど町長から答弁がありましたように、高校生によるコンサートなどの内容となり、現在は25個程度の事業があります。

対象年齢や対象者数が様々になりますが、毎月10回程度の事業を開催する予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございます。また、いろんな要望がありましたら取り入れながら、やっていただければなというふうに思っております。

こども家庭センター、児童館、保育所との連携についてお答えいただいたんですけれども、

アプリによる情報発信というのは本当に有効だなと思っています。また、実務的な連携の仕組みについては、定期的な会議や情報共有の場があればいいなと思うんですね。先ほど言われましたようなプログラムなんかも、そういった会議の中でもいろんな話ができるといいなと思うんですけれども、より切れ目のない支援につながるのではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

こども家庭センター、児童館、子育て支援総合センターの実務者の情報共有の場は、定期的に設ける予定となっております。各機関の最新情報や課題、子どもや家庭への支援ニーズについても話し合っていきます。

保育所との連携につきましては、センター主催のイベント等の情報共有を随時行い、必要に応じて各施設間で情報共有の場を設けていきます。

また、保育所等の団体利用についても、御希望に応じて実施予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ぜひ地域に根差したものとしてつくり上げていただきたいなと考えております。

そしてまた、お答えにありました指定管理者ですけれども、指定管理者の評価につきまして、丁寧な体制を説明していただいたんですけれども、その上で、利用者の満足度とか利用者数など目標値、これを設けていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

（仮称）阿見町子育て支援総合センター指定管理者管理運営仕様書に、年度ごとの来館者数と利用者アンケートの満足度の目標を定めております。令和８年度が、来館者数１万5,020人、満足度70％、令和９年度が、来館者数１万8,122人、満足度74％、令和10年度が、来館者数２万1,569人、満足度78％、令和11年度が、来館者数２万4,327人、満足度80％、令和12年度が、来館者数２万8,205人、満足度が82％と定めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　この５年間で徐々に、満足度、来館者数も上げていくということですので、それに向けてまた充実させていただきたいと思っています。

次に、児童館の跡地の防災公園化についてですけれども、町として方向性が示されておりま

した。今後のスケジュール感について現時点で示せる範囲があればお答えいただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

防災公園に関しましては、まずは温水プール部分について、阿見中学校のテニスコート、学校区保育所跡地、学校区児童公園の一部を令和10年度末までを目途に整備をする計画としております。学校区児童館跡地を含めました残りの公園部分の整備につきましては、令和７年７月に地域防災計画への位置づけを行っております。その後の整備スケジュールにつきましては、現時点では未定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　分かりました。ありがとうございます。

次に、多様な家庭の配慮について先ほど申し上げましたけれども、インクルーシブな視点での対応を伺いまして、心強く感じたところでございます。

さらには、多胎児家庭や外国籍家庭、障がい児家庭、それぞれへの具体的な取り組み、現在、検討中のものがあるかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

多胎児家庭向けには交流イベントを予定しております。地域の先輩多胎児ママやパパとの交流を通じて、妊娠期から子育て期にかけての不安や悩みを共有し、支え合うことができるよう、場を提供していきたいと考えております。

外国籍家庭向けには、子育てに必要な情報を分かりやすく提供できるよう、日本語版だけではなく、英語版のホームページやパンフレット、チラシを作成する予定です。

障がい児家庭向けには、まず、障がいのあるお子様にも楽しんでいただける施設づくりをしていきます。点字の絵本や音の出る絵本を持つなど、感覚に配慮した遊具を設置し、より多くのこどもたちが楽しめる環境を整備していきます。

また、障がい児に限らず、発達に関する不安や保健師等による専門的な相談ができる体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　やはり多くの声を引き寄せて、皆さんで協議しながら進めていただきたいなと感じているところでございます。

そうしましたら、民間団体との連携ということになるんですけれども、この総合センター、ネットワークの中心に位置づけるというふうにお伺いをいたしました。今後、団体の皆様との意見交換会や共同の場を設ける予定があるのか、可能な範囲でお答えください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

地域ボランティア団体や民間団体との連携につきましては積極的に進めていきたいと考えております。団体の皆様と意見交換や協働の機会を設けることは非常に重要だと認識しており、定期的な交流会や共同イベントを開催することを検討しております。これにより、各団体の特色や強みを活かし、地域全体で多様な子育て支援につながると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　分かりました。いろいろ丁寧に本当に教えていただき、ありがとうございました。

最後になりますけれども、本日、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築ですとか、そういったことの総合センターを中心とした地域のネットワークづくり、また、保育の質と量の両面にわたる今後の方向性についていろいろ御答弁いただきました。

また、産後ケアの在り方や産後ドゥーラの導入など、前向きな姿勢をいただいたことを非常にうれしく思っております。

市制施行を見据えまして、子育て支援は町の未来を左右する最重要な施策であります。町としての取組がさらに前進しまして、誰もが安心して子どもを産み育てられる阿見町の実現に向けて、私自身も町民の皆様の声を伺いながら、よりよい子育て環境の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

官民そして地域が共に協力し合いまして、阿見町の未来を築いていければなというふうに考えまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前１０時５２分休憩

午前１１時００分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　それでは、２項目めの質問に移ります。

小中学生の安全対策と防犯カメラ設置等の防犯施策強化について。

近年、子どもを取り巻く安全環境は大きく変化しております。全国的に通学途中の児童生徒が巻き込まれる事件や不審者事案が相次いで報告されております。こうした状況を受け、自治体には、通学路の安全確保や地域の見守り体制の強化、防犯設備の整備など、総合的な対策を講じることがこれまで以上に求められております。

当町におきましても、地域の皆様から寄せられる通学路の危険箇所に関する声や、見守り活動の課題解決や防犯カメラの設置を望む要望など、安全への関心は年々高まっていると感じております。子どもたちが毎日安心して学校へ通い、無事に家へ帰ることができる環境を整えることは、町として最優先で取り組むべき重要な責務であります。

そこで、小中学生の安全対策と防犯施策の強化について、現状と課題、今後の方向性について伺います。

１点目、通学路における安全点検として、各地域から寄せられる危険箇所の情報収集と、関係機関との連携、点検の実施について。

２点目、見守り体制の現状と課題について。

３点目、通学路における防犯カメラ設置導入の必要性と実施方針について。

以上３点について御答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　小中学生の安全対策と防犯カメラ設置等の防犯施策強化についての質問にお答えいたします。

１点目の、通学路の安全点検については、教育長より答弁いたします。

２点目の、見守り体制の現状と課題についてであります。

当町における小中学生の見守り体制の現状といたしましては、阿見町防犯連絡員及び地域防犯活動組織による防犯パトロールや、青色防犯パトロール車による巡回、交差点での立哨等を適宜実施し、地域の安全性の向上に努めていただいております。

課題といたしましては、小中学生の下校時間にばらつきがあり、通学路も多岐にわたることから、全体を均一にパトロールすることが困難であることが考えられます。

３点目の、通学路における防犯カメラ設置導入の必要性や実施方針についてであります。

通学路において、人による見守りや青色防犯パトロール車による巡回に加え、防犯カメラの設置導入は、防犯施策を高めるものであり、必要性は高いと認識しております。しかしながら、町が主体で設置する防犯カメラにつきましては、当面は犯罪や交通事故の防止に効果的である28か所の主要交差点への設置を優先する方針としているところであります。

なお、地域予算制度及び行政区防犯カメラ設置事業補助金による防犯カメラの設置につきま

しては、地域や行政区の要望に応じて設置することが可能でありますので、通学路における防犯カメラの早期設置を御希望の場合は、地域予算制度等を御活用いただければと存じます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　次に、教育長宮﨑智彦君、登壇願います。

〔教育長宮﨑智彦君登壇〕

○教育長（宮﨑智彦君）　小中学生の安全対策と防犯カメラ設置等の防犯施策強化についての質問にお答えいたします。

１点目の、通学路の安全点検についてであります。

当町における通学路の安全対策につきましては、毎年「阿見町通学路安全対策推進会議」を開催し、関係機関との情報共有や対応策の検討を行っております。この会議は学校教育課が主管し、牛久警察署、竜ケ崎工事事務所、阿見町学校長会、生活環境課、道路課、都市整備課で構成され、年１回開催しております。

会議では、児童生徒が安全に通学できる環境を確保することを目的として、「阿見町通学路交通安全プログラム」に基づき、地域や保護者からの要望を各学校で取りまとめた上で合同点検を行い、その結果を踏まえて必要な対策を講じております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

まず、学校教育課のほうに再質問をさせていただきます。

町内の小中学校には防犯カメラが設置されていると思いますけれども、具体的な場所を教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

小中学校に設置している防犯カメラにつきましては、児童生徒が主に利用する通学門、教職員また保護者等が利用します通用門、そして昇降口付近など、来訪者の確認が必要な場所に設置しております。また、職員室には録画機能のついたモニターがありまして、常時確認できる体制を整えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

小中学校における学校内防犯カメラの設置状況について、来訪者確認が必要な要所に配置をされている、また、職員室で常時確認できる体制が整えられているということ、それが確認で

きまして、児童生徒の安全確保に向けた学校現場の取り組みについては安心をいたしております。

それでは、通学路の安全について、さらに強化するためにはどのようなことを心がけているか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

教育長答弁にもございましたとおり、通学路交通安全プログラムに基づきまして、保護者等からの寄せられた意見、様々な要望に対応してございます。例えば、区画線の引き直しやカーブミラーの設置は道路課が、横断歩道の設置は生活環境課を通しまして警察に要望するなど、関係部署が連携して取り組んでございます。

また、至急対応が必要な場合には、担当課や関係機関に速やかにつなぎまして、対応を依頼しているところでございます。

今後とも、学校や関係機関との連携を密にしまして児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

通学路の安全対策についても、阿見町の通学路交通安全プログラムに基づいて、関係部署と連携しながら丁寧に対応されている点は非常に心強く思っているところでございます。危険箇所の把握から改善までの流れが明確であり、また、保護者や地域から寄せられる声に寄り添った取り組みができるということを改めて実感させていただいたところです。

それでは、今までに通学路へ防犯カメラを設置した箇所はございますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。

○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。

防犯カメラの設置方針は、生活環境課の交通安全対策に基づいております。これまで町内の主要交差点に防犯カメラの設置を検討している箇所と、交通安全プログラムの中で危険箇所が一致した場所、こちら２か所ございましたが、そちらにつきましては生活環境課におきまして、地域予算を活用していただいて防犯カメラを設置した事例がございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　要望が主要交差点と合致したというのでつけられたわけなんですけれども、児童生徒が毎日通る通学路の中でも、防犯上危険と思われる箇所に防犯カメラをさらに設置する方向の考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長糸賀昌士君。
○教育委員会教育部長（糸賀昌士君）　お答えいたします。
現時点では、先ほど申し上げましたとおり、交通安全対策の視点から主要交差点への設置を優先している状況でございます。
通学路への防犯カメラの設置につきましては、保護者からの御要望も踏まえながら、防犯対策としての効果的な設置箇所とはどのような場所か、そういった基準の整理が必要でございますので、研究すべき課題が多いというふうに感じております。そのため、今後は防犯の観点から有効性や設置の在り方について調査研究を進めまして、通学路の安全対策の一つとして検討してまいります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　分かりました。
通学路への防犯カメラ設置に関しては、現時点では交通安全対策の優先度を踏まえた判断であるという一方で、また、防犯上の有効性について今後、調査研究していくというふうにお話しいただきました。
子どもたちが毎日通る通学路の安全というのは、学校と行政、地域が一体となって取り組むべき重要な課題となっております。予算的なこともいろいろありましょうし、また、国からの補助金、県からの補助金、そういったことも踏まえながら、いろいろ検討すべき課題はたくさんあるかと思うんですけれども、まず、子どもの命を最優先する、その方向で優先順位等を上げていただければありがたいと思っております。
続きまして、生活環境課と都市整備課への再質問をさせていただきます。
主要交差点の防犯カメラ設置とありましたけれども、未設置箇所が８か所残っているとの答弁でした。これ、設置時期は具体的にいつ頃を予定しているのか、また、設置計画は既に固まっているのか、進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
未設置となっております残りの８か所の防犯カメラにつきましては、施設の重要性から早期に設置できるよう検討を進めておりますが、設置に当たっては、町の財政的負担を考慮し、警察等からの補助金の交付を受ける方針としておりますので、現時点で具体的な設置時期は固まってはいない状況であります。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　分かりました。

設置場所を判断する設定基準ですけれども、防犯カメラの設置場所を選定する際、町としてどのような基準を重視しているのか。犯罪の発生状況とか交通量、また、通学路としての利用状況、警察との協議など、優先順位をいろいろ判断基準にしているのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

現在、設置を進めております主要交差点の防犯カメラの選定につきましては、令和２年度に牛久警察署と協議を行い、防犯や交通事故防止の対策が特に必要な箇所や、警察の捜査上、特に重要な箇所を検討し、28か所を選定したものであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　分かりました。

地域予算制度を活用して設置する場合の行政区の負担ですけれども、地域予算制度や補助金を活用して防犯カメラを設置した場合、行政区側の負担がどの程度になるのか。これ、行政区の区長さんたちからもよく質問される内容なんですけれども、初期費用及び年間の維持管理費の内訳と金額についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

防犯カメラの初期費用につきましては、地域予算制度で防犯カメラを設置する場合は、設置費用は町が負担いたしますので、行政区の負担はございません。

次に、行政区への補助金を利用して設置する場合には、設置費用は町が３分の２を補助しますが、上限20万円としていますので、それを超えた部分については行政区の負担となります。町の補助金を除きました行政区の負担の費用といたしましては、過去の地域予算制度の実績からしますと、おおむねですが50万円程度となる見込みであります。

なお、維持管理費につきましては、地域予算制度、行政区への補助金ともに行政区負担となり、内容としては主に電気代となります。今まで設置した防犯カメラの電気代の実績は年間約１万円となっております。

また、保守点検等につきましては、業者委託等により必ずしも費用をかけて実施する義務はありませんが、カメラレンズの清掃や映像がきちんと映っているかどうかの確認は行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　さらに更新費用の見通しも含めまして、今後の財政計画への位置づけについて伺いたいんですが、防犯カメラの維持管理費や更新に係る財政負担、また、地域負担頼みではなくて、町としての恒常的に予算化する方針を検討すべきではないかなと考えるんですけど、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　地域予算制度で設置した防犯カメラにつきましては、行政区に譲与という形を取っております。行政区において適切に維持管理をしていただくこととしておりますので、現行でのルールでの対応をお願いしたいと考えております。
　なお、更新費用については防犯カメラの買換えということになると思いますので、再度地域予算制度にて御要望いただければ、制度にのっとり、町で初期費用を負担いたします。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。
○５番（紙井和美君）　分かりました。
　あと、交差点以外、特に町所有の公園への設置についてお尋ねしたいんですけれども、答弁では、交差点が優先順位の上位のほうを占めているという方針ということをお聞きしました。
　現在、町所有の公園への防犯カメラ設置の要望が住民から幾つか上がっているんですけれども、公園は子どもたちの利用が多くて、不審者の事案も発生しやすい場所であります。町所有の施設として公園への防犯カメラの設置について、どのように考えているかをお尋ねしたいと思います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　現在、町で管理する公園のうち防犯カメラを設置している公園は、霞ヶ浦平和記念公園の１公園となります。
　設置についての考え方ですが、面積が広く、多くの方が利用される都市公園を対象としており、行政区からの要望や警察の要望等により設置できるとしております。
　また、設置に当たりましては、地域住民の合意形成が得られていることや、カメラに周辺の住宅が映ることもありますので、プライバシーや個人情報の取扱いに配慮するため、近隣に住む方々の同意を得ることを条件としています。
　現状では、公園を利用する方のために、壊れた遊具や施設の修繕、植栽の管理など、維持管理への負担が大きいことから、防犯カメラの設置に当たっては、地域予算制度の活用を御案内

しているところでございます。

一方で、防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止の効果も期待されますことから、町主体の設置について、他市町村の事例等を踏まえ調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

公園に防犯カメラを設置することによって、犯罪を未然に防ぐ効果や利用者に安心感を与えるメリットがあります。実際、自治体向けのシステム提供企業、これ、参考にしている株式会社クリューシステムズというところによりますと、ここの会社はいろいろ防犯カメラを自治体につけているということで、牛久警察署とも連携をしているところでございますけれども、公園へのカメラ設置というのは犯罪の抑止に大きく貢献するということで、この会社も社会貢献を目的として、牛久警察署と連携して、阿見町の子ども食堂にも１か所設置する予定となっているんですね。これからは産官民が連携して行うことが非常に重要かなというふうに思っているところでございます。

全国的にも、公園の設置の自治体は大阪府の箕面市、あとは、茨城県内では北茨城市の磯原中央公園というところ、土浦市では新治運動公園。鹿嶋市では、屋外公共防犯カメラの設置及び運用に関する要綱というのがありまして、公共の場所、道路とか公園とか広場に防犯カメラを設置するというふうに定められております。

そういったことで、当町でもこれらの効果を見込んで、安全性の向上と住民の安全確保、公園へのカメラ設置を町主体で推進すべきではないかなと考えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

すみません、先ほどの答弁とちょっと重複してしまうところもあるんですけれども、現状では、防犯カメラの設置につきまして、公園の施設管理、維持管理の負担が大きいことから、地域予算の活用をお願いしているところなんですけれども、一方で、やっぱり防犯カメラの設置ということで、犯罪の抑止効果ということも期待されますことから、御紹介いただきました他の市町村の事例等をよく研究をさせていただきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

行政区からも、公園でよくいろんな行政区の事業をする中で、やはりいろんな人が出入りす

るということもありまして、もちろん個人情報のことも非常に重要かと思うんですが、これからはさらにＡＩなどが入って、いろんなそういったこともクリアできる内容になってくるのではないかというふうに思うので、先進的な事例をこれからも企業とタイアップしながらやっていくことも必要かなと思っております。

最後になりますけれども、防犯カメラの整備につきましては、財政状況や補助金活用の観点から慎重に進めている現状が示されておりました。町民の安全安心を守る上で極めて重要な取組であり、引き続き早期の整備について検討していただきたいと考えております。

また、設置箇所の選定におきましては、警察との協議に基づく合理的な判断基準が示され、妥当性を確認いたしました。地域予算制度を活用した場合の負担の内訳や、更新時の対応なども明確に提示いただきましたので。ただし、今後、カメラの老朽化が進むことを考えますと、長期的な財政計画の中で、町としての主体的な関与をさらに検討していただく必要性も改めて認識していたところでございます。

公園へのカメラ設置につきましては、子どもの安全確保の観点から、町民の関心も非常に高いテーマになっております。町としても他の自治体の事例を含めまして、先ほど答弁いただきましたとおり、調査研究をしていただきたいなというふうに考えております。地域の合意形成やプライバシー配慮などの課題もいろいろ考えつつ、また、より安全な公園環境づくりが進むことを期待しております。

町内の子どもたちが安心して学校へ通い、そして安心して遊べる環境づくりがこれからさらに前進することを願っているところでございます。町民の安心を守るための防犯対策は、行政、警察、地域が連携して取り組むべき重要な基盤となっております。本日の質問と答弁を踏まえまして、阿見町全体の安全性向上に向けた施策が今後さらに充実していくことを期待いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで５番紙井和美君の質問を終わります。

次に、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番海野隆君登壇〕

○１４番（海野隆君）　どうも皆さん、こんにちは。れいわ新選組の海野隆でございます。

師走に入って、今年最後の議会ということで、いつも１年を振り返って、次の年を考えるということで、今年１年の世界、日本、阿見町のことについて振り返ってみたいと思います。

世界の情勢では、相変わらずロシアによるウクライナ侵略が継続され、２月には３年目に入って４年になろうとしております。阿見町議会でも、ロシア非難決議を議会として出したとい

うこともあって、この問題については引き続き注視をしているところでございます。死傷者はロシア側で100万人、ウクライナ側では40万人近くと言われて、多くの人命が失われているという状況でございます。

また、パレスチナ・ガザ地区では、ハマスによるイスラエル攻撃から、これも２年が過ぎました。国連人権理事会の調査委員会が発表した報告書では、報復攻撃でイスラエルがガザでジェノサイド、集団殺害を行っていると指摘されております。ガザ地区での死者は７万人、負傷者は17万人と言われております。

トランプ大統領、アメリカ大統領の２期目の就任以降、トランプ大統領が採用している関税政策、これには全世界が振り回されております。日本も大きな影響を受けております。

国内では、１月28日に埼玉県八潮市の道路が突如陥没、トラックが穴に落下して死亡事故に至りました。その後も穴は広がり続け、２月２日時点で直径31メートル、深さ16メートルにも達したと言われております。ぽんこつ化する日本。インフラは全て老朽化しているということで、日本の各地の自治体、もちろん阿見町もそうですけれども、衝撃を与えた事件でございます。

４月から10月までは、55年ぶりに大阪・関西万博が開催され、また、米不足、値上がり、備蓄米の放出など、令和の米騒動が起きております。

政治関係では、自民党政治家による政治資金の裏金などで自民党は参議院選挙に敗北し、石破茂首相が辞職、憲政史上初めての女性首相、高市早苗首相が誕生いたしました。

また、今日に至るまで、全国各地での熊被害、テレビをつければいつもこの熊被害が出てくるということで、地域社会を非常に不安にさせております。幸い阿見町では熊の目撃情報はありませんけれども。

そうした中で、うれしいニュースは、坂口志文さん、北川進さんお二人がノーベル賞を受賞したということで、科学技術の分野で日本はなお先頭を走っていると感じました。

阿見町では、５月に、阿見町に所在する二所ノ関部屋の大の里が第75代横綱に昇進をいたしました。また、10月に行われた国勢調査では５万人超えが有力だなという形で調査が終わったというふうに聞いております。令和９年11月の市制施行が現実的になっていると思います。アウトレットには、あみ観光物産館ａｍｉ　ｃｏｌｌｅ！がオープンして、阿見町の特産物や情報発信を開始しました。11月２日には、町として最後になるであろう町村合併70周年記念式典が行われました。

前置きが長くなりましたけれども、その中でも、この１年で特筆しなければならないことは、物価高により庶民の暮らしが厳しい状況に陥っているということでございます。特に生活保護世帯やひとり親世帯など低所得階層世帯の方々を直撃しているのは、種々のデータを見れば一

目瞭然であります。

こうした観点から今回の一般質問、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について伺うものであります。

政府は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、デフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和５年、２年前、11月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金を創設するとともに、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠を創設いたしました。

そもそも、先の参議院議員選挙の際、自民党は国民に対して２万円を支給するという公約を掲げました。しかるに、政権を維持した後、自民党は公約を反故にしてしまいました。公約を信じて投票した有権者も多数いただろうと推察されるので、こうした行為は国民への裏切りであり、政治不信を招くものであると厳しく指摘しておきたいと思います。

先に述べましたように、これまでにも物価高騰対策として同様の対策が実施されましたが、今回の交付金で、阿見町が取り組むべき地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業とは何なのか、また、最も必要で効果的な事業は何かについて、以下質問したいと思います。

１番、阿見町に配分される交付金はどの程度になる予定だと想定しているのか。

２番、これまでの阿見町の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施された物価高騰対策事業とその効果等の評価について。

３番、今回の臨時交付金で阿見町が採用する「地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業」とはどのようなものが想定されるのか。

４番、今回の臨時交付金を活用し阿見町地域で実施されるべき対策はどのような世帯に対して行われるべきか。

５番、プレミアム付き商品券の課題と問題点について。

６番、おこめ券配布の課題と問題について。

７番、最後ですけれども、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」について。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についての質問にお答えいたします。

１点目の、阿見町に配分される交付金はどの程度になる予定だと想定しているのかについて

であります。

本交付金については、現時点では市町村への交付限度額が示されておりませんが、推奨事業として、市町村が地域の実情に合わせた事業に充当できる交付金のこれまでの規模としましては、令和５年度は、国の予算規模約5,000億円に対し、当町への交付額は約7,700万円であります。令和６年度は、国の予算規模約6,000億円に対し、当町への交付額は約8,700万円が示され、令和７年度へ全額繰越ししております。令和７年度は、国の予算規模約1,000億円に対し、当町への交付額は約1,500万円であります。

２点目の、これまで実施した物価高騰対策事業の効果と評価についてであります。

令和５年度において町が推奨事業として取り組んだことは、物価高騰下の子育て世代を経済的に支援するため、小中学校の給食費３か月分を全員無料とするほか、エネルギーの価格高騰の影響を受けた医療機関や介護施設、公共交通事業者等へ支援を行いました。

事業の効果と評価につきましては、アンケートを実施したところ、物価高騰の中の支援であり助かった等の御意見をいただいております。

そのほか、国から各市町村に示された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業として、住民税均等割非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯への現金給付を実施し、子育て世帯にはさらに加算を行っております。

令和６年度は、国から各市町村に示された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業として、新たに住民税均等割非課税となった世帯等に対し現金給付を行っております。また、令和６年度阿見町定額減税補足給付金として、個人住民税及び所得税の定額減税及び定額減税し切れない方へ、その差額を調整給付として支給しました。

令和５年度及び令和６年度に国から示された各種給付金事業について、アンケート調査は実施しておりませんが、対象となった世帯の方々には十分な効果があったと考えております。

令和７年度は、町として、給食の賄材料費の高騰分及び第２子以降給食費の無料化に活用し、保護者負担の軽減を図っております。

３点目の、今回の臨時交付金で阿見町が採用する「地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業」とはどのようなものが想定されるのかについてであります。

国から示された交付金の推奨事業を踏まえ、速やかに事業が実施できるよう検討してまいります。

４点目の、今回の交付金で実施すべき対策はどのような世帯を対象とするのかについてであります。

これまでも本交付金の趣旨と国が推奨する事業を踏まえて、子育て世帯や低所得者世帯への支給を行ってまいりました。今回も、国の推奨する事業を踏まえ、物価高騰の影響を受けてい

る方に支援が届くよう検討してまいります。

５点目の、プレミアム付き商品券の課題と問題点についてであります。

プレミアム付き商品券は、物価高騰による家計負担の軽減と、町内消費喚起による商業振興という２つの効果が期待できる一方で、その実施には多大な事務負担と経費がかかることと、関係機関との協議等により、実施までに期間を要するという課題がございます。

今回の交付金につきましては、武井議員の質問に対して答弁したとおり、国から食料品の物価高騰に対する特別加算としてプレミアム商品券等が示されております。近隣自治体の動向等を注視し、当町の実情に即した活用策を検討してまいります。

６点目の、おこめ券配布の課題と問題点についてであります。

県内でおこめ券を配布している自治体に課題等を確認したところ、家で米を作っているので現金給付がよかったなどの意見がある一方、子育て世帯からは一定の評価を得ていると伺っております。

７点目の、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」についてであります。

今回の交付金においては、低所得世帯支援枠は設定されておりませんが、生活者支援の枠組みの中で低所得者世帯への支援策も含まれておりますので、５点目で答弁いたしましたとおり、当町の実情に即した活用策を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　それでは、再質問をさせていただきます。

そもそも、今回の物価高騰を背景とした交付金ですけれども、全ての国民に影響を与えているというのは間違いないと思います。事業者も含めてですね。今回、高市内閣ではいろいろと、新聞報道でも見れば分かるように、２兆円、１兆7,000億円ぐらいかな、２兆円を措置するということで、その中にいろんな政策、国としてやること、それから地方としてやること、で、地方に配分されるのが今回、これを今、議論しているんですね。

しかし、今回の経済対策、この物価高騰の要因を考えてみれば、この政策を打っていけば、現状の物価高騰の改善とか、あるいは賃金上昇を上回る物価上昇が続いていますけれども、この現状を改善できるかどうかについては非常に疑問だと思います。

しかし、一番厳しく影響を受けた方々を救っていくというのは政治の仕事ですから、弱い人、それから少数の人、そういう人を救っていくというのが、全体として救っていくというのは政治の役割ですので、地方自治体もそういう役割を果たしていくことがとても大事だと思います。

日本の実質賃金を見てみると、物価上昇に名目賃金の伸びが追いついていない状況があるわけです。直近のデータでは、2025年９月時点で、９か月連続で前年同月比マイナス、1990年代

半ば以降、日本の１人当たり実質賃金は、欧米諸国と比較して低迷が続いております。円安ということだと思いますね。2024年４月には過去最長となる25か月連続のマイナスを記録しています。物価上昇が高いんですね。一定程度賃金は上昇してるんだけども、物価高騰がそれ以上高騰しているので、実質マイナスになってしまうと。こういう状態が２年も３年も続いていると。こういう状況の中に今あるというふうに思います。

それで、日本で所得格差ということが言われていますね。昔は、日本は分厚い中間層がいて、大きなお金持ちは少ない、あるいは、かもしれないけれども、極端な低所得階層も少ないと、分厚い中間層が日本の社会の安定というものを保っていたとよく言われていますが、しかし、現状では所得格差が非常に増えていると。とりわけて、この物価上昇によって所得格差が、大きな格差が広がっているというふうに言われております。

それで、経済的用語で、絶対的貧困と相対的貧困というのがありますね。絶対的貧困というのは、食事もできない、健康も維持できない、そういうものを絶対的貧困。これは日本では少ないですね。これは発展途上国なんかに多いと言われています。相対的貧困というのがあります。日本で問題になっているのは、この相対的貧困ですね。相対的貧困は、日本の所得階層中央値の半分しかその所得がないというのが相対的貧困と。これが今、日本では非常に多くなっているわけですね。

どういうふうになっているかというと、これ、阿見町では分かりませんよ。しかし、大体全国ほぼ同じように貧困率というのは表れますので、全体の貧困率を把握すれば、この阿見町でも大体そういう感じかなというふうに分かります。日本の７人に１人は相対的貧困にあると言われております。先進国の中では、日本の相対的貧困率は非常に高いと。ＯＥＣＤ加盟国38か国中７位という結果、これ21年の統計ですけども、日本の相対的貧困率は15.7％。それがさっき言ったように、７人に１人相対的貧困になっていると。

これ平均なんですけども、非常に問題なのは、ひとり親の貧困率、これ44.5％、非常に高いんですね。阿見町でもひとり親世帯結構多いですね。ひとり親世帯の貧困率は２人に１人、これ厳しい状況になっていると。こういう状況が続くと、今でも顕在化していますけども、進学やキャリアの機会創出につながると。つまり、貧困が世代を超えて継続すると。貧困の世帯はまた貧困になってしまうという、そういうことが非常に重要だと、社会的に非常に問題になっていると思います。母子世帯では75.2％が相対的貧困に陥っていると、苦しいと、そういう状況になっているというふうな統計が出ております。この日本の統計は、ほぼ阿見町でも同じような割合で表れていると思います。

物価上昇の要因というのは、世界的なインフレや円安の影響で物価が上昇していることが最大の要因ですね。先ほども申し上げましたように、賃金の上昇率が物価の上昇率に追いついて

いないということが最大の要因だと思います。

先ほどの問題にちょっと戻って、一般的な普通の勤労者世帯、全国平均、生活費、単身で比較してみると、18万円ぐらいだと言われています。毎月18万円消費するんですね。生活保護はどういう状況になっているか御存じだと思いますけども、うなずいていらっしゃいます、６万6,000円ぐらいですね、阿見町は。６万6,000円ですよ。住宅費除きますよ。住宅費は３万4,000円。だから６万6,000円。平均、生活保護の人たちは６万6,000円で１か月過ごすんですよ。預金もないんですよ。電気代、水道代、電話代、それ全部賄う、こういう状態にあるんですよ。

しかし、この生活保護費は、報道で御存じだと思いますけれども、突然政府が切り下げてしまって裁判になって、最高裁がそれは憲法違反であるということで、今、修正が図られているようですけれども、そういう状況だと思います。

それで、具体的な再質問に入りますけれども、まず最初にですね、そういう状況があるということをよくよく我々は認識しなくちゃいけないと。この認識の上に立って、今度の経済対策、阿見町に配分される交付金、これを使うということがとても大事だと私は思います。

まず最初に質問しますけども、これ突然の質問で申し訳ないんですけども、昨日、農林水産省では自治体向けにおこめ券についての説明会を実施したということだったようです。先ほどもおこめ券について答弁がありましたけども、どういう内容だったか説明してください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。

おこめ券の説明会については、農林水産省の主催で、昨日から開始をされているということでこちらのほうでも認識しておりまして、当町の担当課、農業振興課では、本日、説明会にこれから参加予定ということで、ちょっと具体的な内容はこれから説明を受けるということで、この場では回答はできないんですけども、本日午後から説明会のほうに参加するという予定になっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　報道で各自治体向けって言ったんだから、阿見町も昨日説明があったと思いますけれどもね、採用するかどうかは自治体が選択すると。全国でも、おこめ券は、地域によっては実際活用しないというようなこともあるようですけども。

それで、１番目の再質問、交付金の活用については、これまで様々な活用を行ってまいりました。答弁であったように、事業実施までの期間及び事務経費、さらには他の自治体との比較、スピード、これが課題となってきたのではないかと思います、今までの議会の議論の中では。

特に県内の近隣自治体、例えば牛久市で、あるいはつくば市で、土浦市で、美浦村で、稲敷市でと、この比較の中で、町民は、この阿見町の行政を評価するということになると思いますが、この点についてどういうふうに認識しているのかについて、まず伺いたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

交付金の活用についてでございますけれども、多額の事務経費をかけることで、近隣自治体よりも早く実施事業を実施できる可能性というのはありますけれども、その分、事業に充当できる金額が小さくなるということで、最大限の効果を得られないということもございます。

当町といたしましては、近隣自治体に後れを取らない範囲で最大限の効果が得られるように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　これは、何回もこういう交付金が出ていて、改めてこういう質問をするのも恥ずかしい話なんですけども、採用される事業に関わる事務経費、これ別枠で交付金が措置されるのか、しかも政府が推奨している事業でも別枠なのか、それとも、その中の範囲でやるということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

これまでの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事例を見ますと、推奨メニューにおける事務費につきましても、別枠ではなく、交付金の中で対応することになるというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　これまでも、プレミアム付き商品券であるとか、相当な事務経費をかけてやって、自主的に７割ぐらいしか実際に配分できないみたいな、そういうことがあったようですけれども、今回も同じ仕組みであるとするならば、なるべく事務経費をかけないで、しかも支援される側に直接届くと、こういう事業がふさわしいのではないかと思いますけれども。

３番目なんですけれども、先ほど言いました生活保護世帯、６万6,000円で毎月を生活していると。あるいは、ひとり親、母子家庭だというと70％以上が相対的貧困にあると。そういう低所得階層世帯、この世帯への支援というのは、政府が行う生活者支援の枠組みの中で対策されている支援策で十分だと思うかということをお聞きしたいと思います。町は直接関わらないかもしれませんけれども、評価として、お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。
○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

政府が示している生活支援としましては、食料品の物価高騰に対する特別加算の方針が示されましたが、まだ重点支援交付金が幾ら交付されるのか不明のため、町長答弁にもありましたように、交付金を活用した事業につきましては、当町としましては、実情に即した活用策を検討してまいります。

昨今の物価高騰の影響は、特に低所得者にとっては影響を及ぼしていると認識しておりますので、交付金の有無にかかわらず、より効果の高い支援策を調査検討していきたいと考えております。

以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。
○１４番（海野隆君）　私が今回の質問をしたのは、何度も言っていますように、最もこの物価高騰で影響を受けている人たち、この人たちを地域の中で支援しようと。これが最大の政策でなければいけないと。大体、幾つかの事業をやるので総花的になる。確かに事業者も普通の世帯も影響を受けますよ、これね。スーパーに行ったら一目瞭然だ。お米だって２倍になっているわけですから、相当厳しい。だけども、その中でも厳しい世帯というのがやっぱりあるわけですよね。何度も何度も申し上げて申し訳ないんだけども、そういう人たちにこそ政治の光を届けると、手を差し伸べると。政治は弱者のため、そういう政策というのが私は取られるべきだと思います。それは確かに影響を受ける人たちに総花的に政策を打つのは正しいと思われるかもしれないけれども、しかし、それではなかなかそういった厳しい人たちに十分手が届かないというふうに思われます。

これね、予算がなければね、あれもこれもってできると思いますよ。しかし、町に来るのは１億円から２億円ぐらいしか来ないわけですよね、実際に町として使えるお金は。そこを、私はお願いするために、お願いというか主張するために、一般質問するわけですね。

物価高騰による生活への困難というのは、何度も申し上げていますけども、生活保護世帯、ひとり親世帯など、より低所得階層世帯で顕著にあらわれます。エンゲル係数ってね、僕らも中学校時代に習いましたよ、エンゲル係数。今30％ぐらいだというらしいですよ。30％のエンゲル係数、高いのかなと思ってびっくりしましたけども、低所得階層はもっと高いですね。もっと高い。もうほかのことに使う余裕ないです。日々の生活、日々の食料品を買うためにほとんど使ってしまうと、こういう状態になっていると思います。久しぶりにエンゲル係数という言葉を私も見てみましたけれども。

この阿見町で、こうした低所得階層世帯の対策を打つことが、私は喫緊で最も重要だと思わ

れます。したがって、配分される交付金のどの程度なのか分からないですけれども、この人たちにこそ多くの支援の手を差し伸べるべきだと思いますけれども、このことについてどうお考えなのか。方針出ているのか。まだ方針出てないのかな。方針出てないとすれば、議員として、海野隆の主張として、そうすべきであるということを申し上げるので、どう考えるか答弁ください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

低所得者の定義は明確ではありませんが、住民税非課税世帯、均等割課税世帯といった世帯にとっては、先ほど答弁させていただきましたとおり、物価高騰が家計全体に大きな影響を与えることは十分に認識しております。

町としましても、今後示される交付金の規模などを踏まえ、対応する必要があることは御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩……。すぐ終わる。

じゃあ、14番海野隆君。

○１４番（海野隆君）　皆さんね、もうお昼になるので心配されたと思いますけども、最後の質問ね。

何となく分かったような分からないような答弁だったんだけれども、私は、過去にも例があったように、事業経費ということを考えると、やっぱり現金で支給するということが私は必要だと思います、現金でね、こういう人たちには。

なぜかというと、過去、プレミアム付き商品券、これを発行してやったことがあります。しかし、これ買えないと言うんですよ、商品券。１万円も２万円もそのときにぱっと一時的に払えないと言っているわけね。そうすると、そういう所得階層の人たちがプレミアム付き商品券を買って、それは確かに得するんだけども、買うと、そういう選択がなかなか困難になるということを考えれば、私は今回の交付金の配分は、低所得階層により手厚く、しかも現金で支給すると、こういうことをやっていただきたいということを。これは私が町長ならば、すぐ決断して、そういうふうにやるんだけども、そうもいかないので、議員としては要望しますけども、それについて最後に答弁をいただいて、部長でもいいですよ、最後に答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまって大変申し訳ないですけれども、町長答弁にもありましたと

おり、国から示されました交付金の推奨事業、これを踏まえまして、速やかに実施ができるように検討をしてまいりたいと。大変申し訳ない。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　これで14番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時０２分散会

第　４　号

〔 12 月 5 日 〕

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和７年１２月５日（第４日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	高野好央君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩　孝君
町民生活部長	齋藤　明君
保健福祉部長	戸井　厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	飯野賢司君
行政経営課長	山﨑秀之君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	荒井孝之君
町民課長	山﨑　厚君
生活環境課長	堀越多美男君
農業振興課長	浅野裕治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
農業委員会事務局長	小松澤　智君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹　久
書記	糸賀正芳
書記	押切侑理

令和７年第４回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和７年１２月５日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和７年第４回定例会

一般質問３日目（令和７年１２月５日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．小川　秀和	１．窓口における多言語対応とユニバーサルデザインを考えた翻訳機導入の必要性について ２．国際交流事業の充実について	町　　長 町　　長
２．栗原　宜行	１．太陽光発電の設置規制と農業者の保護について ２．阿見町の観光振興やふるさと納税事業は順調か	町　　長 町　　長
３．栗田　敏昌	１．千葉町政のこれまでの成果について	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本日、土浦市政記者クラブ幹事社の産経新聞より、傍聴席からの写真撮影の申し出がありましたので、各新聞社の写真撮影を許可していることを御了承ください。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第１項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第５条第１項第３号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、４番小川秀和君の一般質問を行います。

４番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

〔４番小川秀和君登壇〕

○４番（小川秀和君）　皆さん、おはようございます。

最終日、トップバッターで一般質問のほうさせていただきます。よろしくお願いいたします。

窓口サービスにおける多言語対応とユニバーサルデザインの実現に向けた翻訳機の導入の必要性について、一般質問をさせていただきます。

近年、当町においても、外国人住民の増加に伴い、役場窓口に来庁される外国の方を多く見

かけるようになりました。先日の茨城新聞には、外国人住民の数は、本県ではここ10年間で1.98倍に拡大し、全国では13番目に高かったそうです。

また、本年第１回定例会では、紙井議員より、庁舎窓口においての聴覚に問題をお持ちの方々への情報提供と円滑なコミュニケーションの確保についての一般質問があり、コミュニケーションツールを使ったサポートをとの御提案がありました。このような取り組みは、ユニバーサルデザインに基づいた行政サービスにおいても、とても重要なことと考えます。

現在、県内でも、音声の双方向翻訳に加え、文字表示機能を搭載したＡＩ翻訳機を導入する自治体も出てきており、外国人住民の方や聴覚に問題をお持ちの方々とのコミュニケーション支援も、より円滑に進められることが見込まれております。当町においても、全ての方に公平で質の高い行政サービスを提供するため、先進技術を活用した窓口対応の強化も必要かと感じます。

先日、近隣の自治体で既に導入されているＡＩ翻訳機を視察してまいりました。ここの自治体の機材は約40万円ほど、毎月のランニングコストがかかりまして、オプションにもよりますが２万5,000円ほどかかるそうです。また、財源として、新しい地方経済・生活環境創生交付金というのを使っており、補助率は２分の１だったそうです。そして、役場で使う難しい言葉も登録しておけば出てくるということでお話しされておりました。

多言語対応と聴覚に障害をお持ちの方の支援を両立させるＡＩ翻訳機について、町としての今後の考えをお伺いしたいと思います。

１つ目、当町において、外国人在住人数と、ここ数年の推移についてお伺いいたします。

２つ目、庁舎窓口で外国の方や聴覚に障害のある方への対応についてお伺いいたします。

３つ目、翻訳機を使用した場合、住民サービスの向上と職員の負担軽減についてどのようにお考えでしょうか。

４つ目、翻訳機を使用することによるメリットについてお聞きします。

以上４点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

小川議員の、窓口における多言語対応とユニバーサルデザインを考えた翻訳機導入の必要性についての質問にお答えいたします。

１点目の、当町における外国人在住人数と、ここ数年の推移についてであります。

令和７年11月１日現在、当町の外国人住民は1,572人であります。令和２年11月の時点では

944人であり、５年間で約1.7倍に増えたことになります。

２点目の、庁舎窓口での外国の方や聴覚に障害のある方への対応についてであります。

外国人住民の来庁目的は、住民登録や印鑑登録の届出、婚姻、離婚の手続、マイナンバーカードの受け取りが主ですが、そのほか出産、子育て、教育、国民健康保険、介護保険、納税、観光案内等が挙げられます。

町民課では、数年前から小型移動式のＡＩ翻訳機を１台導入しており、必要に応じて外国人住民に対して、窓口で使用しております。聴覚に障害のある方に対しては、筆談を交えながら対応したり、翻訳機を活用したりすることもあります。

役場庁舎以外では、健康づくり課やおやこ支援課においても、窓口や自宅訪問等での各種相談に小型翻訳機を活用しております。また、小学校や保育所においても小型翻訳機を利用した実績があります。

３点目の、翻訳機を使用した場合の住民サービスの向上と職員の負担軽減についてであります。

翻訳機を使用することにより、住民が手続に必要な情報を理解しやすくなり、効率的かつ効果的に手続を進めることができます。また、適切に相手に伝わることで、職員の負担を軽減し、安心して業務に専念することにもつながります。さらに迅速に対応することで業務時間の短縮にも効果があります。

４点目の、翻訳機を使用することによるメリットについてであります。

翻訳機の使用につきましては、何のために使うかが重要であると考えております。窓口で登録や届出を行う場合や、法律や行政手続に関する言葉で誤訳が起こると誤解を招き、重要な手続に支障を来す可能性があります。このような場合は高機能システムが効果を発揮します。また、子育てや教育の相談、健康保険、福祉、観光、国際交流等での情報提供に用いることも有効であり、災害時に迅速に情報を伝達するツールとしても翻訳機を用いる効果はあります。

ただし、翻訳機は万能ではなく、翻訳の精度や伝わり方、扱う職員のスキルによっても差が生じます。また、翻訳しても文字を読めない外国人もいるため、あくまで職員が丁寧に案内する中で、補完的に使用することが重要であると考えております。

今後、小型翻訳機に限らず、費用対効果も念頭に入れながら、他自治体の導入実績や検証事例を注視してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、再質問のほうさせていただきます。

それでは、まず最初に、現在当町にお住まいの外国人の方で、来庁される外国人の方の国籍

についてお伺いいたします。何か国ぐらいの方がいらしてるでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。
　令和７年11月１日現在、住民登録のある外国人住民の戸籍数は35か国でございます。
　なお、来庁される外国の方の国籍につきましては、受付時に国籍の記録を行っていないことから正確な数は把握しておりませんが、窓口対応の状況から見ますと、おおむね住民登録のある方と同様の国・地域の方が来庁されているものと認識しております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、35か国の方なんですけども、どの程度の言語の種類が使われていますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　当町で外国人登録が多いのは、フィリピン、スリランカ、ベトナム、タイ、中国の順となっております。統計まではとっておりませんが、それぞれ母国語だけでも、タガログ語、シンハラ語、タミル語、ベトナム語、タイ語、中国語と、異なります。英語圏以外でも言語の種類は非常に多いと認識してございます。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、翻訳の対応に時間がかかってしまったというようなケースはありますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　言葉の翻訳そのものに時間を要しているというよりは、相手方の国に存在しない制度や仕組みが複雑な制度について御案内する場合に、一定の時間を要するケースがございます。例えば、印鑑登録などは日本独自の制度ですし、最近増えているマイナンバーカードの発行についても、これがどのような制度で、いつまでに何をしなければならないかなど理解をしてもらうために時間がかかっております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　ありがとうございます、よく分かりました。
　続きまして、今お使いの小型移動式の翻訳機の使用頻度はどのぐらいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
町民課で平常時におきましては、週に２回、１日当たり１回程度の利用状況となっております。一方で、住民異動等により窓口が混雑する３月及び４月の繁忙期におきましては、週３回、１日当たり三、四回程度と、平常時に比べ使用頻度が高くなっているような状況でございます。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　ありがとうございます。
続きまして、さっきの御答弁で文字を読めない外国人の方もいるというふうな御答弁をいただきましたが、現在、御使用の翻訳機での課題はどのようなものがありますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
翻訳機で翻訳はしているものの、相手の言葉の意味が分からないと正しく変換されているのかが分かりません。そのため、短い文章で専門用語はなるべく避けて、相手の反応を見ながらコミュニケーションをとる必要がございます。
また、手続には法律用語や専門用語が必要となる場合も多く、全て翻訳できるわけではないことも課題として挙げられております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　近隣の自治体で見てきたものなんですけども、それは窓口で、このディスプレー、こういう透明の、このぐらいの40センチ、そうですね、30センチぐらいの透明のディスプレーですけども、それに文字と音声での対応ができるものが導入されておりました。これは県内でもまだ３自治体ほどらしいんですけども、こちらのものを実際に御覧になったり、導入のきっかけになったのはどういうことということは、そういうふうな状況をお聞きしたりとか、その辺は掌握されていますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
昨年度になりますが、町民課の窓口で同等の翻訳機のデモを実施したことがあります。ディスプレータイプの機器の使い方はおおむね把握してございます。他の自治体では、幅広い外国籍の方がいる、または聴覚に障害のある方の手続をスムーズにするために導入しているようでございます。そういった認識です。
以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、近隣自治体に稼働後の状況などというのは確認された経緯はありますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
つくば市と稲敷市のほうに確認いたしました。
まず、つくば市におきましては今年の８月に導入をし、職員が対応できない言語の場合に使用しているということでございます。つくば市の場合、外国人住民も１万人を超えているため、ほぼ毎日活用しているということでございました。
次に、稲敷市は本年10月に導入したところです。市民課や総合窓口で外国人対応に使用しているとのことでございます。稲敷市における使用頻度は、おおむね週２日程度ということで、阿見町と同様のような状況ということでございました。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　よく分かりました。
続きまして、聴覚に障害がある方に対しては、筆談を交えながらというようなお答えがありました。そのように対応してくださっていると思いますが、ディスプレーの文字での対応、外国の方への音声対応など、その翻訳機の導入後の費用対効果についてどのようにお考えでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
費用対効果は、目的や使用する機器によって異なってまいります。ディスプレータイプは高性能ですが、導入費用や維持費が、現在当町で使用している移動式の小型翻訳機に比べますと高額なものとなります。また、設置場所が固定となるため、使用頻度の予測を立てながら、何のために、どの機械を選択するのが一番適切なのかを考慮し、費用対効果を見極める必要があると考えております。
以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　よく分かりました。
それでは最後の質問になりますが、実際の窓口で対応してくださっている職員の皆さんの実際のお声があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民課長山﨑厚君。

○町民課長（山﨑厚君）　お答えいたします。

当町でも外国人住民は急激に増えており、５年前から1.7倍、10年前からは２倍を超えます。さらに英語圏ではない住民が増えており、今後、様々な場面で外国人住民対応を迫られることになると思われます。

住民サービスの向上や職員の負担軽減のためにも翻訳は必ず必要となります。高性能機器を導入するのか、低予算のものを数多く導入するのか、あるいはスマートフォンの翻訳アプリを活用するかなど、選択はいろいろございますので、その目的や効果を見極めながら、窓口担当とシステム担当が協力をして、よりよい方向に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ありがとうございました。

今回ＡＩ翻訳機の導入について質問させていただきました。言葉とか、あと音声の壁を乗り越えて、安心して情報や環境を整えることは町民の皆様の暮らしやすさにつながると思います。災害時や日常生活の場でも、誰にとっても優しく、さらに安心して暮らせるよう、阿見町独自の取組を進めていただければと思います。

以上で１問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは続きまして、２問目の質問をよろしくお願いいたします。

国際交流事業の充実について質問させていただきます。国際交流事業についてお伺いいたします。

近年、進行する円高や物価高騰は、海外との交流を主とする国際交流事業について、渡航費や滞在費の増加という形で、避けては通れない実質的な影響を及ぼしているかと思われます。阿見町国際交流協会の姉妹都市・友好都市への使節団派遣事業において、これらの経済的な逆風による具体的な予算、また、事業計画の変更等について、その現状と対応についてお伺いしたいと思います。

また、厳しい経済状況のさなかで、協会の設立趣旨である国際社会に生きる人づくり及び世界に開かれたまちづくりを目指し、町民ニーズに基づいた事業の質と量との両面で成果を上げていくことは大変なことかと思われます。協会の設立趣旨に基づき、持続可能で質の高い国際交流の在り方について、今後の展望をお伺いしたいと思います。

１つ目、阿見町の国際交流事業に関し、アメリカ・スーペリア市や中国・柳州市との交流を中心に様々な活動を展開されています。これらの交流の現状と成果、また課題についてお伺いいたします。

２つ目、若い世代や子育て世代などを取り込むための企画、広報を検討する考えはありますでしょうか。

３つ目、スーペリア市や柳州市との相互訪問プログラムについて、円安による渡航費や滞在費の大幅な増加により、今後の交流に影響が出る可能性はありますか。

３つ質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　国際交流活動の充実についての質問にお答えいたします。

１点目の、スーペリア市や柳州市との交流の現状と成果、課題についてであります。

国際交流事業につきましては、平成９年に阿見町国際交流協会を設立し、協会が中心となって、国際社会に生きる人づくり及び町内に住む外国人が安心して暮らせるまちづくりを目指した町民主体の草の根交流を展開しております。

また、姉妹都市及び友好都市との交流につきましては、アメリカ・スーペリア市とは姉妹都市、中国・柳州市とは友好都市の締結を行い、使節団の派遣及び訪問団の受入れを行っております。令和２年度から令和５年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止を余儀なくされましたが、令和６年度より使節団派遣及び訪問団受入れが再開されました。これらの相互交流の展開は、当町と両市間の確固たる信頼関係が構築されていると改めて実感したところであります。

交流における課題につきましては、円安、世界的な物価高騰などの国際情勢の変動による交流費用の負担の増加であると認識しております。姉妹都市及び友好都市との良好な関係の構築には、相互交流を積み重ね、信頼関係を維持していくことが不可欠です。引き続き両市と積極的な交流を図るため、交流費用の負担の増加への対応策を検討し、国境を越えた相互理解や国際親善の推進、国際感覚豊かなこどもたちの育成、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献に努めてまいります。

２点目の、若い世代や子育て世代などを取り込むための企画や広報の検討についてであります。

国際交流協会での交流事業や会員募集につきましては、協会広報紙「ＮＯＷ」などに掲載し、会員に配布するほか、協会のホームページ、町広報紙へ掲載するなど、広く町民の皆様にお知らせしているところであります。

交流事業の一環といたしましては、教育委員会と連携し、中学生をスーペリア市と柳州市の両市に対し交互に派遣しており、今年度においてはスーペリア市に11名の中学生を派遣しました。

このような多様な文化に触れる機会やコミュニケーション能力の向上を図り、国際感覚を身

につけることができる機会をこどもたちに広く提供できるよう、引き続き、教育委員会と連携し、若い世代や子育て世代などを取り込むための企画や広報の検討を行ってまいります。

３点目の、円安による渡航費や滞在費の大幅な増加による交流への影響の可能性についてであります。

使節団を派遣する際の渡航費や滞在費の大幅な増加につきましては、円安や世界的な物価高騰などの国際情勢の変動により、先行きが不透明な状況となっております。こういった世界経済の動向に鑑みつつ、日程や工程を工夫し、交流事業への影響が軽減されるように努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　それでは、再質問のほうさせていただきます。

コスト増による参加者の経済的負担を軽減し、交流の機会を維持するために、どのような対策を検討していますでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

使節団を派遣する際の個人負担額の軽減につきましては、町長答弁でもお答えしたとおり、円安や世界的な物価高騰などの国際情勢の変動による交流費用の負担の増加が課題であると認識しております。使節団派遣事業の縮減は現時点では考えておりませんので、負担軽減について関係各課と協議、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ぜひ縮減なしで、大変だと思うんですけどやっていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

御答弁にありましたが、既に日程とか行程を工夫されての国際交流事業かと思います。日程とか行程の変更があった上で、この参加者の御意見とか御感想とか、もしあった場合はお聞かせ願いたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

今年度のスーペリア市使節団につきましては、例年は６泊８日で実施しておりましたが、今年度については、旅費を抑えるために日程を５泊７日に短縮いたしました。このことにつきまして、参加者からの御意見は特にいただいてはおりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　ありがとうございます。本当に執行部の方の本当に御努力による結果だと思います。ありがとうございます。
　続きまして、円安による事業費の増加に対し、町として協会の財政基盤を強化するため、例えば補助金の増加など、そういうような対応を検討されていますでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　国際交流協会の予算につきましては、町からの補助金と協会会員からの会費により構成されております。令和７年度の町からの補助金は180万円となっております。
　先ほどもお答えしましたが、円安や世界的な物価高騰、さらに国内での物価高騰の影響もございますので、関係各課と協議を進めていきたいと考えております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　それでは、スーペリア市と柳州市の交流以外の国際交流事業を行っているかと思われます。その内容についてお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　国際交流協会では、スーペリア市と柳州市との交流以外に、日本語、英語、中国語の会話教室や、協会会員による年２回のバス交流会、世界の文化を紹介するためのイベント等を実施しております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　確認ですけれども、今お話しされたバスでの交流会とか、日本語学校、英語学校、こちらの事業なんですけれども、これは180万円の補助金を活用してやっている事業ということでよろしいでしょうか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　国際交流協会では、町からの180万円の補助金及び会員の皆様からの会費を活用して事業を実施しております。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。
○４番（小川秀和君）　ありがとうございます。非常に有意義に使っていただけていると思い

ます。本当に今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問ですけども、これからもちょっと円安の状況もどういうふうに長引くのか、先のことが分かりません。本当に国と国との良好な関係の構築に大きく貢献していると思われますが、国際交流事業の今後の展望についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民活動課長荒井孝之君。

○町民活動課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長（荒井孝之君）　お答えいたします。

今後も国際交流事業につきましては、町、国際交流協会と連携を図りまして、国内外の社会情勢を見極めながら、引き続きアメリカのスーペリア市、それから、中国の柳州市との交互訪問による交流、こちらを軸に異文化理解を深め、多文化共生社会の実現に向けた地域の国際化に貢献する人材や……。

○議長（野口雅弘君）　すみません、ちょっとお待ちください。

すみません。電話は外でやってください。室内では電話禁止なんで。

続けてください。

○町民活動課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長（荒井孝之君）　引き続きアメリカ・スーペリア市、中国の柳州市との相互訪問による交流を軸に異文化理解を深め、多文化共生社会の実現に向けた地域の国際化に貢献する人材や、国際感覚の豊かな子供を育成するなど、引き続き国際交流のさらなる推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　４番小川秀和君。

ちょっとお待ちください。

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

４番小川秀和君。

○４番（小川秀和君）　ありがとうございました。

今回の質問で国際交流事業について質問させていただきましたが、国際交流は単なるイベントにとどまらず、町民一人ひとりが多様な文化を理解し、互いに尊重し合う土台をつくり上げる取り組みだと考えます。

今後は、町の特色を活かしながら、交流の機会をより広げ、町民の皆様が誇りを持てる阿見町の未来のために、引き続き積極的な推進をお願い申し上げます。私どももしっかりアピールしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで、４番小川秀和君の質問を終わります。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番栗原宜行君登壇〕

○１３番（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回、私は、太陽光発電の設置規制と農業者の保護についてお伺いをいたします。

釧路湿原国立公園周辺のメガソーラー建設問題は、以前より大きく報じられていましたが、10月15日、太陽光発電施設を手がける大阪の事業者の社長らが釧路市役所を訪ね、一時中断をしている釧路湿原周辺でのメガソーラー建設について、市の担当者と今後の進め方を協議しました。

この大阪の事業者は、釧路市内15か所で太陽光発電施設の建設を計画していましたが、北斗地区でのメガソーラー建設工事では、森林法違反や十分な希少生物の生息調査が行われていないといった問題が発覚。そんな中、森林法、盛土規制法に基づき、３つ目の土壌汚染対策法の新たな法令違反が明らかになりました。

さらに、この土地の所有者がシンガポール系の企業に移っていることが新たに分かりました。問題となっているメガソーラーの建設予定地が大阪の事業者から、去年11月に愛知県の企業に売却され、さらに今年の３月、シンガポール系企業の日本法人に売却されていました。

太陽光業界は事業を転売する業者が多く、責任の所在が分からなくなって、結局誰も管理しない施設が増えている実態があり、高市首相も、日本維新の会と交わした連立政権合意書で、来年の通常国会で行うと期限を明記して、大規模太陽光発電（メガソーラー）の法的規制を打ち出しました。

このような状況の中、阿見町の現状について、以下の点について質問いたします。

１、阿見町における太陽光発電施設の設置数と、急増している背景について。

２、阿見町における太陽光発電の設置規制について。

３、住民や農業者から寄せられる苦情の件数と内容、またその対応について。

４、農業者を守るための監視体制と被害発生後の対応について。

５、農業者の権利保護と営農継続の支援策について。

６、農業の持続と振興に向けた今後の土地利用政策について。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の太陽光発電の設置規制と、農業者の保護についての質問にお答えいたします。

１点目の、阿見町における太陽光発電施設の設置数と急増している背景についてであります。

当町における太陽光発電施設のうち、把握している件数といたしましては、国のホームページで公表されている「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく申請件数が429件、県の「太陽光発電施設の適正な設置、管理に関するガイドライン」に基づく届出件数が23件、「阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」に基づく届出件数が３件であり、合計で455件となります。なお、申請や届出に該当しない太陽光発電施設の件数は把握できておりません。

太陽光発電施設が急増している背景につきましては、町内の推移となりますが、平成27年度の81件が最大で、その後は減少傾向であることから、当町において急増はしてない状況であります。

２点目の、阿見町における太陽光発電の設置規制についてであります。

本年10月15日に施行した「阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」におきましては、抑制区域や遵守事項、関係法令等に関する調査について規定しており、事業者との事前協議の段階で、町関係各部署による確認を行っております。

３点目の、住民や農業者から寄せられる苦情の件数と内容、その対応についてであります。

平成25年度以降の苦情件数は27件あり、苦情の内容としましては、事前説明の不足や工事の振動や騒音、工事車両による道路の破損、雑草の繁茂など多岐にわたっております。

町の対応といたしましては、これまでは事業者に苦情の内容を伝え、適切に対応するよう依頼してまいりました。今後は施行した条例に基づき、適切な指導等を行ってまいります。

４点目の、農業者を守るための監視体制と被害発生後の対応についてであります。

町農業委員会では、農業委員及び農地利用最適化推進員が月１回の定期パトロールのほか、各委員が担当地区について随時農地パトロールを実施しております。

また、これまでに農業者等からの太陽光発電設備設置における被害発生の報告は受けておりませんが、農地に関するトラブル等が発生した際は、農業委員会が窓口となり、相談をお受けいたします。

５点目の、農業者の権利保護と営農継続の支援策についてであります。

太陽光発電設備設置に係る農地転用については、農地所有者と太陽光発電事業者の両者連名での申請となりますが、適正な農地転用や当事者間のトラブル防止を図る観点から、農業委員会が発行する「農業委員会だより」において、農地転用する際の注意喚起を掲載し、周知を図

っております。

また、農業者への営農継続支援策については、太陽光パネル設置後に農地利用を行う、いわゆるソーラーシェアリングがあり、農業委員会においても、農業とエネルギー確保の共存を図る観点から、ソーラーシェアリングに適した品目、営農方法及び成功事例等について情報提供を行っております。

６点目の、農業の持続と振興に向けた今後の土地利用政策についてであります。

当町では、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和７年３月に町内20地区において地域計画を作成しております。地域計画とは、地域農業の将来を守るために農業者や地域住民が話し合って、10年後に向けて、担い手への農地利用・継承を計画的に推進するために策定するものであります。

なお、地域計画については策定後も地域の実情に即して定期的に見直しを行えることから、町としましては、担い手や農業委員会、土地改良区等との連携を図りながら計画的な農地利用を積極的に推進し、地域農業の維持、発展に寄与してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、各項目に従いまして順次再質問をさせていただきます。

まず１件目の太陽光の設置数ですけれども、合計で455件ということでございました。この内容、年度別、地域別、設備別、これについてどうなっているかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

町内の、まず年度別設置数といたしましては、平成25年度が24件、平成26年度が38件、平成27年度が81件、平成28年度が47件、平成29年度が43件、平成30年度が37件、令和元年度が35件、令和２年度が38件、令和３年度が54件、令和４年度が23件、令和５年度が14件、令和６年度が10件、そして令和７年度が、現時点におきまして11件であります。

次に、地域別ですが、阿見地区が107件、朝日地区が184件、君原地区が122件、舟島地区が42件であります。

続きまして、設備別につきましては、発電出力の規模別の件数でお答えさせていただきます。10キロワット以上50キロワット未満が83件、50キロワット以上1,000キロワット未満が353件、1,000キロワット以上が19件であります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　年度別で見ますと平成27年の81件が一番多かったわけですよね。順次だんだん少なくなってきて、今年度については11件という形になっていると。売電価格も下がっておりますので、そういうのは仕方がないのかなと思います。

驚いたのは地域別ですよね。今４つの地区で御案内ありましたけれども、私が住む君原地区とか近隣の舟島地区のほうが多いのかなと思いましたけども、実際は朝日地区が多いということで、184件の実績があるということで、ちょっとこれ驚きました。

設備別はやっぱり50キロ以上１メガ未満という形が353件ということですので、予想をされていたことです。

実際に455件も町内に設置されているということですので、今後注視していきたいなと思っております。

続いて、東京都や神奈川県では、新築住宅に太陽光の設備の設置を義務づけました。国の太陽光発電や再生可能エネルギーの政策方針はどのようになっているのか、また、変更があるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

今年度現時点におきまして、国から政策変更等についての通達は来ておりません。町で把握しているものは特に現在はありません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ここでメガソーラーというか、国の政策なんですけども、今年の２月の閣議において第７次エネルギー基本計画とＧＸ2040ビジョンが採択、決定されたわけですよね。この計画で再生可能エネルギーの主力電源化を掲げて、2040年度のエネルギーミックスにおける再エネ比率を大幅に引き上げることが目標になったわけです。

特に太陽光発電につきましては重視をして、現状の比率が約10％ですけれども、そこから大きく引き上げて、2040年代には全体の約23％から29％を太陽光が担うというふうな目安が示されています。先ほども質問の冒頭でお話ししましたけども、首相と日本維新の会の連立合意書の中で、来年また法規制を打ち出すということがありますので、政策としては大きな転換が今年行われているという形になっています。

続いて、阿見町では、太陽光発電の設置件数の減少傾向との答弁でしたけれども、建設用地の売買価格、買取り価格が従来に比べて大体５倍になっています。また、業者からの買取りのＤＭとか電話連絡等が増えています。このような状況を把握しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　これはあくまでも民間事業者の取引内容となりますので、町のほうでは把握はしておりません。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　条例ですけれども、これ民間の動向が条例運用に必須なわけですよね。行政は本来把握すべきだと私は思います。また、太陽光発電に関する勧誘の増加や土地価格の急騰により将来的なトラブル、強引な勧誘であったり、誤認契約であったり、土地利用問題が懸念されるわけです。住民保護の観点からも行政が把握すべき問題ですので、アンテナを高くして把握できる体制を整えていただきたいというふうに思っております。
　続いてＦＩＴなんですけど、ＦＩＴ単価が下がっているのに、今御案内のとおり企業の開発意欲が上がっているわけです。この背景に新たなＦＩＴ制度があるとも言われていますけれども、このような状況についてどのような課題認識を持たれているのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。
　ＦＩＴ制度につきましては、企業の脱炭素化と収益確保が同時にできる制度として、再生可能エネルギーの普及を目指す制度と聞いておりますが、町が直接関連する制度ではないことから、現時点で特に課題等の認識というのはございません。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　町と直接関連する制度でないから現時点で課題は認識しておりませんというのは非常に残念ですよね。
　ＦＩＴ制度は電力市場変動型の支援制度で、事業者の採算性や参入判断に影響し、投資判断を左右するわけです。その変化は自治体の申請件数や審査事務、地域調査に直接影響しますので、条例運用を行う上で無関係ではいられないわけですから、条例を新たに制定した阿見町にとっては課題認識は持たれたほうがいいのではないかと思います。
　それから、未稼働のまま放置されている太陽光発電施設はありますか。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。
　ＦＩＴ法の申請のあった太陽光発電設備につきまして、国のホームページ上で確認いたしました。確認したところ、未稼働のまま放置されている太陽光発電設備はないと思われます。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　これもちょっと私と認識が違うんですけども、経産省の資源エネルギー庁が2020年８月30日に長期未稼働案件に係る対応についてということを公表しています。これによれば、2019年度において稼働している施設が9,887件に対して、未稼働は３万7,497件という形、かなり数が多いわけですよね。そのためにこの未稼働案件が政府内でも問題になっているわけです。

これは朝日新聞の2023年６月12日の報道でも、再生可能、つまり、ＦＩＴで認定を受けながら、いつまでも発電をしない、始めない未稼働案件のうち、約５万件がこの2023年の春に認定を失っているわけです。未稼働案件は国でも問題視していますので、阿見町でも未稼働案件が発生しないよう情報収集が必要だと思います。

続いて、監督、勧告、公表までは、この条例において規定されているわけですけども、公表だけでは抑止力が弱く、実務上ほとんど効かないのではないかと思います。違反に対する過料、罰則が存在しない今回の条例については存在しないわけですけども、法的強制力が不足しています。違反に対する強い措置をどのようにしていくのか伺います。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

本年10月に阿見町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を施行しましたが、これは国の再生可能エネルギー普及促進の観点から、当条例におきましては届出制度としておりますので、過料、罰則等の規定は設けておりません。問題が発生した場合には、現行の条例の規定において適切に対応してまいります。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　それで、また過料、罰則はないんですけども、是正命令とか停止命令も条例にないわけですよね。これは実効性がさらに低くなると思うんですけども、この点についてもお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。
○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

過料、罰則等と同様に、問題が発生した場合には、現行の条例の規定で適切に対応してまいります。

以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　太陽光発電設備の問題は、土砂の流出だとか災害リスク、あとは景観の破壊など、発生してから対応しても住民の被害は防げないケースが多いわけですよね。なので、即時停止や是正命令が必要とされているわけです。

町が当然、今、条例についてはこの４つについてはないわけですけども、町が命令権限を持たないままどのように迅速にこの問題について対応が可能なのか、検討していただきたいと私も思います。

続いて、太陽光発電施設が撤去されず放置されている施設は町内にあるかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

現時点におきまして町内で放置されている太陽光発電施設というものは認識しておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　それで２問目、次の質問じゃなくて、（２）番ですね。太陽光発電の設置規制についてに関連する再質問です。

今回、制定した町の条例以外に規制される法令はどのような法令があるのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

太陽光発電設備の設置に関しましては、条例施行規則に抑制区域と遵守事項を規定しておりますが、その中の関連法令としまして、農地法や都市計画法、文化財保護法などの法令に関する規定を設けております。また、国の固定価格買取制度である再生可能エネルギー特別措置法の一部を改正する法律などの関連法令がございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　様々な法令があるということが分かりました。

阿見町の特色の１つに、自衛隊が隣接しているところも含めると４か所ぐらいあるわけですよね。この自衛隊について、自衛隊があることで規制されることがあるのかどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

太陽光発電設備の設置に関する規定はないと思われます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　これも直接自衛隊があるから設置しちゃいけないとかということはないんですけども、自衛隊の周りを外国資本のところが買ったとかというのが問題になって、そこから出たことなんですけども、土地利用規制法では、自衛隊基地など重要施設の敷地からおおむね１キロ以内を対象として、注視区域または特別注視区域ということで指定ができるわけです。この区域にある土地建物について国は、所有者、利用者の氏名住所、国籍などの調査及び実際の利用状況の確認ができることになっています。特に、特別注視区域では、土地や建物の売買や賃貸借の契約を行う前に事前の届出の義務があるわけです。もし区域内で施設の運用や安全保障に支障を及ぼすおそれのある行為が行われたと判断した場合、国は、中止命令や是正命令などの措置を出すことができるわけです。

これに従わない場合は刑事罰が科される可能性があるというふうになっておりますので、自衛隊があるからといって太陽光を設置できないということはないんですけど、だけど、今言ったこのあまりにも近いところについては十分配慮しなきゃいけないという形で、先ほど御案内いただいた条例以外のものプラスこれがあるのではないかというふうに私は思っております。

続きまして、条例の中の第13条、第14条のところで、設置事業に関わることの遵守事項や運用事業に係るものについても、この別表で示されているところの多くに遵守事項が記載されています。また、実施協議届の２の管理計画でも様々な事項が記載されていますけれども、管理の実効性を高めるためどのように管理していくのか。また、455件も設置され、今後増えていくだろう施設や設備を現行職員でどのように管理していくのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えいたします。

基本的には太陽光発電設備の設置事業者が届出や管理を行うものでありますので、町としましては、新たな太陽光発電設備の届出の際に条例の規定に合致しているかの確認や、維持管理等に関して苦情や相談があった場合に事業者へ適宜指導等を行ってまいりますので、現時点で管理上の大きな問題はないと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　事業者の管理を前提にして、現時点で管理上の大きな問題はないと考えているという御答弁ですけれども、管理不全事業者とか倒産、無届設置など、そういう前提が崩れるケースは十分にあるわけで、実際太陽光発電に関するトラブルが多いというのはもう報告されているわけです。

総務省の行政基本評価局は、2022年の６月末時点で太陽光発電設備の認定件数が上位であるのは24都道府県の全ての市町村、これは943あるんですけども、全ての市町村に対して基礎調査を行っています。その結果、回答が得られた861市町村のうち約４割に当たる355市町村で、太陽光発電設備に起因するトラブルが発生していることが分かったと、さらに、全体の２割近くの143市町村ではトラブルが未解決になっているということを報告しています。

住民保護のため町としてどのような監視体制で状況を把握し、どの段階で介入するのか。苦情発生の後追い対応のみでは十分ではないのかなというふうに私は思います。

続いて、第７条のところなんですけども、抑制区域が協力要請、禁止にはなっていないんですよね。禁止になっていませんので、この実効性を高めるためにどのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

抑制区域に該当する場合におきましては、関連法令等の規定や該当する理由を事業者に対して適切に説明をしながら実効性を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　今、適切に説明するということで実効性が高められるということですけれども、協力要請はあくまでも任意ですよね。説明だけでは実効性を担保するには限界があると思います。協力要請に応じない事業者があらわれた場合、町としてどのような対応が可能なのか、説明だけでは限界があるので、制度的、行政運営的な工夫を検討すべきと考えます。

次、３番目のところに行きます。住民や農業者からの部分、苦情ですね。

第５条の紛争が生じた場合は誠意を持って対応だけでは、これも弱いのではないかと思います。住民トラブルに対する苦情受付窓口の設置や事業者の苦情対応義務、住民説明を再度求めるなど、そういった規定についてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

まず、苦情等の窓口は生活環境課のほうで対応いたします。また、当条例第５条第２項では、設置者及び運営者は、設置事業及び運営事業の実施に伴い、事故等が発生した場合、または地元関係者と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意を持ってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならないと規定しておりますので、御質問の対応は可能であると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　今の御答弁も、誠意を持って解決という抽象的な文言だけで、それを根拠になぜその住民トラブルが解決できると判断されるのか、ちょっと私、分かりませんけれども、事業者が誠意を見せているつもりと仮に生じた場合、町がどのように誠意の有無を判断するのか、どこまで介入できるのかが疑問になるわけですよね。

しかも、その苦情の窓口が生活環境課ということを言われていますけど、苦情等の窓口は生活環境課ってイメージじゃなくて、課題解決のためのスペシャリストが生活環境課でなければならないと思うんですよね。そうしないと、この職員さんって何かいつも苦情等の窓口だみたいな感じになってしまうので、じゃなくて、こういう課題解決のためのスペシャリストがいるんだ、集まっているんだと、そういう体制の強化だとか充実を図っていただきたいというふうに私は思います。

３番目の最後の質問になります。撤去費用の確保について伺います。

条例では自らの責任で撤去するというふうに規定していますけれども、様々な理由から、今後撤去されず放置する危険性が高いと思われます。自らの責任で撤去することを強化するため、撤去費用の確保を目的に、町長は撤去費用の確保のため、規則で定める担保、保証金の提供を求めることができるなどの条例を追加してはいかがかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

太陽光発電設備の廃棄、処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にあるとされております。また、ＦＩＴ法等では、廃棄等の処理を適正に推進するための廃棄等費用積立制度が設けられております。

このように国でも耐用年数を超過した太陽光発電設備の撤去については、重要な課題であるとの考えを示しておりますので、町といたしましても、国等の動向を注視しながら対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時15分といたします。

午前１１時０９分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　４番目の再質問です。
農業者の苦情に対し、町が実地調査を行い、事業者に改善を求めるまでの具体的なプロセスはどのようになっているかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
農地への太陽光発電設備の設置に関しましては、転用完了後、当該地は農地の扱いではなくなりますが、近隣農地からのトラブルに関する相談につきましては、農業委員会のほうでお受けいたしております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　農地転用を伴う太陽光設置件数の推移と課題について、どのように認識されているかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
農地転用を伴う太陽光設置件数につきましては、令和４年度が14件、令和５年度が13件、令和６年度が４件、令和７年度が12月１日現在で11件ということで推移しております。
農業委員会では、毎月定例会総会により農地の転用についての審議を行っており、太陽光発電施設をはじめとした農地の転用につきましては、農地を守る観点から、慎重な審議の上、許可に努めております。
以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　続いて５番目の再質問です。
農業者が農地を守りつつ、収益を上げられるソーラーシェアリングへの適切な支援をどのようにお考えなのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えさせていただきます。
ソーラーシェアリングは、作物を育てている農地にソーラーパネルを設置して発電する取り組みで、町内では６件の事例がございます。
ソーラーシェアリングを始めるには、農地の一時転用許可を申請し、農業、発電ともに長期的な継続が求められ、営農計画や管理体制の整備、周辺住民への説明なども重要となります。
また、このソーラーシェアリング下部の農地で作られる作物につきましては、平均的な反収

と比較しておおむね８割の収穫量確保が求められており、ソーラーシェアリングに適した品目、営農方法及び成功事例等について、町としては情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　６番目に関する再質問です。

再生可能エネルギーの推進と農業振興をどのように調和させ、太陽光発電の乱開発を抑えつつ、地域農業者を守る政策を今後どのように強化していくのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

地域における農地の状況は異なりますが、町としましては、耕作条件に適した優良農地については積極的に担い手への集約を推進し、経営基盤の確立を図ってまいります。

また、その他の土地につきましては、地域の実情を踏まえまして、地域の話合いにより、農業振興に向けた土地利用の方向性を模索してまいりますが、耕作条件に適さない土地などについては、太陽光発電施設の導入についても土地利用の手段の１つとして、地域の合意形成を図りつつ、農業政策とエネルギー政策の調和を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

１問目の質問につきましては以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　続いて、２問目の質問をさせていただきます。

阿見町の観光振興やふるさと納税事業は順調かについてお伺いいたします。

令和６年度ふるさと納税に関する現況調査結果が令和７年７月31日、総務省自治税務局市町村税課から発表されました。令和６年度の全国の受入実績は、前年度比13.8％増の約１兆2,728億円で、５年連続で過去最高を更新しました。市町村別では、１位は宝塚市の256億6,800万円。寄附額に、市立病院に対する市民２人からの寄附約254億円を含んでいるため、実質受入額は２億6,800万円でした。２位が北海道の白糠町で寄附額が211億6,500万円、３位が大阪府の泉佐野市で181億5,200万円、４位が宮崎県の都城市で176億9,200万円、５位が北海道の別海町で173億5,000万円となっていて、６位が北海道の根室市で146億9,100万円ということなっていました。

また、令和６年度の傾向として、能登半島地震をきっかけとして、石川県内の寄附額が県と18市町村で過去最高となり、前年比でいけば３倍というふうになっています。地域の応援の手

段として、ふるさと納税の活躍活用が定着しているあらわれだと思います。

なお、2025年10月からは仲介サイトでのポイント付与が禁止され、2026年、来年の10月からは地場産品の基準がより厳格化されます。人気返礼品が魚介、海産物、肉、米、果物ですけれども、一応肉を抑え１位になった海産物は、福島原発の処理水の海洋放出が開始されたことを受け、水産業者支援の動きがふるさと納税にも波及した結果と考えられています。

さらに、返礼品なしの寄附が、2023年の1.7％から2.7％に上昇しています。物価高の影響を受けふるさとを納税の返礼品として、生活必需品を選択する傾向も強まっています。こうした特産品が域内にない自治体は、体験型観光やサブスク等の新たなカテゴリーの返礼品開発に注力をしております。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

１、令和６年度のふるさと納税寄附額及び寄附件数は、どのようになっているか。

２、返礼品戦略の見直しについて、コンサルタントの具体的提案はどのような内容か。

３、今年委託したコンサルタントとの契約に伴い、観光協会との役割分担は適切に整理されているか。

４、あみ観光協会の一般社団法人化に伴い、設定したＫＰＩはどのようなものか。

５、着地型旅行商品の企画及び販売目標は、どのようになっているか。

６、あみ観光協会の一般社団法人化により、収益事業の売上目標は引き上げられたか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　阿見町の観光振興やふるさと納税事業は順調かについての質問にお答えいたします。

１点目の、令和６年度のふるさと納税寄附額及び寄附件数についてであります。

当町の令和６年度のふるさと納税の受入状況は、寄附額が8,847万円、寄附件数が4,928件となっております。

２点目の、返礼品戦略の見直しについて、コンサルタントの具体的提案はどのような内容かについてであります。

当町では、ふるさと納税に関するコンサルタントの業務の委託は行っておりません。令和６年度にふるさと納税の業務代行業者を公募型プロポーザルで募集し、一般社団法人地域資源活用推進協会に当該業務を委託しております。

当該委託事業者からは主に３つの提案がありました。１つ目は、事業者訪問による新規返礼品の開拓及び既存返礼品のブラッシュアップ、２つ目は、広告を活用したプロモーションの強化、３つ目は、新たな取組として店舗型ふるさと納税等の導入であります。これらの提案につ

きましては現在取組を実施しているところであります。

また、提案されたこと以外にも、返礼品提供事業者説明会や当該委託事業者との町との定期ミーティングの実施などにより、返礼品の拡充に取り組んでおります。

３点目の、今年委託したコンサルタントとの契約に伴い、観光協会との役割分担は適切に整理されているかについてであります。

一般社団法人地域資源活用推進協会とは、ふるさと納税業務全般に係る業務を包括的に契約しております。一方で、観光協会につきましては従来どおり、観光情報の発信や観光イベントの企画運営、観光施設の利用促進など、観光振興全般を主な役割として位置づけております。

４点目の、一般社団法人化に伴い、観光協会として設定したＫＰＩはどのようなものかについてであります。

観光協会の具体的な目標につきましては、令和７年度一般社団法人あみ観光協会総会において事業計画及び収支予算を定め、あみ観光物産館を10月に開設することや会員数を120名に拡大することなどを目標としました。

５点目の、着地型旅行商品の企画及び販売目標はどのようになっているのかについてであります。

現時点での着地型旅行商品の企画及び販売目標はありません。次年度以降については、旅行業の免許取得に併せて、企画及び販売目標を計画していく予定であります。

６点目の、観光協会の一般社団法人化により収益事業の売上げ目標は引き上げられたかについてであります。

任意団体の観光協会では物販等による収益事業は実施しておりません。一般社団法人化による物販等の収益事業については、あみ観光物産館の売上げ目標を1,204万円と設定しており、売上げは順調に推移しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございました。引き続き再質問をさせていただきます。

１番に関連することですけれども、令和６年度の実質収支についてはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。

令和６年度の実質収支につきましては、寄附金額8,847万円から、町外へ流出した減収額約3,098万1,000円と、募集に係る経費4,296万3,000円を差し引き、1,452万6,000円のプラスとな

っております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　ふるさと納税の専任担当者の配置は十分かということなんですけども、不足していないかどうかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えをさせていただきます。
　今後、寄附額を大きく増やすというためには、人員の体制の強化は必要かなと認識しております。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　２番目のところですけれども、提示された内容に対して、具体的にどのように進めていくのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　まず、新規返礼品の開拓、ブラッシュアップにつきましては、町職員や業務代行業者も同行しながら、事業訪問を行っております。
　次に、広告の強化につきましては、業務代行者からの提案を踏まえまして、主にふるさと納税ポータルサイトでの広告の掲載等を行っております。
　店舗型ふるさと納税につきましては、業務代行者及び寄附受入れシステム事業者等も同行しながら町内事業者を訪問しておりまして、今年度新たに１社が現地型決済を導入したところでございます。
　以上でございます。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　部長も今年野洲市のほうに視察に行っていただきまして、ありがとうございました。
　野洲市に視察に行きましたけれども、業務代行料の見直しをして収支の改善をしていました。業務代行料の見直しを検討しているかどうかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。
○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。
　業務代行手数料の見直しにつきましては、他の自治体にて業務代行手数料等の見直しによって収支を改善した事例があるということで、こちらのほうも承知しております。当町といたし

ましても、業務代行業者への業務委託料等の見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　続きまして、３番目に関することなんですけども、経営法人活性化で契約しておりますけども、企業人の知見を地域に残すためのナレッジ蓄積について、そのような仕組みはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君）　お答えいたします。

現時点では具体的な仕組みはございませんが、今後、各企業人の知見やノウハウを観光協会や町との連携事業にも活用できるよう検討してまいります。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　ＫＰＩの件です。町も含めたＫＰＩについて今後どうするのかお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君）　お答えいたします。

現在、町で策定しました観光振興基本計画の中で、観光振興による効果を把握するための指標を観光協会とも共有しております。観光振興基本計画につきましては、次年度改定を予定しておりますので、観光協会とも連動したＫＰＩの設定を今後成立する予定でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　実際に派遣が２名から３名になっておりますけれども、観光協会の事業にどのような効果が現れているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君）　お答えいたします。

物産館事業におきましては、10月に開店をしまして、当初売上げ計画を上回ります販売成果を上げております。

また、情報発信の取組におきましても、公式ＳＮＳインスタグラムのフォロワー数は、法人化前の倍のフォロワー数を獲得しまして、観光情報の発信に努めているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。

○１３番（栗原宜行君）　最後の質問になります。

一般法人化によって、収益事業の売上げ目標を掲げられたかどうか伺いましたけれども、法

人化によって運営の財務の仕組みがどのように変わったのかお伺いいたします。
○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長本橋大輔君。
○商工観光課長兼消費生活センター所長（本橋大輔君）　お答えいたします。
　これまで町で運営しておりました、あみコミュニケーションセンターでの観光情報発信事業から、今年10月よりあみ観光協会が運営します、あみ観光物産館に運営体制が変わりまして、収益事業として取り組んでおります。今年度は売上げ目標1,204万円でしたが、次年度以降はそれを上回る売上げを見込めるよう、町でも推進してまいります。
　以上です。
○議長（野口雅弘君）　13番栗原宜行君。
○１３番（栗原宜行君）　今日のヤフーニュースで愛媛県の松野町のことが書いていまして、財政調整基金が非常に少なくなってきて予算を組めないということが載っていました。同じ愛媛県の西予市というんですかね、も枯渇状態にあるということが、財政調整基金がですね、言われています。
　阿見町も実際ちょっとここのところ非常に厳しい状況になってきているんですけれども、自主財源の確保のためには、ふるさと納税をしっかりやっていただくということが一番の早道であり、先ほど御案内したとおり、何百億円という形で入ってきたわけです。今職員さんが御苦労されていて、やっと過去最高の寄附額までは来ているのは承知しております。ただ、やっぱり商工観光課のほうにもうおんぶにだっこしかない状況だと私は思っています。すぐ10億円、20億円という部分はなかなか、ほかの部分では賄い切れないですし、そういったところを考えれば、野洲市で言っていましたけども、阿見町は何人でやられているんですかという中で、非常に答えづらかったです。実際に野洲市さんの部分でいけば、12名ぐらいの専任されている職員さんがプロジェクトを組んでいって、十何億円という形の寄附額がいただけるんだから、そこから始められなければなかなか大変ですねという形が今でも耳に残っているわけです。
　こういった状況ですが、私たちも一生懸命頑張りますので、何とか、このふるさと納税が、昔はこうだったねという過去の笑い話になるように、全国の皆さんから注目されるようになっていけばいいかなというふうに思っております。
　以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（野口雅弘君）　これで13番栗原宜行君の質問を終わります。
　次に、10番栗田敏昌君の一般質問を行います。
　10番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。
〔１０番栗田敏昌君登壇〕
○１０番（栗田敏昌君）　皆さん、こんにちは。令和７年、最後の一般質問をさせていただき

ます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、千葉町政のこれまでの成果についてであります。

千葉町政が就任してから８年を経過するところであります。これまでの任期中を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症拡大、ロシアのウクライナ侵攻など、本当に様々なことがありました。当町においても、社会の変化に順応しながら、人口５万人に向かって着実に進化を遂げてきました。

その中でも特に、町長公約でもある政策実現プラン、この政策実現プランの進捗など、これまでの千葉町政の成果について、以下の質問をいたします。

１点目、任期中で成果の上がった事業について。

２点目、やり残した事業について。

３点目、今後の阿見町の将来像について。

以上について、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗田議員の、千葉町政のこれまでの成果についての質問にお答えいたします。

１点目の、任期中で成果の上がった事業についてであります。

私が平成30年に町長に就任し、間もなく２期８年を迎えようとしています。１期目は24の政策、２期目は60の政策及び全ての公約に深く関わるＳＤＧｓの推進を公約として掲げました。

この間、一貫して力を入れてきたのが子育て世代に対する支援であります。ランドセルの無料配布、18歳以下の医療費無料化、病児保育施設の整備、第２子以降の給食費無償化、新中学生への衣料品等購入補助券の贈呈などを実施し、子育て世代の負担軽減に努めてまいりました。その結果、阿見町は子育て世代から選ばれるまちとして着実に人口が増え、令和５年10月30日には人口５万人を達成しました。

また、町民がまちづくりに参加する仕組みづくりとして、地域予算制度を令和２年度から開始し、地域の課題解決のため、話合いによって各地域から挙げられた様々な要望を予算化してまいりました。

ほかにも、観光協会の法人化、二所ノ関部屋との連携、ふるさと納税の拡充、移動販売の拡充、低所得者が入所できる介護施設の誘致、高齢者等ごみ出し支援など、観光振興や福祉の向上にも力を入れてまいりました。

２点目の、やり残した事業についてであります。

私が取り組んできた政策の中には、今後も継続して取り組むべき課題も含まれております。特に重要と考えているのが人材育成の取り組みです。これまでに、地域のリーダーを育成し、町民の参画を進める「町民討議会」、地域貢献活動などを通して若い人材を育成する「高校生会」、阿見町の未来について考え、次の世代のリーダーを育成する「あみ未来塾」を創設してまいりました。これらの活動をさらに活性化させ、地域を担うリーダーの裾野を広げていくことが重要になると考えております。

また、任期中に完成まで至らなかった事業として、（仮称）子育て支援総合センターの開館、霞ヶ浦湖岸のりんりんロードにおける橋梁整備、温水プールの建設、そして市制施行が挙げられます。

３点目の、今後の阿見町の将来像についてであります。

現在、全国的に人口減少が続いている中、阿見町は数少ない、人口が増加している自治体となっております。「阿見市」への移行は、町の将来性を全国に発信し、町民の誇りと愛着の醸成につながるものと確信しております。

全ての世代、全ての町民にとって暮らしやすいまちとなり、そして町民が主役の「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を実現することが、阿見町のあるべき将来の姿であると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　答弁ありがとうございました。

それでは、１点目から再質問のほうをさせていただきます。

町長就任してから、子育て世代から選ばれるまちとして着実に人口が増えています。人口増の推移、子育て世代増の推移は、この８年間でどのような変化になりましたか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。政策企画課長糸賀隆之君。

○政策企画課長（糸賀隆之君）　お答えさせていただきます。

人口の推移といたしましては、常住人口の数字で申し上げますと、平成30年４月１日時点で４万7,442人でした。令和７年11月１日時点で５万707人となっており、７年７か月で3,265人の増となっております。

そのうち子育て世代につきましては、参考までに30歳から39歳以下の人口区分で比較をいたしますと、平成30年に対して令和７年時点では237人の増となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　子育て世代の方々に、今後どのような事業があるといいなとか、そういう要望など上がっていますか。また、あるとすれば、どの事業に対しての取り組みなどがあれば伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

町長の答弁でも説明いたしましたとおり、現在、子育て世代の方々に対しては様々な支援を手厚く行っておりますが、令和６年度に実施した子供若者支援に関するアンケート調査では、町に対してどのような支援を充実してほしいかという設問に対しまして、子連れでも出かけやすく楽しめる場所、施設を増やしてほしい、安心して子供が医療機関にかかれる体制の充実という回答が最も多かったという結果が出ております。

今後といたしましては、来年４月に開館予定の（仮称）子育て支援総合センターにおいて、子連れの方が室内で遊べる場所を提供するとともに、現在実施している子育て世代の負担軽減の施策につきましても継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　ありがとうございます。

病児保育や病後児保育なども充実していますので、要望に対ししっかり取り組んでいると感じました。引き続きよろしくお願いいたします。

続いて２点目の、やり残した事業について伺います。

町長が就任して以来、リーダー育成の取り組みとして、町民討議会、高校生会、あみ未来塾など、阿見町独自の政策を進められてきましたが、その中でも町民討議会について、これまでの成果や今後の展開について伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長齋藤明君。

○町民生活部長（齋藤明君）　お答えします。

町民討議会についてですが、令和６年度の第１回会議までは、町主催で討議会を開催していましたが、令和６年度の第２回から、町民が主体となった阿見町町民討議会実行委員会が設立され、以降は実行委員が主体となって運営しております。令和７年度の実行委員は７人の方に御参加いただいております。

また、ボランティアスタッフの方にも参加していただきまして、ファシリテーターや司会として携わっていただきました。また、ボランティアスタッフを育成するためのファシリテーション研修も実施いたしております。

今後も、地域のリーダーを育成し、町民の参画を進めていくため、この実行委員会を主体に

取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　ありがとうございました。

こちら、政策実現プラン、ホームページに今記されているのは令和７年９月時点のものです。達成率が94.6％となっております。１期目の24の項目も、実現は困難と言われてきましたが見事に達成しました。

今期の公約は60というとてつもない数字だと思います。その中で94.6％達成しているのは、町長のひたむきな努力、そして、町長を支えている執行部の皆さんの努力のたまものだと感じます。ゴールに向かい邁進している姿に、いつも感化されております。

しかしながら、こちらの政策実現プランを見ますと、達成率が低いものも幾つかございます。その中の１つに、待機児童ゼロ、達成率75％なのですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長戸井厚君。

○保健福祉部長（戸井厚君）　お答えいたします。

待機児童につきましては、令和７年９月時点では１名おり、75％となりましたが、10月１日以降は解消されております。

これまでの待機児童ゼロを目指す取り組みとしましては、令和４年度に、１つの民間保育園の開設、さらに、昨日の紙井議員の一般質問にもお答えいたしましたが、令和８年４月から２つの民間保育園が開設されます。

あわせて、保育士確保の取り組みとしまして、町独自の処遇改善助成金の創設や心理士などによる巡回相談の回数を増やすなど、保育士の働きやすい環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　こちらもしっかりと対策をしていると感じております。ですが、保育士確保は喫緊の課題であります。保育士の働きやすい環境整備への取り組みをよろしくお願いいたします。

続きましてですが、任期中の達成までに至らなかった事業の１つに、霞ヶ浦湖岸のりんりんロードにおける橋梁整備があります。こちらについての経緯、完成までの見込みを伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長野口正巳君。

○産業建設部長（野口正巳君）　お答えいたします。

霞ヶ浦湖岸のりんりんロードにおける橋梁整備事業の目的といたしましては、現在のコース

が霞ヶ浦湖畔を離れ、旧国道125号に迂回する区間となっており、自動車と自転車との事故のおそれがある危険なコースとなっていることから、国土交通省の陸上自衛隊武器学校周辺の堤防整備に合わせて、町において花室川河口部に新たな橋梁を整備することにより、新たなサイクリングコースを構築することとしております。

これまでの経緯といたしましては、令和元年度頃から国土交通省の堤防整備工事の計画があり、町長自らの国土交通省や防衛省、茨城県への働きかけにより、その堤防がサイクリングコースとして利用できる計画となったこと、また、その計画による武器学校の保安問題についても解決のめどがついたこと、さらには、茨城県からも橋梁整備の技術的な支援が受けられることとなりました。それらを受けまして令和５年度より、町において具体の検討を進めております。

現在の進捗といたしましては、橋梁の詳細設計を順次進めているところであり、令和８年度の工事着手を目標に鋭意進めてございます。順調に進めば、最速で令和10年度頃を目標に完成する予定でございます。引き続き、国土交通省をはじめ関係機関との協議を行いながら、早期完成に向けて事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　こちらの事業ですが、本当にこの町長が本当にいろんなところに足を運んでいって、話を直接しに行っているという町長の努力、そして、職員の努力が実を結んだ事業だと思います。諦めない気持ちが大事だなと本当に感じておりますので、引き続きこちらの事業に対してはよろしくお願いいたします。

また、各部局の答弁を聞かせていただいて、本当に各部局、本当に尽力されているんだなというのは改めて感じました。

続いて３点目ですが、今後の阿見町の将来像についてですが、将来の阿見町をどういうふうに描いていくか。阿見町役場がこれから阿見市役所と変化していくに当たっての意気込みを、まずは町長公室長にお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長小倉貴一君。

○町長公室長（小倉貴一君）　お答えいたします。

阿見町の将来像につきましては町長答弁のとおりでございますが、阿見町は令和６年に国からＳＤＧｓ未来都市に選定をされております。また最近では、市制施行に関連いたしまして、阿見町の情報を発信していく場面も増えてきております。これと同時に、報道に取り上げていただくという機会も増加していることもありまして、全国から非常に注目を集める自治体というふうになってございます。

こうしたことから、町民の皆様から行政に対して期待されるレベルというものも高まっていると感じております。そういった町民の皆様の御期待に沿えるよう、我々執行部といたしましても、行政サービスのさらなる向上、そして、組織全体のレベルアップに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　執行部の前向きな答弁ありがとうございました。

最後、町長に伺います。時期も時期ですので、私の周りからも、町長選始まるけど今回は町長出ないのかなって度々聞かれます。そのたび、もちろん出てほしいんですけど、本人から聞けていないからねとしか答えることが今できません。

答弁でもあるように、取り組んできた政策の中で、今後も継続して取り組むべき課題もあり、また、任期中の大きな目標でもあった市制施行に向かってこれからもチャレンジすべきと私は考えますが、町長のお気持ちを伺います。

○議長（野口雅弘君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　答弁いたします。

まず、これまでの８年間の総括をこの１年近くで行ってまいりました。１期目のときもそういった総括をして、この次どんなことが起こり得る、そして戦略として掲げられる、こんなものがしっかりできなければ、町長としてはやはり器ではないというふうに思って、これまでもやってきました。

その中には、先ほど御指摘あったように、１期目の公約、２期目の公約、大変大きな公約でありましたけれども、やはりこれには辞められた、定年退職された職員、そして、現役の職員、皆さんに大変にお世話になった。この力がなければ、ここまでできなかったというふうに思っております。

また、先ほどもお話があったように、尋ねていただいたように、まだ事業途中のものもございます。そのほかに、これまで歴代の町長がチャレンジをしてきました実穀地区の大型開発の完了、また、ごみ処理施設の更新、広域化、そして、この役場庁舎の建て替えの道筋、こういった大きなものもございます。そして何よりも、ここまで頑張ってきた市制施行を滞りなく行うこと、こういったことも私の責任ではないかなと。

そういうことを考えますと、いま一度、町長になることが必要であると思っております。そういったことで、来年２月の町長選挙に出馬をし、継続して町長をやらせていただきたいというふうに思います。ここで町長の立候補を表明したいと思います。

大切な町民の生命・財産を守るという大きな目的もございます。これから新市に向けて、全

国にＰＲできるものもたくさんそろってきたと思っておりますので、何としても返り咲きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○１０番（栗田敏昌君）　お気持ちが聞けてよかったです。周りの人に聞かれても、答えることができるようになりました。来る町長選に向けて頑張ってください。出馬表明と受け入れて、これから邁進されてほしいと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いします。

これで僕の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで、10番栗田敏昌君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月６日から12月15日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１１時５９分散会

第　　5　　号

〔　12 月 16 日　〕

令和７年第４回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和７年１２月１６日（第５日）

○出席議員

１番	野口雅弘君
２番	筧田聡君
３番	前田一輝君
４番	小川秀和君
５番	紙井和美君
６番	武井浩君
７番	武藤次男君
８番	佐々木芳江君
９番	落合剛君
１０番	栗田敏昌君
１１番	石引大介君
１２番	高野好央君
１３番	栗原宜行君
１４番	海野隆君
１５番	久保谷充君
１６番	久保谷実君
１７番	吉田憲市君
１８番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	宮﨑智彦君
町長公室長	小倉貴一君

総務部長	黒岩	孝君
町民生活部長	齋藤	明君
保健福祉部長	戸井	厚君
産業建設部長	野口正巳	君
教育委員会教育部長	糸賀昌士	君
政策企画課長	糸賀隆之	君
総務課長	石田栄司	君
財政課長	坂入紀章	君
行政経営課長	山﨑秀之	君
管財課長	渡邉修宏	君
こども未来課長	大塚	淳君
おやこ支援課長	山﨑由紀子	君
都市整備課長	加藤卓也	君
上下水道課長	田﨑和徳	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	糸賀正芳	
書記	押切侑理	

令和７年第４回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和７年１２月１６日　午前１０時開議

日程第１　議案第１１０号　阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第１１１号　あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第２　議案第１１２号　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第３　議案第１１３号　令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）

議案第１１４号　令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１１５号　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１６号　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第１１７号　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１１８号　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第４　議案第１１９号　財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）

日程第５　議案第１２０号　土地の取得について

日程第６　議案第１２１号　あみ子育て支援センターの指定管理者の指定について

日程第７　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君）　おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第１１０号　阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第１１１号　あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君）　日程第１、議案第110号、阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第111号、あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、以上２件を一括議題とします。

本案については、去る12月２日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和７年12月８日午後２時に開会し、午後２時54分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ22名、議会事務局から３名の出席をいただきました。なお、傍聴者は１名でした。

まず、議案第110号、阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を許したところ、委員から、月当たりの利用時間及び利用料金は決まっているのかという質疑があり、執行部から、利用時間等については、実施する保育施設と調整しているが、令和８年度は制度実施の初年度ということもあり、月一定時間の利用枠内の中で通園していただくことになる。令和８年度以降の利用料の在り方については、まだ国から示さ

れていない。今年度は標準として１時間当たり300円となっているという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第110号、阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第111号、あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許しましたところ、委員から、阿見町内の方と一緒に来館した阿見町外の方についてはどのような対応になるのか。また、おむつなど衛生用品の販売等は考えているのかという質疑があり、執行部からは、他市町村と同様に、利用は町内にお住まいの方が対象ですが、実家があって里帰りというような場合は認めるというように考えている。少なくとも今回の指定管理５年間は、条例で定めている町民限定でやっていく。衛生用品の販売等は現在のところ予定にないということですが、要望が多ければ検討する可能性があるという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第111号、あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第110号から議案第111号までの２件についての委員長報告は原案可決であります。本案２件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第111号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

議案第１１２号　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第２、議案第112号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、去る12月２日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　おはようございます。

それでは、命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和７年12月８日午前10時に開会し、午前10時26分まで慎重審議を行いました。出席委員は６名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から３名の出席をいただきました。なお、傍聴者は１名でした。

まず、議案第112号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、今回の改正は、このビラの作成単価のみですが、今後ほかの公費負担の項目についても町として見直す考えはありますかという質疑があり、執行部からは、公費負担のものは町で定めることができることになっておりますが、全て国の基準額に準じて定めることとされております。そういった中で、今回はビラの改正ということが生じましたが、その他の部分については大きな変わりがないということから、国の基準法が改正になった際に町でも合わせて改正するような方向で考えておりますという答弁がありました。

続いて、委員から、この改正された背景というのはどういったものですかという質疑があり、執行部から、物価の変動に伴い公職選挙法施行令が改正され、選挙に関わるいろいろな単価が引き上げられているわけですけれども、公費負担の部分で町のほうではビラの部分が該当するということになっているという答弁がありました。

続いて、委員から、今回の改正によって、来年予定している町長選挙あるいは議会議員選挙それぞれこの増額によって想定される金額はどれくらいになるでしょうかという質疑があり、執行部から、町長選の候補者ですとビラの配布の上限枚数が5,000枚とされており、３万8,650円から４万1,900円、差額3,250円増となります。もう一方、議員の候補者に対するものですが、

こちらは上限枚数が1,600枚とされており、１万2,368円から１万3,408円、差額1,040円の増となりますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第112号、阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第112号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案どおり可決することに決しました。

議案第１１３号　令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）

議案第１１４号　令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１１５号　令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１１６号　令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第１１７号　令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１１８号　令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第３、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）、議案第114号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議

案第115号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第116号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）、議案第117号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）、議案第118号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）、以上６件を一括議題とします。

本案６件については、去る12月２日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは、先ほどに引き続きまして、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内総務常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、1113公用車維持管理費196万5,000円、テレビ受信料とのことですが、公用車の台数は何台分でこの金額になったかという質疑があり、執行部から、管財課所管の19台分の補正となりますという答弁がありました。

また、委員から、いつからいつまでの期間の金額かという質疑があり、執行部から、公用車19台は購入年度がそれぞれ異なりますが、一番古いもので平成25年１月に登録されたものが一番古く、最近のものでは令和７年２月が最新ということになりますという答弁がありました。

続いて、委員から、今回の補正で、元金償還費が1,216万9,000円、利子償還費が140万9,000円が減額されておりますが、この補正の背景と利子償還費が少額にとどまった理由というのはという質疑があり、執行部から令和６年度の町債の借入額、当初予想したところから事業の確定、それから令和７年度への事業の繰越しによって町債の借入額自体が下がっており、公債費のほうも下がったということになります。また、元金よりも利子のほうが少額だということですけれども、これはもともと利子のほうが金額としては少ないですけれども、利率が若干上がっているということもあり少額となっているものですという答弁がありました。

続いて、委員から、1113人事給与事務費、市町村派遣職員負担金1,082万5,000円が補正計上されていますが、当初予算に計上しないで今回補正された理由はという質疑があり、執行部から、茨城県との人事交流で当町に派遣されている県職員が２名おり、今年度から新たに派遣された１名分の人件費について、県へ支払う負担金1,082万4,872円を計上させていただいております。昨年度から引き続き今年度も派遣している職員１名分の人件費に関わる負担金は当初予算に計上しており、県のほうからもう１名分の経費について提示がございましたので今回予算計上させていただいておりますという答弁がありました。

続きまして、債務負担行為の市制施行プロモーション業務委託料について、期間が令和８年から令和９年の２年となっており、また、1,300万円が設定されていますが、具体的にどのようなプロモーションを想定しているのか、また、債務負担行為としての必要性はという質疑があり、執行部から、総合的な戦略的な情報発信ということで約２年間、令和９年11月１日に向けて取り組んでいくということです。具体的には、アウトレットと連携して、カウントダウンイベントに取り組んでいく。それから、まい・あみ・まつりの場を活用し、機運醸成に努めていくということ。その他、この庁舎の閉庁式、新たに市となる開市式、市制施行の記念式典を総合的に企画運営という形になっております。債務負担にさせてもらった理由は、年明けにプロポーザルの業者の選定等を予定しており、早い段階から準備に着手していく必要があるということで、今回、債務負担の補正をさせていただきましたという答弁がありました。

続いて、委員から、1311防災管理費、防災行政無線放送施設整備工事748万円が今回補正予算計上されているのですが詳細な内容はという質疑があり、執行部からは、Ｊアラートは全国瞬時警報システムというもので、これまで県防災情報ネットワークシステムと一体化してアンテナを設置していたところですが、今回の第２世代から第３世代に更新のためには、アンテナは県の防災情報システムのものとは別に分離して設置してくれということで、当初はアンテナを分離するものだけを先に計上させていただきました。受信等は令和７年度から令和８年度にかけて更新でしたが、今年１月に入り、令和７年度に受信機のほうも更新をしてくださいという通知があり、財政サイドと協議した結果、今回の補正となりましたという答弁がありました。

続いて委員から、債務負担行為補正の公有財産台帳システム更新委託料352万円の中身と理由はという質疑があり、執行部からは、公有財産管理データの更新の契約は、町が所有している公有財産データを年度毎に、最新のものにする作業があり、そのデータ更新委託料ということで４月１日から業務開始する関係で、今回の計上をさせていただきましたという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対す

る質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは続きまして、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、委員から、32ページ、給食センター維持管理費、建築土木工事の内容は何かという質疑があり、執行部から、ピット内の蒸気配管老朽化に伴い、錆びにくいステンレス製の配管に更新する工事という答弁がありました。

また、委員から、20ページ、障害者福祉費、障害者訓練等給付金は補正としては大きな金額だ。補正の要因は何かという質疑があり、執行部からは、職業等給付は、共同生活援助、宿泊型の自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、そして就労定着という８つの給付事業からなっているが、前年度の同時期と比較して全体的に増加している。実利用者数では約260名増加しているのが補正の要因だ。障害者の高齢化、障害状況の進行で在宅からグループホームが増加し、訓練等給付の中で給付が増えているという背景があるという答弁がありました。

また、委員から、23ページ、保健衛生総務費、産後ケア事業委託料の増額補正の要因について質疑があり、執行部からは、令和７年度から利用者負担額の減免を開始し、産後ケアの利用者が急増したのが理由です。また、利用施設を５か所から９か所に受け皿を増やしたことで、10月末時点で前年度の約２倍という当初予算の想定をはるかに上回る利用があり、今回また799万5,000円の増額をしたという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第114号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第114号、令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第115号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）の質疑を許しましたところ、委員から、８ページ、居宅介護住宅改修費が169万円増額補正となっている。要因は何かという質疑があり、執行部からは、介護認定者数の増加に伴い住宅改修の費用も増加している。前年度と比較して件数は４件の増だが、上限額は20万円で、利用金額が増加していることが要因だという答弁がありました。

また、委員から、９ページ、介護予防ケアマネジメント事業の補正額141万7,000円の要因について質疑があり、執行部からは、令和５年度決算額が662万1,000円、昨年度が738万1,000円、今年度は11月時点で509万9,000円ほど利用されている。介護予防の利用者増が理由だという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし、討論を終結し、採決に入り、議案第115号、令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第116号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第116号、令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は令和７年12月９日午前10時に開会し、午前10時48分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から３名の出席をいただきました。傍聴者はおりませんでした。

まず初めに、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、観光業務委託で861万6,000円が債務負担行為として挙がっているが計上した理由について質疑があり、執行部から、観光ＰＲの推進やあみプレミアム・アウトレット内のあみ観光物産館における観光案内業務を観光協会へ委託するもので、年間を通して計画的な履行が必要であることから令和７年度内に契約を結ぶために債

務負担行為として計上した。との答弁がありました。

また、積算根拠と、委託業務によりどの程度の成果を見ているのかとの質疑があり、執行部から、積算根拠は、観光ガイドブックの作成や特産品料理フェアの開催、自転車利活用推進事業、ボランティア団体の活動支援などを行う観光ＰＲ推進業務委託として381万7,000円を、また、あみ観光物産館における観光案内業務委託として、人件費、諸手当、駐車場使用料等の関連経費として479万8,200円を計上している。効果については、令和６年度まで役場職員で行ってきた観光推進事業のうち、特に阿見町のＰＲに関わる事業を業務委託することにより、継続的な町の観光振興を図れること、また、これまで任意団体で築いてきた事業者やボランティアとの関係性を継続しつつ、法人化の観点を取り入れ、より効果的な観光ＰＲを推進し、地域の発展に期することを期待しているとの答弁がありました。

次に、債務負担行為の補正で、地域活性化企業人負担金、限度額3,540万円について質疑があり、執行部から、地域活性化企業人について、令和８年度当初から人材の派遣を受けるに当たり、令和７年度中に募集選考と協定の締結を行う必要があることから債務負担行為としたとの答弁がありました。

また、積算根拠について質疑があり、執行部からは、観光推進事業に４名、特産品振興事業、ふるさと納税関連で２名を想定しており、１人当たりの負担金が590万円、合計６名分の3,540万円を計上した。なお、この経費は、総務省が定める特別交付金の対象で、10分の10の交付税措置が見込めるとの答弁がありました。

また、ふるさと納税関連で２名とのことだが、２名で足りるのかとの質疑があり、執行部からは、ふるさと納税の拡充は人員体制の強化が必要であると認識しており、外部人材の企業人２名のほかに、正職員の増員を要望している。これらの人材をフルに活用し、ふるさと納税を拡充していきたいとの答弁がありました。

次に、地方債が１億1,320万円減額になっている理由について質疑があり、執行部から、道路課分としては7,540万円の減額となるが、主な理由は国からの補助金の配分が予定より低かったため、事業を見直し、次年度以降に事業を先送りしたためで、道路新設改良事業では、鈴木地内外14路線について事業計画を見直した結果、鈴木地内外10路線に変更し、中央西地内外４路線が先送りとなった。都市整備課分は3,780万円の減額だが、防災施設整備事業債540万円、都市再生整備事業債（立地適正化）を活用し、歳出のほうは減額せずに事業を進めるとの答弁がありました。

次に、農業振興推進事業の儲かる産地支援事業補助金367万8,000円の増額理由について質疑があり、執行部から、ソバ生産を中心に取り組んでいる阿見町畑作物生産振興組合がソバと大豆による輪作の確立に向けた営農を実践するため、それに必要となる普通型コンバインと粗選

機、大豆用の網などの事業費1,103万4,000円に対し、県の補助率３分の１である367万8,000円を補助金額として計上したとの答弁がありました。

また、増額によって見込まれる具体的な効果は何かとの質疑があり、執行部からは、土壌中の有機物が循環促進され、地力の向上と病害虫の抑制が図れ、ソバの安定生産と品質の向上、さらには新たに大豆が阿見町の畑作物の品目として産地化に寄与することが大きく期待されているとの答弁がありました。

また、面積をどのくらい増やす予定なのかとの質疑があり、執行部からは、大豆は現在２ヘクタールだが、令和10年度に６ヘクタールまで増やす試算だとの答弁がありました。

次に、商工振興事業の108万9,000円、この増額内容について質疑があり、執行部から、10月のあみ観光物産館の開設に伴い、新たな新商品開発の申請相談が３件あり、合計389万8,000円の支出が見込まれることから、当初予算額290万円との差額108万9,000円を補正計上したとの答弁がありました。

また、３件新たにということだが、どのような内容なのかとの質疑があり、執行部から、１件は、阿見町産ソバの実を使用した焼き菓子、もう１件は、あみっぺジャポニカ学習帳、あともう１件は、阿見産ツツジの花酵母を使ったスパークリング日本酒の３件との答弁がありました。

また、スパークリングの日本酒だとお米が高騰している中、量的にどのぐらいの本数を予定しているのかとの質疑があり、執行部からは最小ロットの約1,000本で取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、道路課の職員給与関係経費335万円の減額理由について質疑があり、執行部からは、９月末に１名退職したことによる減額との答弁がありました。

また、仕事に支障はないのかとの質疑があり、執行部からは、７月中に１名退職しており、年度途中の退職者は合計２名となる。現在、都市計画課と上下水道課の職員が２名兼務しており、また、会計年度任用職員を10月から１名任用しているが、正規職員２名の補完ではないため苦しい状況だとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修事業7,100万円の減額理由について質疑があり、執行部からは、当初、下島津地内外６路線の舗装修繕を予定していたが、そのうち二区北地内の１路線の工事を次年度以降に先送りとした。また、二区南と下小池、２橋分の橋梁修繕費が国からの補助金が55％配分される予定であったが、実際には7.5％しか配分されなかったため、２橋のうち下小池１橋分の費用を先送りしたため減額としたとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号）内産業建設常任委員会所管事項は、

全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第117号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第117号、令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第118号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第118号、令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）については、全員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第113号から議案第118号までの６件についての委員長報告は原案可決であります。本案６件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第113号から議案第118号までの６件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第１１９号　財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第４、議案第119号、財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）を議題とします。

本案については、去る12月２日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは続きまして、議案第119号、財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）について、審査の経過を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、委員より、子どもたちの施設なのでテーブルとか椅子などについては、無機質なものではなく、材質とか色合いなどに拘っていただきたいが、仕様書などはどうなっているのかという質疑があり、執行部からは、施設で使用する備品については衛生面を考慮し、消毒がしやすく、かつ子どもが安全に使える素材や形状を選定している。色合いについても子どもたちが快適に過ごせるような配色で選んでいる。仕様書では、町で選定した参考型番を基に入札を行っているという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第119号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第119号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第１２０号　土地の取得について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第５、議案第120号、土地の取得についてを議題とします。

本案については、去る12月２日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは、引き続きまして、議案第120号、土地の取得について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、土地開発公社は阿見町にまだ存続しているのかとの質疑があり、執行部からは、存続しているとの答弁がありました。

また、土地開発公社の活用を今回検討しなかったのかとの質疑があり、執行部から、今回の本郷・中根線は社会資本整備交付金の中の防災・安全交付金を活用しているので、今のところ、土地開発公社の利用は考えていない。今後、地権者から早期の買取り等の要望が多い場合や補助金が足りない場合は、土地開発公社の活用も検討するとの答弁がありました。

また、道路幅員が27メートル、延長1.1キロメートルの整備区間の土地の取得で、残地が出てくると思うが、この残地をこの後どうするのかとの質疑があり、執行部から、本郷・中根線の整備は市街化区域と市街化調整区域に分かれる。市街化区域は、残地として残ったとしても売れるので、基本的に残地がないように買収をしていく。市街化調整区域は、残地が残ってしまうことも考えられるが、その場合は隣接の地権者に買収してもらうなど、なるべく残地を残さないように整備を行うとの答弁がありました。

また、本郷・中根線の事業用地には包蔵地が含まれていると思うが、買収した土地の価格は減価されるのかとの質疑があり、執行部からは、本郷・中根線の包蔵地は市街化調整区域に一部含まれるが、用地買収単価に関し包蔵地が含まれているという理由から買収価格を低くするといったことは行っていないとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案

第120号、土地の取得については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第120号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案どおり可決することに決しました。

議案第１２１号　あみ子育て支援センターの指定管理者の指定について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第６、議案第121号、あみ子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、去る12月２日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　それでは続きまして、議案第121号、あみ子育て支援センターの指定管理者の指定についての審査の経過について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第121号、あみ子育て支援センターの指定管理者の指定については、全委員

が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第121号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君）　次に、日程第７、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君）　これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和７年第４回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前１０時４９分閉会

―――――――――――――

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　野　口　雅　弘

署　名　員　　栗　原　宜　行

署　名　員　　海　野　　隆

参　考　資　料

令和７年第４回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第112号	阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
	議案第113号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号） 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第110号	阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第111号	あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第113号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第114号	令和７年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第115号	令和７年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
	議案第116号	令和７年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
	議案第119号	財産の取得について（（仮称）阿見町子育て支援総合センター一般什器備品購入）
	議案第121号	あみ子育て支援センターの指定管理者の指定について
産業建設常任委員会	議案第113号	令和７年度阿見町一般会計補正予算（第４号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第117号	令和７年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第118号	令和７年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第120号	土地の取得について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和７年10月～令和７年11月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　日	場　所	事　件
議会運営委員会	11月25日	全員協議会室	・第４回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・その他
総務常任委員会	10月21日	福島県福島市	・電子町内会推進事業の取り組みについて
	10月22日	福島県二本松市	・結婚推進支援事業の取り組みについて
民生教育常任委員会	10月27日	全員協議会室	・認知症支援の取り組みに係る行政視察に向けた当町における現状の確認について ・その他
産業建設常任委員会	10月８日	滋賀県野洲市	・ふるさと納税について
	10月９日	岐阜県養老町	・地域通貨：養老Ｐａｙについて
	11月25日	全員協議会室	・令和７年度第４四半期の所管事務調査について ・その他
広聴広報特別委員会	10月４日	霞ヶ浦高校	・放課後議員カフェ～生徒と議員の気軽なトークタイム～
	10月17日	全員協議会室	・議員カフェについて ・議会報告会について

広聴広報特別委員会	10月17日	全員協議会室	・議会モニター制度について ・その他
	10月28日	全員協議会室	・議会報告会について ・議会モニター制度について ・その他
	11月13日	全員協議会室	・議会報告会の反省について ・その他
議会だより編集委員会	10月14日	全員協議会室	・議会だより第186号の発行について ・その他
	10月20日	全員協議会室	・議会だより第186号の発行について ・その他
全員協議会	11月４日	全員協議会室	・令和８年度３か年実施計画について ・福祉事務所の設置について ・市制施行に関する費用について ・（仮称）阿見町子育て支援総合センターの指定管理候補者選定について ・その他
	11月25日	全員協議会室	・市制施行に関するスケジュール等について ・阿見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ・（仮称）子育て支援総合センター整備の進捗状況について ・土地の取得について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
龍ケ崎地方衛生組合	10月10日	全員協議会 ・令和７年第２回組合議会定例会提出案件について ・その他		吉田憲市
	10月20日	第２回定例会 ・龍ケ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・龍ケ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ・龍ケ崎地方衛生組合の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について ・令和６年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・令和７年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第１号） ・令和８年度龍ケ崎地方衛生組合分賦金割合について	原案同意 原案可決 原案可決 原案認定 原案可決 原案可決	吉田憲市
	11月５日 ～ 11月７日	龍ケ崎地方衛生組合議会先進地視察研修 ・北九州市エコタウンセンター（福岡県北九州市）		吉田憲市 久保谷充

龍ケ崎地方衛生組合	11月５日 ～ 11月７日	・田川地区広域環境衛生施設組合「田川地区クリーンセンター」（福岡県田川郡大任町） ・飯塚市役所（こども政策課） ・直方市汚泥再生処理センター「クリーンＨｉｔｚのおがた」（福岡県直方市）		吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町斎場組合	10月16日	全員協議会 ・令和７年第２回組合議会定例会の議案説明について ・斎場利用状況報告について 第２回定例会 ・令和７年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第１号） ・令和６年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	 原案可決 原案認定	細田正幸 武藤次男 筧田　聡
稲敷地方広域市町村圏事務組合	10月24日	全員協議会 ・令和７年第２回組合議会定例会提出議案について ・その他		海野　隆 栗原宜行 武井　浩
	11月10日	定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について	原案可決	海野　隆 栗原宜行 武井　浩

稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月10日	・稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について ・令和６年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・令和６年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・令和７年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第１号） ・令和８年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について	原案可決 原案可決 原案認定 原案認定 原案可決 原案可決	海野　隆 栗原宜行 武井　浩

令和７年１２月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会総務常任委員会
委　員　長　　久保谷　実

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和７年１２月８日（月）午前１０時００分～午前１０時２６分

２．審査委員　　久保谷　実
紙井　和美
野口　雅弘
石引　大介
前田　一輝
筧田　聡

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第１１２号
議案第１１３号　内　総務常任委員会所管事項

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和７年１２月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会民生教育常任委員会
委　員　長　　海野　隆

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和７年１２月８日（月）午後２時００分～午後２時５４分

２．審査委員　　海野　隆
細田　正幸
佐々木　芳江
武藤　次男
武井　浩
小川　秀和

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第１１０号
議案第１１１号
議案第１１３号　内　民生教育常任委員会所管事項
議案第１１４号
議案第１１５号
議案第１１６号
議案第１１９号
議案第１２１号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和７年１２月１６日

阿見町議会議長　野口　雅弘　様

阿見町議会産業建設常任委員会
委　員　長　　栗原　宜行

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和７年１２月９日（火）午前１０時００分～午前１０時４８分

２．審査委員　　栗原　宜行
高野　好央
吉田　憲市
久保谷　充
栗田　敏昌
落合　剛

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第１１３号　内　産業建設常任委員会所管事項
議案第１１７号
議案第１１８号
議案第１２０号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り